

官報

号外
平成二十二年十一月十七日

○第七十六回 参議院会議録第九号

平成二十二年十一月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十二年十一月十七日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(A P E C 首脳会議に関する報告について)

第二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。
又市征治君から海外渡航のため来る二十日から九日間の請暇の申出がございました。

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

又市征治君から海外渡航のため来る二十日から九日間の請暇の申出がございました。

平成二十二年十一月十七日 参議院会議録第九号

請暇の件 國務大臣の報告に関する件(A P E C 首脳会議に関する報告について)

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(西岡武夫君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(A P E C 首脳会議に関する報告について)

内閣総理大臣から発言を求められております。発言を許します。内閣総理大臣菅直人君。

(内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、十一月十三日から十四日まで横浜で第十八回アジア太平洋経済協力(A P E C)首脳会議に出席し、議長を務めました。

A P E C は、アジア太平洋の二十一の国と地域から成る経済を中心とした協定体であります。世界のG D P の約五割、人口の約四割を占めております。A P E C の地域は、今や世界の成長センターとして世界経済を牽引していると言つても決して過言ではありません。

今回の会議では、私は議長として横浜ビジョンを取りまとめました。太平洋をまたいで、アジア、大洋州、北米、そして南米の国々が連携していくことで持続可能な成長につながるものです。横浜A P E C の成果は、A P E C の歴史の新しい一ページになると確信しています。

今回のA P E C 首脳会議に先んじて、我が国は包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、農業の再生と開国を両立することを明確にしました。これが、A P E C における議論を促進し、今回の会議の成功に大きく貢献したものと考えています。

今回の会議での具体的な成果は、次のとおりであります。

最重要課題がアジア太平洋自由貿易圏、F T A A P の実現に向けて具体的な手段を取るということとあります。F T A A P に向けた道筋については、A S E A N プラス3、A S E A N プラス6、環太平洋パートナーシップ、いわゆるT P P 協定など、現在進行している地域的な経済連携を基礎として更に発展させること等について意見の一致がありました。

この関連で、私からは、T P P 協定について、その情報収集を進めながら対応していく必要があると、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始していく考えであることを表明しました。

また、本年が先進国・地域の達成期限となつてきた自由で開かれた貿易及び投資を実現するとのボゴール目標について、十三の国と地域は目標の達成に向けて顕著な進展を遂げたとの共通の認識に達しました。

さらに、A P E C で初めての長期的かつ包括的な成長戦略を策定することに合意しました。これは、世界経済金融危機の教訓を踏まえ、地域の成長の質を向上するため、均衡ある成長、あまねく広がる成長、持続可能な成長、革新的成長及び安全な成長の五つを達成することを目的とするものであります。

また、W T O ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けた決意を再確認するとともに、輸出規制等を含め、貿易を阻害する効果を持つ措置を新設、強化しないとの二〇〇八年の約束を二〇一三年まで延長することに合意しました。

なお、A P E C 首脳会議の機会にオバマ米大統領、胡锦涛中国国家主席、メドベージェフ・ロシア大統領、ハーバー・カナダ首相、李明博韓国大統領、ピニエラ・チリ大統領、ガルシア・ペルー大統領と個別に会談を行いました。

オバマ米大統領とは、日米同盟を深化、発展させ、来年前半に招待いただいた私の訪米機会に二十一世紀の同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致しました。

胡锦涛中国国家主席とは、尖閣諸島について我が国の確固たる立場を述べるとともに、戦略的互恵関係を発展させていくことや、政府間・民間交流の促進、経済分野を含むグローバルな課題での協力を強化していくことで合意しました。

メドベージェフ・ロシア大統領とは、国後島訪問について抗議の意を明確に伝えました。その上

で、領土問題の解決のための協議と経済協力のための協議を首脳同士を含め進めていくことについて改めて合意をいたしました。

ハーバー・カナダ首相とは、政治・平和安全保障分野に関する新たな協力枠組みの文書に署名し、これらの分野を中心とした緊密なパートナーシップを築いていくことを確認しました。

李明博韓国大統領とは、日韓図書協定の署名を歓迎し、未来志向の日韓関係を構築すべく努力していくことを確認しました。また、北朝鮮問題については日韓米の連携を強化していくことで一致しました。

ピニエラ・チリ大統領とは、我が国にとり重要な資源供給国であり、またEPAのパートナーであるチリとの経済関係を強化していくことを確認しました。

ガルシア・ペルー大統領とは、日・ペルー経済連携協定、EPA交渉が完了したことを確認し、同EPA交渉完了に関する共同声明に署名しました。

以上、今回のAPEC首脳会議、そして七か国との二国間会談を通じ、我が国が大きく国を開き、発展著しいアジア太平洋地域と共に成長の道を歩むことが国益につながるものと確信した次第であります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。今野東君。

(今野東君登壇、拍手)

○今野東君 民主党・新緑風会の今野東です。ただいま議題になりました菅直人総理大臣のAPEC報告に対し、会派を代表して質問をいたします。

菅総理、G20、APECと過密なスケジュールをこなされ、多くの首脳との会談、そして横浜ビジョンの取りまとめ、本当に御苦労さまでした。せっかくなので、私は、まず個々の国々との関係を超えた日本外交全体の立ち位置、特にアジアとの関係について菅総理に伺います。

昨年八月の政権交代以降、鳩山前首相は東アジア共同体を掲げ、アジアを重視する外交姿勢を世界に、アジアに発信しました。

APECの議長国として強く実感されたと思いますが、今やアジアが世界の成長センターであることは明確になっています。この発展する経済をベースにしながら、将来的には社会的な統合にまで踏み込むような構想はあるのでしょうか。

今年は日韓併合百年に当たり、八月十日には朝鮮半島の植民地化への反省を込めた菅総理の談話を発表されました。アジアとの関係には歴史問題という大変難しい課題が横たわっております。そうした問題を解決するには、それらの歴史と正面から向き合い、一つ一つを丁寧に解きほぐすしかないと考えてきた私としては、その談話を評価したいと思います。

十四日の日韓首脳・外相間で朝鮮王室儀軌等千二百五冊の引渡しに関する協定書の調印が行われましたが、こうした和解の道筋も含めた東アジア

共同体という構想についてのお考えを菅総理に伺います。

次に、APECでの個別の会談について伺います。

日本は、アメリカ、中国、ロシアの主要三か国との間にそれぞれ問題を抱えており、準備そのほかで何かと気苦労も多かったと思いますが、個別の首脳会談について御自身では全体としてどのように総括されているのでしょうか。

日米会談ですが、最大の懸案である沖縄普天間基地移設問題について、先行きの展望が開けるような成果はあったのでしょうか。日米同盟を深化させることで合意したようですが、具体的な声明などは先送りされました。

責任分担の立場から対米関係に気を遣ったことは分かりますが、自民党政権の時代とは一味も二味も異なる新たな日米関係の構築に向けて今後どのような努力をなさるおつもりでしょうか。

具体的な例を一つ挙げさせていただきます。

今、ハーグ条約、国境を越えた子の連れ去りに関する条約の批准をアメリカは強く日本に求めてきております。この問題の場合、私は子供の利益を第一に考えるべきだと思いますが、アメリカは、しかし、子どもの権利条約にも女子差別撤廃条約にも入っておりません。これらへの加盟をまですべきだとアメリカに重ねて言うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、中国とロシアの会談ですが、言うまでもなく、尖閣諸島にしろ北方領土にしろ我が国固有の領土であります。菅総理、そのことはどのよ

うに強調されたのでしょうか。そして、今後、両国とはどのようにして関係の打開を図るお考えでしょうか。

特に、海洋権益の拡大に邁進する中国と今後どう折り合いを付けていくのか、同様な問題を抱えているアジア諸国との協調、協力をどうするか、これらは今後の日本外交の大きな課題であります。いかなるアプローチをしようとしていますか、お尋ねします。

ところで、一連の首脳会談の設定や尖閣問題など外務省の対応ぶりに私は首をかしげることが度々ありました。特に、中国やロシアの関係で外務省の情報収集能力に疑問を感じています。前原外務大臣、対中、対口の情報収集能力、外務官僚との関係を含めて、率直な見解をお尋ねします。

さて、今回のAPECの焦点の一つがTPP参加問題であったのは否定できません。菅総理は、TPP問題を黒船に例えて平成の開国と称し、参加することの意義を強調されました。APECの会合でも、自由貿易を進めるとともに、輸出もできる競争力ある農業にするため改革を進めていくと前向きな姿勢を表明しました。確かに、多国間の協定であるTPPに参加すればすべての関税がゼロとなり、輸出国である日本にとっては大きなメリットになります。他方、米など農産品は関税障壁がなくなることで致命的な打撃を受けることが懸念されています。

政府は、当初の参加方針を先送りして、国内の環境整備を早急に進め、関係国と協議を開始するというところにとどめました。これは、民主党の

議員の半数が時期尚早だと反対を表明し、全国の農水産業関係者が直ちに大規模な反対デモを行うなど、利害が真つ向から対立しているのが現状だからだと思えます。

T P Pは、来年十一月にハワイで開かれるA P E Cで交渉の妥結が図られる見通しと聞いています。日本の参加が遅ければ、ルール作りに関与できず不利な立場に置かれると言われていますが、閣内や党内の対立をどう克服するのか。積極派の菅総理、前原外務大臣に考えを伺います。

次に、大島経済産業大臣にお尋ねします。工業製品の輸出増加などのメリットがあり、産業界が歓迎しているのに慎重なのはなぜでしょうか。

鹿野農林水産大臣にお聞きします。食料自給率が四〇％から一三％に下がるとの試算があるようですが、農業関係者の方々の保護を最優先するという立場だけで将来の日本農業の未来は開けるのでしょうか。見解をお聞かせください。

さて、私は沖縄及び北方問題に関する特別委員会に所属しています。そこで常に疑問に思っていたのは、米軍基地を抱えた沖縄の問題と北方領土問題を一つの委員会にしておいてよいのかということ。この際、この委員会を二つに分けてはどうでしょうか。特に、北方領土問題については、北方領土問題特別委員会をつくることでこの問題に取り組む国会の姿勢をアピールできるのではないかと思えます。この委員会の在り方についての論議を参議院として行うことを議員の皆さんに訴えたいと思います。

さて、北方領土に關してですが、我が国の情報

収集力を高め、この問題を世界に発信していくためには、予算を含めた特段の工夫が必要だと思うのですが、今の北方領土関係予算は十億円です。国の予算の立て方を見れば、その国が何をしようとしているのか分かると言われます。今後このような小規模予算でよいのか、北方領土問題に取り組む覚悟も含めて馬淵沖縄北方担当大臣に伺います。

終わりに、私が今大変心配しておりますのは、社会に拡大しつつある偏狭なナショナリズムのことで。尖閣諸島のことがあつたためだと思いますが、先日の読売新聞の世論調査では、中国を嫌う人が八四％に上りました。

T P P参加問題が黒船であつたとしても、幕末のような下関戦争や薩英戦争を経なくては開国できないということであつてはなりません。国を開くと同時に、私たち日本人の心も一緒に開いていかなければならないと私は強く思っています。そのためには丁寧な説明が必要です。今の民主党政権に足りないのはそこです。

菅総理は、現在の国民の意識についてどのような認識を持つているか、そして国を開く際に高じるであろう攘夷の精神に対してどのようにして国民の皆さんに説明をされるおつもりかをお聞きして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅直人君) 今野東議員にお答えを申し上げます。

まず、東アジア共同体構想についての質問で

す。

我が国は、日米同盟を外交の基軸として、アジア諸国との間で様々な面で連携を強化し、将来的には東アジア共同体を構想していくこととしています。

東アジア共同体構想を推進していくには、近隣諸国との間で、政治、経済、文化などの様々な面で関係を強化していくことが不可欠であります。

この観点から、国民間の信頼醸成は重要であり、そのためには歴史問題を丁寧な解きほぐししながら、教育、青少年交流、文化交流等の領域を含む様々な分野で、開放的で透明性の高い地域協力を着実に推進していくことが重要と考えます。

次に、日米・日中・日口首脳会議についての質問です。

まず、今般のA P E C首脳会議において、議長として横浜ビジョンを取りまとめたことに加え、米、中国、ロシアを始め七か国との間で首脳会議を行いましたが、それぞれに大きな成果があつたと考えています。

オバマ大統領とは、日米同盟を深化、発展させ、来年前半に招待をいただいた私の訪米機会に二十一世紀の同盟ビジョンを共同声明のような形で示すことで一致いたしました。

胡錦濤中国国家主席とは、尖閣諸島は我が固有の領土であるとの我が国の立場を述べるとともに、戦略的互惠関係を発展させていくことや、政府間・民間交流の促進、経済分野を含むグローバルな課題での協力を強化していくことで合意しました。

メドベージェフ・ロシア大統領とは、国後島訪問について抗議の意を明確に伝えました。その上で、領土問題の解決のための協議と経済協力のための協議を首脳同士を含め進めていくことについて改めて合意をいたしました。

普天間飛行場移転問題と日米関係についての御質問をいただきました。

昨今のアジア太平洋地域の情勢を考えると、日米関係は新たな安全保障環境に直面していると考えます。日米同盟を二十一世紀にふさわしい形で深化、発展させることが喫緊の課題であると認識しています。

普天間飛行場の移設問題については、私からオバマ大統領に対して、本年五月の日米合意を踏まえ最大限の努力を払っていく旨伝達をしたところです。来年前半の私の訪米の機会に向けて、日米間で緊密に議論をしていきたいと考えております。

次に、人権諸条約の締結に関する米、国への働きかけについての御質問です。

御指摘のとおり、米、国に対して、例えば十一月の五日、ジュネーブの人権理事会において実施された米、国の人権状況審査において、我が国は、米、国が未締結の児童の権利条約、女子差別撤廃条約について早期に締結することを勧告をいたしました。

次に、尖閣諸島、北方領土及び我が国の対中・対日外交について御質問いただきました。日中首脳会議では、尖閣列島について固有の領土であるという我が国の立場を述べました。ま

た、日口首脳会談では、北方四島は我が国固有の領土であるとの我が国の原則的立場を踏まえ、メドベージェフ大統領の国後島訪問について改めて抗議をいたしました。日口の平和条約交渉においても、この日本の原則的立場を当然の前提としてロシア側と議論をいたしております。

アジア太平洋地域の平和と繁栄を確保するためには、日米同盟を深化、発展させつつ、アジア諸国との連携を強化することが重要であります。その上で、中国とは国際社会の責任ある一員として、適切な役割と言動を期待をいたしております。いずれにせよ、大局的な観点から、日中間の戦略的互恵関係を深める日中双方の努力が不可欠であります。

また、ロシアとの間では、従来、首脳間での領土交渉は必ずしも十分進展しておりませんでした。が、領土問題の解決のための協議と経済協力のための協議を首脳同士を含めて進めていくことについて合意をいたしました。私の内閣では、強い意思を持ってロシアとの交渉を粘り強く進めていく考えであります。

次に、TPPの参加についての御質問をいただきました。

御指摘のとおり、九か国間のTPPの交渉が速いスピードで行われる可能性があるのは事実であります。私自身、APEC首脳会議の期間中に開催されたTPP協定交渉参加国の首脳会合にオブザーバーとして参加いたしました。そこでは来年のAPECのホノルル会合までに交渉の結論を得ることを望むとの議論が行われておりました。

TPPについては、情報収集を進めながら対応していく必要があります。国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始するとしたところであり、国民の理解の深まり具合なども総合的に勘案しながら交渉参加の判断を行うことといたしております。このため、党、国民の皆様との意見に耳を傾けながら、適切な判断を行っていく所存であります。

次に、国民意識に関する質問をいただきました。

国民意識に関しては、我が国のみならず、互いに気を付けなければならない問題だと心配をいたしております。一つは、それぞれの国が経済と国民生活の向上に努め、また、経済交流や協力によって相互に生活水準を高めていくことが必要だと考えております。また、政治や文化を含めて交流の促進を図り、互いが理解し合える関係を築いていくことが重要であると考えます。

互いに良き隣人として、お互いに主張するべきは主張し、自由に物が言え、そして連帯して発展していく、そうした環境をつくる努力こそ国を開く道であると考え、菅内閣として推進していきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇、拍手)

○国務大臣(前原誠司君) 外務省の情報収集及び官僚との関係についてのお尋ねであります。外務省では、対中国、対ロシアを含めて適切に情報収集を行い、その結果は私にも随時伝えられてお

ります。情報収集活動の不断のチェックも必要で、随時行っております。事務当局との緊密かつ円滑な意思疎通を踏まえて、私始め政務三役が政策決定を主導しております。今後も一致協力して外交に当たってまいります。

TPPについてお尋ねですが、包括的経済連携に関する基本方針は、党内の提言をしっかりと受け止めた上で関係閣僚間でしっかりと議論して策定をいたしました。今後も、農業の再生と国を開くことを両立させるため、政府・与党連携して取り組んでまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣大島章宏君登壇、拍手)

○国務大臣(大島章宏君) 今野議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、TPPを含むEPAは、これからの日本の将来を考えると、新成長戦略を実現する手段として、日本に立地する企業の競争力を高めてアジアなどの成長を取り込みやすくする、すなわち人、物、金の流れを拡大する、日本経済を活性化させる効果があります。

また、TPPを含むEPAを推進することは、アジア太平洋地域における新たな国際経済ルール作り、すなわちASEANプラス3、ASEANプラス6に加え、FTAAPに向けての新たな国際経済ルール作りに寄与する効果が期待されているわけでありです。

ただし、九日に関議決定されました包括的経済連携の基本方針に沿って、高いレベルの経済連携の推進と農業・農村の振興とを両立させるために

は、持続可能な力強い農業を育てるなどの農林水産業の抜本的な構造強化対策を講ずることが大前提となりますので、農林水産大臣等の関係閣僚と全面的に協力しつつ、国民の皆さんのより一層の理解を得ながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣鹿野道彦君登壇、拍手)

○国務大臣(鹿野道彦君) 今野議員に最初に申させていただきますが、自給率についてお触れになりました。

私もそういったしましては、現状のこの農業の実態、実情に合わせて、関税ゼロになった場合に四〇%が一二%になりますよというそのままでの考え方を出したわけでありまして、決して後ろ向きな姿勢で出したわけではございませんということだけは申させていただきますと思います。

そこで、我が国の農業の競争力に資する政策についてということでお尋ねでございますが、今の我が国農業は、御承知のとおり、農業従事者の高齢化、あるいは後継者難、そして低収益性など、将来に向けた持続的な存続が危惧されるという状況にあります。そういう意味で、こういう状況を踏まえて、競争力の向上や海外におけるところの需要拡大等、我が国の農業の潜在力を引き出す政策対応が不可欠でございます。

このため、農業構造改革推進本部、これは仮称でございますけれども、これを立ち上げまして、戸別所得補償制度あるいは六次産業化によるところの活力ある農山漁村の再生、食の安全、安心の確保、農産物等の輸出促進など、農業の競争力強

化に向けた国内対策を検討していくことといたしているところでございます。(拍手)

(国務大臣馬淵澄夫君登壇、拍手)

○国務大臣(馬淵澄夫君) 北方関係予算についてのお尋ねがございました。

北方領土問題については、北方四島の帰属の問題を最終的に解決し、日ロ平和条約締結をするという我が国の一貫した基本方針の下、引き続き粘り強い外交交渉を行う必要があると考えております。そして、この粘り強い外交交渉を後押しする最大の力は、北方領土返還を求める一致した国民世論の形成であります。

御指摘の十億円、これは国民世論の啓発を主たる任務とする内閣府北方対策本部の予算であります。政府全体としては、外務省等においても所要の予算を計上しておりますが、内閣府としては、とりわけ若い世代に対する取組に重点を置き、北方領土教育、後継者育成、返還運動の推進、これらを図るために必要な予算を確保するとともに、その中で施策の質を高めていくことがより重要であると考え、一層効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 浜田和幸君。

(浜田和幸君登壇、拍手)

○浜田和幸君 皆さん、おはようございます。

私、浜田和幸、自由民主党を代表して、総理が大きな成果を得て成功裏に終了したと自画自賛されておりますAPECについてお伺いしたいと思います。

しかし、その前に、何ですか、柳田法務大臣のあの無責任な発言。どんな質問があっても、個別の事案には答弁を差し控えていただきたい、すべては法と証拠に基づいて対応しています、この二つだけ頭に入れておけば何でもかんでも乗り越えられる。そんな法務大臣、どういう理由で、菅総理、指名されたんですか。

実際、柳田大臣は、この二つの言葉を各種委員会で三十九回も連発しています。こんな無責任な法務大臣、一日も早く罷免されるべきだと思いますが、総理、いかがですか。

その上で、APEC。

菅総理が尊敬されている「平和の代償」の著者である故永井陽之助教授、私も現実的外交については多くのことを学ばせていただきました。今や日本国の総理大臣、最高指導者です。共に永井教授の政治理論を学んだ者同士、日本外交の進路をしっかりと議論したいものです。天上界におられる永井教授のところに届くような魂のこもった答弁を総理にはお願いしたいと思います。もし答弁が不明確、不十分であるような場合には、再質問も行うことをあらかじめ申し上げておきます。

まず、APECの中日首脳会談でも取り上げられた尖閣諸島をめぐる問題について。

九月七日、中国漁船と海上保安庁の巡視船が衝突して以来、政府は一貫してビデオの全面公開を拒んできました。しかし、十一月五日、ユーチューブに四十四分二十三秒もの映像が流出。大勢の国民がこの衝撃的な映像を目にして海上保安庁の行動を支持しております。それなのに、政府

は依然として事実を隠し続けています。

全世界に日本の正当性を主張できるこのビデオを隠したことには何の意味があったのでしょうか。検察・警察当局も、ビデオを流出させた海上保安官については守秘義務違反容疑では逮捕できないとの判断を下しました。要は、問題の映像には秘密の度合いはないということではありませんか。そもそも、全編二十時間を超えるビデオには、日本国民をだましても守らなければならないような、そんな中国の怪物でも映っていたんですか。

速やかにビデオを公開し、事実を示せば、総理が出席された国連総会やASEM、ホストを務められた今回のAPEC、そういった場で、尖閣諸島は日本の古来の領土であり、我が国の実効支配が及んでいるということを疑いの余地なく納得させることができたはずですが、総理、あなたはそうした機会をみすみす逃してしまいました。

菅政権の隠ぺい体質そして柳腰ならぬ腰砕け外交が、日々、日本の国益を損なっているのです。中国との間に領土問題を抱えるアジア諸国の間にも、日本の外交姿勢に対する失望感が広がっています。

このビデオ映像は、海上保安庁の一職員ではなく、本来政府の手で公開され、戦略的に使われるべきものでした。海上保安庁には激励の電話やメールが続々と入っているようですが、こうしたほうふつと沸き上がっている国民の声をどう受け止めておられますか。

いずれにせよ、ビデオ流出に関し総理は、管理責任が不十分だった、このことについては最終的

に私自身にも当然責任があると認めておられます。さすが総理です。また、流出を防げなかった意味も含め、直接的にはそれぞれの部局にそれなりの責任があると、海上保安庁を所管する馬淵国土交通大臣の責任にも触れておられます。

しかしながら、黒を白と言いくるめるのがお上手な仙谷官房長官は、国家公務員の気の緩みを強調し、政治職と執行職のトップの在り方は違ふと詭弁を弄し、鈴木海上保安庁長官にすべてを押し付け、逃げようとしています。

思えば、東工大の学生のころ、菅総理は学生運動のリーダーでした。小生も国際反戦デーのデモに参加したものです。その当時、菅総理は四列目の男と呼ばれていましたね。デモ隊の四列目になれば、機動隊とぶつかっても捕まる可能性は少ないから。留年までして学生運動の指導者であり続けていながら、あなたはいつでも逃げることを考えていたようでした。

幾ら何でも、今でもそんな体質を引き継いでいられるとは思いたくありません。陰の総理と呼ばれる仙谷官房長官の後ろに逃げ込むような見苦しいまねはやめていただきたい。ましてや、石にかじりついても総理を続ける、この発言、何ですか。総理がかじりつこうとする石は、仙谷という石ですか。御自分の信念や国家観はどこに行つたんですか。正々堂々と最前列に出て、自らの言葉で国民にも世界にも向き合つてほしいものです。もし今回のビデオ流出問題で閣僚のだれ一人も責任を取らなければ、政治主導という看板が泣きます。何か失敗すれば役所のせい、マニフェスト

が達成できないのは前自民政権のせいと言い張る言い訳内閣であることを改めて内外に示すことになり。国民はそんな言い訳内閣にほとほと愛想を尽かしています。

政府はこれまで、ビデオの管理は厳重にしていたと繰り返し説明し、何本のビデオが存在するかは明らかにしませんでした。教材用にダビングされた複数のビデオが存在し、神戸の海上保安官が簡単に見られる状態になっていたことは、情報管理がなっていないだけではなく、我々に対する説明を重ねてきたということになります。言い訳が多く、ひきょうなだけではなく、菅内閣はうそつき内閣でもあるわけです。

鳩山政権が普天間問題で米国との関係を悪化させた結果、尖閣では中国に攻められ、ロシアのメドベージェフ大統領には我が国固有の領土である北方領土の国後島に足を踏み入れさせてしまいました。これはソビエト時代にもなかったことです。

沖縄の祖国復帰運動に始まり、北方領土の問題の解決に精力的に取り組んでおられた永井陽之助教授のことを思い出すと、菅君、目を覚ませ、日本人としての誇りを取り戻せと嘆いておられる気がしてなりません。

要は、菅内閣は祖国を全力で守るという気概も、党内の合意も、同盟国の支持もない、三ない、情けない状況に陥っているわけです。そこに中国やロシアが付け込んできたわけです。一連の対応が日本の国益を著しく損なったという点で、

菅総理の責任は極めて重いと思います。

改めて伺います。ビデオ流出の責任を明確にするため、馬淵国交大臣若しくは仙谷官房長官を罷免されるお考えはありますか。また、御自身がお辞めになる、そんな考えはありになりませんか。

さて、APECでは中国の胡錦濤国家主席と得意の二十分間会見をされましたが、支持率急落の最大の原因となった尖閣問題について双方の立場を述べ合っただけで終わっただけではありませんか。中国外交部の説明を見ると、漁船衝突事件も尖閣問題についても話し合った形跡がありません。新華社の報道では、胡主席が菅総理に対し、双方は共に努力をし、交流を根気よく続け、両国人民の相互理解と友好的感情を増進すべきと述べたところ、菅総理は、日中関係の発展に関する胡主席の意見に全面的に賛同と答えたと言われています。また、上海万博の成功に祝意を表したと言っているではありませんか。

総理、この期に及んで上海万博の成功に祝意を表するとは笑止千万。これでは日本国民の怒りは通じるわけがありません。毎回の立ち話外交では、メンツだけを守ろうとする、そんな最高指導者、日本としてはもうこれ以上認めるわけにはいきません。

アメリカの海軍情報分析センターでは、今回、漁船に偽装した中国の工作船が意図的に起こした衝突事件とみなしています。そうした中国船が再度日本の領海を侵犯した場合、どうするおつもり

ですか。東シナ海のカス田についても、中国側は日本の海底資源を盗掘している可能性がありま。そうした動きを止めるにはどうすればよいとお考えですか。

例えば、中国との太いパイプを誇る小沢一郎さんをなぜ使わないんですか。昨年、大勢の民主党国会議員を引き連れて北京もうでをされたではありませんか。習近平次期国家主席を天皇陛下に無理やり会見させたではありませんか。また、次期首相に内定している李克強さんを自宅に下宿させていたではありませんか。それだけ太いパイプを中国に持っている小沢さん、一兵卒になったという小沢さんを動かさないで日本国の最高司令官と言えるんですか。

ロシアとの関係についても同様の懸念があります。菅総理は、APEC終了後の記者会見で、領土問題の解決と経済協力との二つの分野で話し合うことができ、それぞれ進展することができたと述べておられます。じゃ、具体的にどんな進展があったんですか。ロシアの報道では、メドベージェフ政権は、平和条約締結後に北方領土の色丹島と歯舞群島を日本に引き渡すと明記した日ソ共同宣言を土台とした交渉を今後は行わないと決めたというではありませんか。これなど、進展どころか、これまでの日本外交の努力を無にする大敗北としか言いようがありません。一体どのような戦略で今後北方領土問題を解決するお考えなんでしょう。

メドベージェフ大統領の言動を変えるにはプー

チン首相への働きかけが欠かせません。幸い民主党には最終兵器があるじゃありませんか。最前列に座っておられるヤワラちゃんこと谷亮子議員、柔道黒帯のプーチン首相を味方に付けるには最強の人材でしょう。トヨタ自動車と新幹線、いずれもロシアが求めている宝です。組み手に強い谷議員の力と人脈を生かせる機会になると思います。が、いかがでしょうか。

日米関係についても同様です。日米安保改定五十周年にもかかわらず、共同声明すら出せない。こんな日米関係、どうなんですか。

また、TPPの問題についても同じです。

自民党のみならず、民主党の内部すらまとめ切らないままTPPへの参加を決めた。これでは日本の外交はおかしくなることは当たり前です。我が鳥取県では、民主党も自民党もこのTPPに関しては慎重な考えであります。どうやって日本の農業を強くされるのか、菅総理の日本の第一次産業に対する思いを是非語っていただきたい。

一日も早く菅総理が責任を取って辞任されることをお願いして、私の質問に代えます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣菅直人君 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、柳田法務大臣の発言をめぐっての御質問をいただきました。

これ、質問通告がなかったんですけれども、本

日、この問題では官房長官が大臣を呼んで事情を聞くこととしたしております。

また、浜田議員からは、永井陽之助先生の話あるいは私の学生時代の話、大変興味深く聞かせていただきました。大変現実主義者という形で活躍をされた永井先生のお弟子さんらしい現実的な提案もたくさんいただいたと思っております。

もっとも、私の学生時代のことは、同じ大学におられたわけでもありませんので、若干情報が混乱しておられるところもありましたが、また個人的にお話しする機会があったら永井先生の思い出でもお話ししたいと思います。

さて、まずビデオ映像に関する質問をいただきました。

中国漁船衝突事件のビデオ映像の取扱については、国会からの所定の手続による要求があれば、捜査の状況等を踏まえ、適切な判断がなされ、またなされるべきものと考えます。

映像流出に関する国民の皆さんの率直な感想は分かりますが、海上保安庁は捜査権を有する行政機関であり、海上保安官はその一員であります。仮に捜査中の資料を意図的に漏えいすることができるとするならば、それは公務員の服務規程の否定、捜査機関としての機能と規律の喪失を招くものと認識をしております。

また、流出に係る閣僚の責任いかんとの御質問ではありますが、本件については現在捜査中であり、まずは真相究明が必要であります。そして、再発防止策の確立が政治の責任として急務と考えております。

次に、日中首脳会談と対中外交についての御質問をいただきました。

日中首脳会談では、尖閣諸島については我が国固有の領土であるという我が国の立場をまず述べました。そして、尖閣諸島については我が国が実効的に支配をしているわけであり、同様の事案が発生した場合には、個別の具体的な事情に応じて、捜査機関において引き続き法と証拠に基づいて適切に対処されることになると考えております。

東シナ海について、我が国としては、東シナ海を平和、協力、友好の海とするとの首脳間の共通認識の下、二〇〇八年六月の日中間の合意を実施すべく、中断している国際的約束締結交渉の早期再開を働きかけてまいります。また、白樺については、引き続き一方的な活動を控えるよう求めてまいります。

なお、私として、議員外交の重要性も十分認識しております。その上で、政府の責任において主体的で能動的な外交を推進するというのも当然のことであり、そういう決意で臨んでまいります。次に、日口関係と北方領土の問題についての御質問をいただきました。

今回の日口首脳会談では、領土問題の解決のための協議と経済協力のための協議を首脳同士を含め進めていくことについて合意をいたしました。その上で、メドベージェフ大統領からの訪口の招待に対し、私の方からは検討したい旨申し上げました。プーチン首相への働きかけについての御提

案は、一つの意見として受け止めたいと思っております。首脳間の直接の議論を含め、強い意思を持ってロシアとの交渉を粘り強く進めてまいりたいと思っております。

次に、日米同盟についての御質問をいただきました。

先日の日米首脳会談では、オバマ大統領との間で、日米同盟を安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に深化させ、来年前半の私の訪米の機会に二十一世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致いたしました。また、普天間飛行場の移設問題については、オバマ大統領に対し、五月二十八日の日米合意を踏まえ最大の努力を払っていく旨伝達し、在日米軍駐留経費負担については基本的な方針の一致を見たところであります。

私の沖縄県への訪問については、今後適切に判断してまいりたいと思っております。

次に、FTA、EPA、ASEANプラス6、TPPに関する質問をいただきました。

我が国は今、歴史の分水嶺とも呼ぶべき大きな岐路に立っております。世界の国々が国を開き、次々と経済連携を結び、自由な貿易圏を形成している中で、我が国はこの世界の潮流から取り残されつつあるという危機感を抱いております。

また、アジア太平洋地域は世界の成長センターであるとともに、この地域における経済統合の動きは目覚ましく進展していると思っております。思い切って国を開き、世界の活力を取り込むことが不可欠であると考えております。

なお、予定された質問がなかったものですから、答弁漏れはないと思っておりますけれども、そのことを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 横山信一君。

(横山信一君登壇、拍手)

○横山信一君 私は、公明党を代表し、菅総理大臣のAPEC横浜会合に関する報告に対して質問いたします。

まず、日中首脳会談について伺います。

菅総理は、APEC閉幕後の記者会見で、私の就任時に戻すことができたとして日中修復を強調しましたが、これは考え違いも甚だしいのであります。事実上の報復措置であったレアアースの輸出停滞や、一方的に延期された東シナ海ガス田の共同開発のめどは立っておりません。また、日本企業社員の拘束事案の真相も明らかになっておりません。これらの問題について、総理はどのように対処されるお考えか、お答えください。

日口関係については、メドベージェフ大統領による国後島訪問という暴挙を許すなど、尖閣諸島をめぐる対中外交の敗北に続き、国民の菅外交への信頼は、支持率の大幅な下落同様、大きく失われております。

日口首脳会談では、大統領の国後島訪問に対し、日本政府として抗議を行ったこととありますが、ロシア領内のどの地域を訪問するかは大統領が決めることと反論されたと報じられております。

そもそも、北方領土については、一九九三年の東京宣言において、四島それぞれの島名を列挙して、帰属の問題が存在すると確認されていたはずであります。メドベージェフ大統領の発言は、これまでの交渉を無視するものであり、断じて容認できるものではありません。菅総理は首脳会談において、こうした大統領の発言に対し、これまでの日口間の合意を確認されたのでしょうか、お答えください。

菅政権の拙劣な対口外交によって、残念ながら領土交渉は大きく後退をいたしました。昨日には、一九五六年に合意された歯舞、色丹の返還すら拒否すると報じられており、今後の領土交渉は難航することが明らかであります。

領土交渉は再構築しなければなりません。その第一歩として、総理自身が北方領土を訪問するべきであります。総理自身が自分の目で見て、全身で北方領土を感じるところから領土交渉を始めるべきです。日口で実施している四島交流は、現島民との相互理解の増進を目的としており、総理が訪問できない理由などありません。四島は日本の領土であること、そして帰属問題が厳然とあるということを今こそ毅然として国際社会に示す必要があります。

政権交代以降、現職閣僚による北方領土訪問は途絶えております。今こそ北方領土を訪問すべきです。総理の御決断をお聞きいたします。

日米関係について伺います。

オバマ大統領より、来年前半の訪米が招請されるとともに、その際の共同文書発表が提起され、

菅総理も合意されました。このことは、事実上、訪米前までに普天間問題の解決を要求されたのと等しいと考えるのが外交上の常識であります。

五月の日米合意以降、この問題の解決へ向けて一向に取り組んでこなかった総理は、どのように沖縄に向き合い、決着を図るおつもりなのか。この問題を解決しなければ、今度こそ日米同盟の信頼が地に落ちることは必至であります。総理の覚悟を伺います。

また、総理は、アフガニスタン国軍の医療分野での教育訓練について前向きに検討する旨をオバマ大統領に伝えました。反政府勢力の掃討作戦が続くアフガニスタンへの自衛隊医官の派遣がこれまでの憲法解釈との整合性を伴うのか、武力行使の一体化のおそれはないのか、答弁を求めます。

次に、経済連携に関して伺います。

世界の成長の牽引役ともいうべき東アジアの成長を我が国も取り込まねば、日本の将来を描くことは困難であります。そのためには、我が国が進むべき方向性、国家ビジョンを明確に示す必要があります。総理は一体どのようなビジョンをお持ちなのか、伺います。

総理は、平成の開国と声高に叫びました。しかし、これまで開国に向けて菅総理は何をしてきたでしょうか。平成の開国を進めるための具体的な道筋、ビジョンを示さないばかりか、国際社会から信頼されるための努力が全く見えないのであります。

さらに、明治維新以来の開国を目指すのであれば、強固な政権基盤がなくてはなりません。しか

し、支持率は下がり続け、尖閣ビデオの流出事件に見られるように、政権のガバナンスは欠如、高速道路の無料化やハツ場ダムなど、民主党政権が重要政策に掲げた案件に方向性を示せないリーダーシップのなさ等々、これほど基盤が脆弱な政権で本当に国を開くことなどできるのか、甚だ疑問であります。総理の見解を伺います。

我が国の大半は農山漁村地域で占められており、地方への影響が懸念されます。とりわけ、サトウキビ以外の代替作物のない島嶼県や、我が国の食料供給を担う東北、北海道への影響は甚大であります。特に北海道では、米、小麦、乳製品などの重要九品目の関税が撤廃されると、販売農家の七割以上に影響があり、その損害額は年間五千億円を超え、農機具、肥料、燃油などの関連産業を含めると、その影響額は年間二兆円以上という深刻なものであります。

次に、TTP交渉について伺います。

国を開けば農業は強くなるなどの発言が目立ちますが、そもそも食料自給率はカロリーベースで計算されており、その品目の中で大きな比重を占める米、小麦、トウモロコシなどは世界の主要作物であります。これらの競争は単純に価格と収穫量であり、耕作面積の少ない日本では太刀打ちできません。

そこで、菅総理は、これらの地域に与える影響に対し、どのような対策をお持ちなのか。自治体の崩壊すら危惧される状況に対して、どのような戦略を持って臨むのか、お答えください。

政府は、これまでのWTO農業交渉において、多様な農業の共存を基本とし、多面的機能や食料安全保障を確保することを主張してきました。EPA交渉においても、WTO交渉に配慮すること

を求め、除外・例外品目の確保に努めてきました。

しかし、今般のTTPへの参加表明により、関係各国からは、日本は関税撤廃の方針を宣言したと受け取られる懸念があります。これまでのWTO農業交渉における日本側への理解が遠のき、EPA交渉においては除外・例外品目の設定が困難になるおそれがあります。これらに対し、今後どのように対応されるのか、伺います。

自公政権では、WTO交渉の妥結を見据え、水田・畑作経営所得安定対策による構造改革を推進してきました。しかし、民主党政権は、構造改革

の食料を守る姿勢であります。これが先進国の食料を守る姿勢であります。

菅総理、今のあなたのやっていることは余りに無策であります。金さえあれば食料は幾らでも買えると思っているのではないですか。これからの世界の食料事情は年々逼迫してまいります。具体的な戦略がないままの交渉開始は、極めて危険なことであります。食料自給率五〇%の目標は取り下げたのか。そうでないならば、その道筋を示してください。

の前に、規模、形態にかかわらず、すべての農業者を対象とする戸別所得補償制度を導入しました。その制度が定着する前にTPPの協議を開始するとはどういうことでしょうか。

政府は、農業構造改革推進本部を設置し、平成二十三年六月を目途に農業構造改革の基本方針を決定し、十月には行動計画を策定するとしております。しかし、わずか一年で農業関係者との合意を得たものを策定するなどということが果たしてできるのでしょうか。一体どう考えているのか、お答え願います。

今回採択された横浜ビジョンでは緊密な共同体を目指すことになりましたが、TPPを推進するアメリカとASEANプラス3を軸とする中国では、主張の対立が目立ち、その将来像は抽象的なつています。そこで、今回の横浜ビジョンで掲げた目標を達成するために我が国としてどのように取り組まれるのか、また関係国との連携を今後どのように図ろうとするのか、総理の見解を伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅直人君) 横山議員にお答えを申し上げます。

まず、日中関係についての御質問です。

中国のレアアースの輸出制限については、政府として、これまであらゆる機会をとらえ、中国側に改善を求めてきております。今後とも、様々な機会を利用して中国側に働きかけていく考えであります。APERCの横浜ビジョンでも、新たな輸

出制限を課すことを控えるとのコミットメントを二〇一三年末まで延長することに合意したところであります。

東シナ海資源開発について、二〇〇八年六月の日中間の合意を実施すべく、中断している国際約束締結交渉の早期再開を働きかけていきます。

邦人拘束事案については、引き続き中国側に対して情報提供を求めていくことにいたしております。

次に、北方領土問題に関する日口間の諸合意についての御質問をいただきました。

日口両国政府の間では、これまでの日口間、日ソ間の諸合意、諸文書によって、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結することが合意されています。この諸合意、諸文書には、当然、一九九三年の東京宣言も含まれております。

次に、私の北方領土訪問についての御質問をいただきました。

北方四島は我が国固有の領土であり、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの我が国の原則的立場に変わりはありません。私の

内閣では、この立場に基づき、強い意思を持ってロシアと交渉を粘り強く進めていくつもりであります。

なお、帰属の問題があることを国際社会に示すために北方領土を訪問すべきとの意見があることは承知をいたしておりますけれども、このことは、総理がそこに訪問するというもののいろいろな意味を考えますと、かなり慎重に考えなければ

なりません。そういった意味で、北方領土を訪問をする具体的な考えは持っておりません。

次に、普天間飛行場の移転問題と日米同盟についての御質問をいただきました。

普天間飛行場の移設問題については、本年五月の日米合意を踏まえて最大の努力を払っていくとの我が国政府の方針を改めて伝えたいところであります。オバマ大統領からは当方の決意と取組を評価する旨の発言がありました。沖縄において普天間飛行場の移設問題について厳しい声があることは十分承知をいたしておりますが、引き続き沖縄の方々の御理解を求め、誠心誠意話し合っていきたいと考えております。

次に、アフガニスタンへの自衛隊医官派遣についての御質問をいただきました。

十三日の日米首脳会談において私からオバマ大統領に対して、アフガニスタン国軍の医療分野での教育訓練について要請があると承知しており、前向きに検討していると述べました。現時点では派遣の形態や法的根拠等について検討をいたしているところであります。

経済連携と国家ビジョンについての御質問をいただきました。

御指摘の経済連携については、我が国が進むべき方向性、国家ビジョンは、今日九日に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針がこれに当たると考えております。ここでは、我が国が今歴史の分水嶺と呼ぶべき大きな変化に直面しているとの基本認識に立ち、強い経済を実現するためには、市場としての成長が期待できるアジア諸国

や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けて成長・発展基盤を再構築していくことが必要と述べているところであります。

国を開くことについての御質問をいただきました。

六月に定めた新成長戦略にのっとり具体的な幾つかの成果を上げてまいりました。例えば、ベトナム政府が原子力発電所、レアアースについて我が国をパートナーとして決定をいたしました。インドとの間ではEPAについて実質合意をいたしました。こういった実績を踏まえつつ、先般、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、国を開き、未来を開くための決意を固めました。早速、先般のAPERC首脳会議の際のペルーとの首脳会談で、ペルーとの間のEPA実質合意を発表いたしました。日本の国益の観点から、今後とも不退転の決意で取り組んでまいります。

次に、TPPと食料自給率についての御質問をいただきました。

食料自給率については、九日に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針においても、高いレベルの経済連携の推進とともに、我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させることを明定いたしております。持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるべく、農業構造改革推進本部を設置し、検討を行うこととしております。

具体的対処については、例えば農業の二次産業や三次産業への進出による六次産業化、新規参入

支援を進めるための農地利用の在り方の検討、規模拡大や生産性向上、輸出支援等の措置を検討してまいります。

次に、TPPの農山漁村地域、特に北海道への影響についての御質問をいただきました。

御指摘のあった北海道は、国内の農業産出額八・七兆円のうち一兆円と全体の一二％を占めており、地域経済への影響は少なからずあると認識をいたしております。一方、日本の農業の競争力強化を図る上で、規模拡大や生産性向上は有力な選択肢の一つであります。北海道の場合は、土地の広さなど地理的条件に恵まれている部分もあり、高い潜在力があると認識をいたしております。

次に、TPPとWTO、EPA交渉についての御質問をいただきました。

TPPについては、今般策定した包括的経済連携に関する基本方針において定めたとおり、情報収集を進めながら対応していく必要があります。国内環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することといたしました。農産品については、基本方針に定めたとおり、政治的、経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じてより高いレベルの経済連携を目指していくことといたしております。

WTO農業交渉については、各国の事情に配慮しつつ、それぞれの農業が相互に発展し合うこと

ができる貿易ルールの確立を目指して取り組んでいく所存であります。

次に、戸別所得補償制度及び行動計画策定に関する質問をいただきました。

農業分野の対応策については、農業構造改革推進本部の場で持続可能な力強い農家を育てるための抜本的な対策を徹底して議論していくこととしていますが、戸別所得補償制度については、これを基盤としつつ、規模拡大や生産性向上等を進めるためにはどのような措置をとり得るのかといったことを検討していきたいと思っております。当該本部における行動計画の策定については、農業関係者とも十分に意見交換を行いつつ策定をしてまいります。

最後に、横浜ビジョンの目標達成のための取組と関係国との連携についての御質問をいただきました。

横浜ビジョンに盛り込まれたアジア太平洋自由貿易圏、FTAAPについては、その実現に向けて二国間のFTAやEPAの積み重ね、あるいは多国間におけるASEANプラス3、ASEANプラス6、TPPといった協議など、いろいろな道筋があると認識をいたしております。我が国としては、アジア太平洋地域全体における自由貿易圏を目指し、このような幾つかの道筋について関係国と連携しつつ、それぞれ積極的に進めていく、これが横浜ビジョンの大きな方向性での合意である、このように認識をいたしております。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 小熊慎司君。

〔小熊慎司君登壇、拍手〕

○小熊慎司君 みんなの党の小熊慎司です。菅総理の報告に対して、みんなの党を代表して質問いたします。

今回のAPECにおいて横浜ビジョンが採択され、緊密な共同体、強い共同体、安全な共同体といったアジア太平洋地域内での将来像が示され、その実現のための道筋が確認されたところです。その中でも、食料安全保障、感染症、環境破壊、テロなどの人間の生存、尊厳に対する広範かつ深刻な脅威を包括的にとらえ、人間中心の視点での取組を目的とする人間の安全保障について議論がなされ、その重要性和強化が確認されたことは一定の評価をしたいと思います。

とりわけ、数年来、日本外交の柱の一つとなっている人間の安全保障は、APECでの経済統合や成長戦略の下支え、大前提となることから大変に重要であることは言うまでもありません。今回のAPECにおいては人間の安全保障の確立に向けて大きな一歩を踏み出すことができたと思いますが、日本の強いリーダーシップによって今後更に推進することが望まれているところです。

そこで、菅総理にその決意をお伺いいたします。また、それはどのようなタイムテーブルで、具体的にどのような取り組みでいくのか、併せてお伺いいたします。

人間の安全保障を推進していくためには、更なる日本の国際貢献が望まれます。財政難にあえぎ、大幅に国家予算の削減を行うイギリスでさ

え、ODA予算は増額し、国際的貢献の中で国家の成長を図ろうとしています。

さきのミレニアム開発目標、MDGsサミットでの途上国の保健・教育分野での日本の新たな支援策を示した菅コミットメントの精神に立脚し、人間の安全保障をより一層強化するためにODA等の積極的取組が必要であると思いますが、菅総理の見解をお伺いいたします。

横浜ビジョンでは、アジア太平洋地域内での経済統合構想であるアジア太平洋自由貿易圏、FTAAPの実現が明確に示されましたが、その道筋としては、ASEANプラス3、ASEANプラス6及びTPPの各取組を基礎とすることとしております。それぞれ各国の思惑と利害が絡み合っている中では、日本がリーダーシップを発揮し国益を確保するためには、あれもこれもではなく、国家戦略上の明確な軸がなければならないはず

です。ASEANプラス3なのか、ASEANプラス6なのか、TPPなのか、アジア太平洋地域での明確な戦略と取組を求めたいと思いますが、菅総理の御見解をお伺いいたします。

また、仙谷官房長官は記者会見で、TPPの参加時期を農業改革基本方針をまとめる来年六月をめどにと発言しながら、その直後には、参加の是非の結論を出す時期を来年十月と後退した発言を行うなど、方針がころころと変わり、交渉参加の時期について明確な方針を出していません。これでは国民に対して不誠実であり、TPPへの取組

もその覚悟が疑われても仕方ありません。そも、T P P交渉参加国は来年十一月の妥結を目指しているところでもあります。

そこで、菅総理におたじろいしますが、誠に今後の取組について具体的な期限をお示しく下さい。

また、T P Pの妥結には農業の両立が重要であることは総理も言及しているところがあります。

しかし、今年の米価下落を誘引させた背景の一つとして、安易なばらまきの戸別所得補償制度があることは明確です。このまま成果のないT P Pと農業の両立政策を推進してはなりません。農業の再生、食料自給率の向上を図るためには、新規参入や集約化による経営基盤強化といった規制緩和策による攻めの農業を目指すことでT P Pと農業の両立が図れるものと考えます。

そこで、T P Pと農業の両立は来年度予算にどのように反映されるのか、農業の再生のための競争力の強化の実現は農家の戸別所得補償では達成されないと思いますが、ばらまきの農業政策ではなく、攻めの農業の確立のための対策を求めるところです。菅総理の御見解をお聞きたいします。

A P E C開催の中で行われました日口首脳及び外相会談におきましては、メドベージェフ大統領の国後島訪問に抗議した上で、日本の北方領土返還に対する基本的立場を主張し、今後の日口協力の在り方についても言及したことは一定の評価をすることが出来ます。しかし、一方で、ロシアの報道によると、平和条約締結後に歯舞群島、色丹島を

日本へ引き渡すことを明記してある日ソ共同宣言に基づく交渉は行わない方針であると伝えています。

このようなロシアの方針転換について、首脳会談等の場において菅総理自身が確認されたのか、お伺いいたします。あわせて、このようなロシアの強硬な方針に対して菅総理は今後どのような姿勢で臨むのか、お伺いをいたします。

また、日口外相会談において前原外相は、日口関係について、両国がそれぞれ利益を守り伸ばしていく関係に転化するためには、領土問題を解決し、平和条約を締結することなしに信頼関係は構築できないものであり、今後は外相間で議論し、早期解決の努力をすべきであるとの認識を示されました。このような認識は一定の理解をするものですが、ロシア側が強固な姿勢を進める状況では難しいものであり、国民の理解も得られにくいものと思われまます。

そこで、前原外相としては、北方領土返還交渉をめぐるロシア側の姿勢についてどのように考えるのか、お聞きたいします。

また、二〇一一年の外相のロシア訪問も確認されましたが、この外相会談で示された認識も含めて、今後、具体的にどのようなロシア外交を進めていくのか、お示しく下さい。

さらに、その場合においては、日口双方が、日ソ間のすべての国際約束が日口間でも引き続き適用されるということが確認された東京宣言の精神に立ち戻り、返還交渉を行うよう求めると同時に、再度、ロシア大統領が北方領土を訪問しないよう強く要請するべきであると考えます。その上で、日口間におけるサハリンや東シベリアでの共同開発を始めとするエネルギー、経済、政治、文化等の分野の協力関係を進めるべきであると思いますが、前原外相の御見解をお伺いいたします。

世間常識でも、真剣に人と話すべきにはずつと下を向いてメモばかりを見ているということはありません。また、国を背負うというおおよそ一国の宰相の気概とは懸け離れた所在な菅総理の姿ばかり印象に残った日中首脳会談は、菅政権の外交の弱さを象徴していました。菅総理だけの不利益であるならば笑ってやり過ごせますが、そのような総理を押しただく日本の国家国民が世界中の笑い者にならないことを祈るばかりです。

尖閣諸島沖での中国漁船衝突突案を契機に日中関係は大きく動揺する一方で、菅政権の対中外交は戦略的互恵関係を繰り返し主張するのみで、日中関係の大局を踏まえた対中外交の展望は全く見えていません。今後の対中外交の在り方は、日中間の経済的相互依存を基盤とする対話と交流を深める一方で、日米同盟やインドを含めたアジア諸国、欧州諸国などとの戦略的パートナーシップの関係強化を図ることが望まれております。

そこで、今後、対中外交戦略を再構築し、明確に国民に示すべきであると思いますが、菅総理の御見解をお伺いいたします。

日米首脳会談において、オバマ大統領は日本の常任理事国入りに支持を表明されました。国連の

安全保障理事会が国際社会を反映した正当性を持ち、実効性を備えるための改革を訴えてきた日本にとって、安保理への常任理事国入りは大変に重要なことであります。さらに、これまで国際規範を遵守し、国際社会で責任を果たしてきた日本にとっても、より一層の貢献を果たすためにも、是非とも安保理改革を成し遂げ、常任理事国入りを実現することが望まれております。

最後に、菅総理は就任時、勇ましくも奇兵隊内閣と発言されました。ちなみに、私は会津人でもあります。百四十二年前、私たちの先人たちは悲しくも日本人同士で争いながらも、時代の流れの中で東軍となり、またあるいは西軍となつて、いずれもが正しいと信じるままに、それぞれの道へと自分たちの誠を尽くし、士道に殉じました。あのときの御霊たちは、こんな弱腰の外交の日本にするために散つていったのではありません。菅総理の奇兵隊とはこんなものでしょうか。来々、小学校六年生の教科書に掲載される、ならぬものはならぬとてしまつてゐる菅内閣は、奇兵隊ではなく、表面だけの言葉を繕う詭弁隊内閣ではないでしょうか。

命懸けで国を背負うという気概の下で魂を込めた答弁をお願いを申し上げ、質問を終わります。御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅直人君) 小熊慎司議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、人間の安全保障の推進についての質問をいただきました。

我が国は、人間の安全保障を外交政策の柱の一つとして重視をいたしております。九月の国連総会一般討論演説でも、私は、人間の安全保障の考え方に沿って、MDGs達成に向けた国際的取組を主導する旨、表明をいたしました。我が国として、人間の安全保障の一層の推進のため引き続き積極的に取り組み、リーダーシップを発揮していきたいと考えております。

人間の安全保障への取組について、タイムテーブル等についての御質問をいただきました。

本年七月、我が国主導の下、国連において全会一致で採択された人間の安全保障に関する総会決議は、総会第六十六回会期二〇一一年九月から二〇一二年九月の間に国連事務総長報告を提出するよう要請しております。以上を踏まえ、具体的には、国連やAPEC等の国際的枠組み及び二国間での人間の安全保障の議論の推進、人間の安全保障基金等を効果的に活用した現場における実践に積極的に取り組んでまいります。

菅コミットメントと人間の安全保障の推進についての質問をいただきました。

人間一人一人に焦点を当てる人間の安全保障は、MDGsを達成する上でも重要な視点であります。本年九月のMDGs国連首脳会合では、私

から、保健分野で五十億ドル、教育分野で三十五億ドルの貢献策を菅コミットメントとして発表いたしました。この貢献策の着実な実施を通じ、我が国は人間の安全保障を推進していく覚悟であります。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定及び東アジア政策について御質問をいただきました。

APEC開催を前にして、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定をいたしました。これは、開国と農業再生を両立させ、共に実現する大戦略であります。TPPについては情報収集を進めながら対応していく必要があります。国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することいたしました。

先般のAPEC首脳会議においても、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)については、二国間のFTAやEPAの積み重ね、あるいは多国間におけるASEANプラス3やASEANプラス6、TPPといったいろいろな道筋があり、最終的にはアジア太平洋全体における自由貿易圏構築を目指し、このような幾つかの道筋についてそれぞれ積極的に進めることとなっております。

次に、TPP交渉参加の時期についての御質問をいただきました。

TPPについては、九日、閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針において、その情報収集を進めながら対応していく必要があります。国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとしております。この関連で、

さきのAPEC首脳会議の際にTPP参加九カ国の首脳会合が開かれ、私もAPEC議長としてオズバー参加し、情報収集を直接行ったところであり、TPPへの参加については、こういった情報収集を通じて今後総合的に判断していくことになろうと思っております。

次に、農業分野の対応に関する質問をいただきました。

農業分野の対応策については、農業構造改革推進本部の場で徹底して議論をいただくこととしておりますが、戸別所得補償制度については、これを基盤としつつ規模の拡大や生産性の向上などを進めるためにはどのような措置をとり得るのかといったことを検討していきたい。また、例えば農業の二次産業や三次産業への進出による六次産業化、新規参入支援を進めるための農地利用の在り方の検討、輸出支援等の措置も検討したいと考えております。

なお、来年度予算編成については、戸別所得補償制度を含む農業施策に関する要求、要望内容を精査することにより、競争力強化に向けた施策内容の充実を図る必要があります。このため、玄葉国家戦略担当大臣を議長とし、仙谷官房長官、野田財務大臣、鹿野農林水産大臣をメンバーとする四大臣会合で検討を進めてもらっているところであります。

次に、北方領土に関するロシアとの交渉についての御質問をいただきました。

分進展しておりませんが、先般の日口首脳会談では、領土問題の解決のための協議と経済協力のための協議を首脳同士を含めて進めていくことについて合意をいたしました。その上で、メドベージェフ大統領からの訪口の招待に対し、私の方から検討したい旨応じたところであります。

日口首脳会談の場において、ロシア側からは、御指摘の報道のような日ソ共同宣言に基づく交渉は行わないという発言はありませんでした。日口両国政府の間では、これまでの両国間の諸合意、諸文書によつて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結することが合意されているわけであります。私の内閣では、これまでの合意等を基礎として、領土問題の最終的解決を図るべく、強い意思を持って交渉を粘り強く進めていく考えであります。

次に、対中外交についての質問をいただきました。

日中関係は、日中両国のみならず、アジア太平洋地域にとつても重要な関係と認識しています。中国の透明性を欠いた国防力の強化や海洋活動の活発化には懸念を有しております。アジア太平洋地域の平和と繁栄を確保するためには、日米同盟を深化、発展させつつアジア諸国や欧米諸国との連携を強化することが必要であります。その上で、中国には国際社会の責任ある一員として適切な役割と言動を期待いたしております。いずれにせよ、大局的な観点から、日中間の戦略的互恵

関係を深める日中双方の努力が不可欠であると考えております。

次に、安保理改革についての質問をいただきました。

先般、米国のオバマ大統領から我が国の国連安保理常任理事国入りを支持する発言があり、我が国としてはこれを歓迎いたしております。オバマ大統領によるこうした発言は、同大統領が安保理改革について積極的であることを示すメッセージであると受け止めております。安保理改革に向けたこうした機運の高まりを受け、安保理改革を進展させるべく、我が国としてはG4を始めとする主要関係国と緊密に協議をしていく考えであります。

最後に、奇兵隊に触れていただきました。

奇兵隊というものは、御承知のように、一般の庶民が参加をした軍隊でありまして、私は、その持つ意味は今においても大変大きいと思っております。そういった意味で、奇兵隊のその歴史的な重さを考えながら私なりにしっかりと取り組んでまいりる覚悟を最後に申し上げたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇、拍手)

○国務大臣(前原誠司君) 小熊議員にお答えをいたします。

まず、ロシア側の姿勢についてであります。二〇〇五年以降、ロシアの政府高官の北方領土訪問は急増しております。例えば、二〇〇五年には国防大臣、二〇〇六年には教育科学大臣やサハリ

ン州知事、二〇〇七年には第一副首相、外務大臣、経済発展貿易大臣やサハリン州知事、二〇〇九年には連邦院議長、二〇一〇年はサハリン州知事が二度訪問しております。

この背景には、資源価格が高騰し、ロシアの財政が比較的豊かになり、今まで放置をされてきた北方領土や千島列島に資金が流入するようになったことがございます。具体的には、約八百億円規模の二〇一五年までのクリル発展プログラムが現在行われており、二〇一一年から第二段階に入るプログラムのフォローアップが政府首脳訪問の主目的だと推察しております。

今後の対ロシア外交についてのお尋ねでございますが、十三日の日口外相会談におきましては、ラブロフ外相との間で、北方領土問題に関する立場は日口双方で異なるが、相互信頼関係を構築しつつ日口関係を推進することで一致をいたしました。また、ラブロフ外相からは訪口の招請がありまして、私からは来年の適当な時期にロシアを訪問したいという意向を伝達いたしました。

私としては、今回の外相会談での議論も踏まえ、今後とも、訪口の機会等を通じて、北方領土問題と経済などの双方についてしっかりと話し合いをしていきたいと考えております。

対口の外交方針についてのお尋ねでございますが、日口政府間の間では、東京宣言を含む日口あるいは日ソ間の諸合意、諸文書によりまして、四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結することが合意をされております。これまでの両国の合意事項を当然の基礎といたしま

して、北方四島の帰属の問題を最終的に解決をして平和条約を締結すべく、今後も両国の首脳レベルや外相レベルで議論をしていきたいと考えております。

また、メドベージェフ大統領の北方四島への訪問につきまして、我が方の立場は既にロシア側に明確に伝えております。ロシア側が我が方の立場を十分に踏まえるよう引き続き働きかけを行ってまいります。

一九五六年の日ソ共同宣言以来、北方領土問題の解決は我々日本人の悲願であります。我が国固有の領土である北方四島の帰属を確定をさせて平和条約を結ぶという確固とした方針の下、政治、経済、文化、国際場裏など、あらゆる分野においての協力をてこにして粘り強く交渉に臨んでまいります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(西岡武夫君) 日程第二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長小泉昭男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小泉昭男君登壇、拍手)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震等による河道閉塞、いわゆる天然ダムの発生などにより重大な土砂災害が急迫している場合において、市町村長が適切に避難指示等を行うことができるよう、国又は都道府県による緊急調査の実施、市町村長の避難勧告又は指示の判断に資する情報の提供等について所要の規定を設けようとするものであります。

本法律案につきましては、第百七十四回国会において本院先議で審査した後、衆議院で継続審査中でありましたが、今国会において議決の上、本院へ送付された次第であります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七

賛成 二百二十七

反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員
竹谷とし子君 石川 博崇君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
山本 博司君 秋野 公造君
横山 信一君 又市 征治君
有田 芳生君 金子 洋一君
浜田 昌良君 谷合 正明君
山本 香苗君 福島みずほ君
大久保潔重君 米長 晴信君
行田 邦子君 西田 実仁君
加藤 修一君 渡辺 孝男君

藤谷 光信君 松野 信夫君
川上 義博君 室井 邦彦君
林 久美子君 魚住裕一郎君
松 あきら君 荒木 清寛君
小林 正夫君 大石 尚子君
今野 東君 中村 哲治君
佐藤 公治君 木庭健太郎君
白浜 一良君 山口那津男君
草川 昭三君 藤原 正司君
谷 博之君 高橋 千秋君
福山 哲郎君 櫻井 充君
小西 洋之君 石橋 通宏君
谷 亮子君 安井美沙子君
斎藤 嘉隆君 小見山幸治君
田城 郁君 西村まさみ君
徳永 エリ君 吉川 沙織君
平山 誠君 外山 斎君
友近 聡朗君 梅村 聡君
平山 幸司君 金子 恵美君
牧山ひろえ君 川合 孝典君
徳永 久志君 水戸 将史君
大島九州男君 横峯 良郎君
轟木 利治君 蓮 舫君
広田 一君 藤末 健三君
尾立 源幸君 川崎 稔君
前川 清成君 大久保 勉君
白 眞勲君 シルン マルティン君
藤田 幸久君 森 ゆうこ君
水岡 俊一君 榛葉賀津也君

岩本 司君 鈴木 寛君
広野ただし君 郡司 彰君
平田 健二君 羽田雄一郎君
加藤 敏幸君 小川 敏夫君
長浜 博行君 小川 勝也君
直嶋 正行君 大野 元裕君
長谷川大紋君 中原 八一君
難波 奨二君 江崎 孝君
大江 康弘君 中西 祐介君
松浦 大悟君 中谷 智司君
植松恵美子君 舟山 康江君
風間 直樹君 塚田 一郎君
姫井由美子君 武内 則男君
谷岡 郁子君 大河原雅子君
相原久美子君 藤原 良信君
加賀谷 健君 佐藤 正久君
那谷屋正義君 足立 信也君
藤本 祐司君 津田弥太郎君
芝 博一君 主濱 了君
柳澤 光美君 野上浩太郎君
松井 孝治君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 平野 達男君
神本美恵子君 池口 修次君
山根 隆治君 山谷えり子君
岡崎トミ子君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
田中 直紀君 江田 五月君
石井 一君 山東 昭子君
長谷川 岳君 浜田 和幸君

藤川 政人君 若林 健太君
三原じゅん子君 高階恵美子君
熊谷 大君 大家 敏志君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
上野 通子君 西田 昌司君
牧野たかお君 丸山 和也君
山田 俊男君 森 まさこ君
石井みどり君 佐藤 信秋君
磯崎 陽輔君 義家 弘介君
石井 準一君 福岡 資麿君
佐藤ゆかり君 藤井 基之君
岡田 直樹君 岸 信夫君
北川イッセイ君 伊達 忠一君
小泉 昭男君 末松 信介君
中川 雅治君 宮沢 洋一君
関口 昌一君 山本 順三君
脇 雅史君 鈴木 政二君
岡田 広君 吉田 博美君
丸川 珠代君 川口 順子君
鴻池 祥肇君 山崎 正昭君
林 芳正君 中曽根弘文君
小坂 憲次君 世耕 弘成君
山本 一太君 溝手 顕正君
谷川 秀善君 渡辺 猛之君
中山 恭子君 上野ひろし君
田村 智子君 磯崎 仁彦君
石井 浩郎君 荒井 広幸君
松田 公太君 山下 芳生君
青木 一彦君 赤石 清美君

外添 要一君	小熊 慎司君	議長の報告事項 去る十二日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員		共生社会・地域活性化に関する調査会 会長 直嶋 正行君 同日調査会において選任した理事は次のとおりで ある。 国際・地球環境・食糧問題に関する調査会		同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 地域における多様な主体の連携による生物の多 様性の保全のための活動の促進等に関する法律 案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正 する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 性同一性障害のある児童生徒に対する対応に関 する質問主意書(山本香苗君提出)(第一〇二号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員横山信一君提出障害者の就労支援に 関する質問に対する答弁書(第七一号) 参議院議員竹谷とし子君提出子ども手当からの 学校給食費差引きに関する質問に対する答弁書 (第七二号) 参議院議員水野賢一君提出仙谷官房長官の国会 答弁と官房長官等の権限に関する質問に対する 答弁書(第七三号) 参議院議員水野賢一君提出情報公開法と国会質 疑の情報開示の範囲に関する質問に対する答弁 書(第七四号) 参議院議員丸川珠代君提出事業仕分け及びその 評価結果の位置付けに関する質問に対する答弁 書(第七五号) 参議院議員加藤修一君提出地域における猛暑対 策の取組への支援に関する質問に対する答弁書 (第七六号)	
紙 智子君	片山さつき君						
松下 新平君	水落 敏栄君	農林水産委員 川田 龍平君 補欠 松田 公太君		理事 外山 斎君		理事 米長 晴信君	
藤井 孝男君	片山虎之助君						
桜内 文城君	大門実紀史君	経済産業委員 福山 哲郎君 補欠 松浦 大悟君		理事 島尻安伊子君		理事 山田 俊男君	
中村 博彦君	二之湯 智君						
野村 哲郎君	松村 祥史君	環境委員 松田 公太君 補欠 川田 龍平君		理事 梅村 聡君		理事 舟山 康江君	
猪口 邦子君	中西 健治君						
柴田 巧君	井上 哲士君	行政監視委員 赤石 清美君 補欠 若林 健太君		理事 加藤 修一君		理事 古川 昌一君	
松山 政司君	加治屋義人君						
愛知 治郎君	有村 治子君	辞任 神本美恵子君 相原久美子君 若林 健太君		理事 松田 公太君		理事 山本 博司君	
金子原二郎君	寺田 典城君						
江口 克彦君	市田 忠義君	辞任 松浦 大悟君 補欠 福山 哲郎君		理事 関口 昌一君		理事 俊治君	
橋本 聖子君	松村 龍二君						
衛藤 晟一君	山崎 力君	辞任 神本美恵子君 相原久美子君 若林 健太君		理事 寺田 典城君		理事 山本 博司君	
岩城 光英君	岸 宏一君						
鶴保 庸介君	小野 次郎君	辞任 神本美恵子君 相原久美子君 若林 健太君		理事 金子 恵美君		理事 武内 則男君	
川田 龍平君	水野 賢一君						
内閣総理大臣	菅 直人君	行政監視委員 赤石 清美君 補欠 若林 健太君		理事 岩城 光英君		理事 岡田 広君	
外務大臣	前原 誠司君						
農林水産大臣	鹿野 道彦君	辞任 相原久美子君 神本美恵子君 若林 健太君		理事 横山 信一君		理事 上野ひろし君	
経済産業大臣	大畠 章宏君						
国土交通大臣	馬淵 澄夫君	同日調査会において選任した会長は次のとおりで ある。 国際・地球環境・食糧問題に関する調査会		同日議員から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(松田公太君発議)(参第二 号)		同日議員から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(松田公太君発議)(参第二 号)	
内閣府特命担 当大臣(沖縄及 び北方対策)	馬淵 澄夫君						
内閣官房副長官	福山 哲郎君	国民生活・経済・社会保障に関する調査会 会長 藤原 正司君 会長 山崎 力君		同日議員から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(松田公太君発議)(参第二 号)		同日議員から次の議案が提出された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(松田公太君発議)(参第二 号)	
内閣官房副長官	福山 哲郎君						

参議院議員上野通子君提出いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対する答弁書(第七七号)

参議院議員上野通子君提出高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員上野通子君提出たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問に対する答弁書(第八〇号)

参議院議員浜田昌良君提出自動車保険における保険金支払等に関する質問に対する答弁書(第八一号)

参議院議員浜田昌良君提出「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問に対する答弁書(第八二号)

同日内閣から、左記の者を総合科学技術会議議員に任命したので、内閣府設置法第三十条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十三年一月五日任期満了による再任)
相澤 益男
(同日任期満了による再任)
奥村 直樹
(同日任期満了による再任)
白石 隆
(同日任期満了による再任)
今榮東洋子

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事長及び同理事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十三日任期満了の永田俊一の後任(理事長))
田邊 昌徳
(田邊昌徳の後任(理事))
軍司 育雄
(六月二十五日任期満了の新堀敏彦の後任(同))
新堀 敏彦

同日内閣から、左記の者を電気通信事業紛争処理委員会委員に任命したので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十九日任期満了の龍岡資晃の後任)
山本 和彦
(同日任期満了による再任)
尾畑 裕
(同日任期満了による再任)
坂庭 好一
(同日任期満了の富沢木実の後任)
各務 洋子
(同日任期満了による再任)
淵上 玲子

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の小嶺香椎子の後任)
前田 忠昭

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十日任期満了による再任)
井原 理代
(同日任期満了による再任)
大滝 精一
(同日任期満了の深谷紘一の後任)
石原 進

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)
志村 洋子
同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十六日任期満了の東谷隆夫の後任)
板澤 幸雄
(同日任期満了の藤村輝子の後任)
川野辺充子

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会公益委員に任命したので、労働組合法第十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十五日任期満了による再任)
菅野 和夫
(同日任期満了の赤塚信雄の後任)
都築 弘

(同日任期満了の板澤葉子の後任)
山本 眞弓

(同日任期満了による再任)
岩村 正彦

(同日任期満了による再任)
春日偉知郎

(同日任期満了による再任)
鹿野菜穂子

(同日任期満了による再任)
柴田 和史

(同日任期満了による再任)
諏訪 康雄

(同日任期満了による再任)
仁田 道夫

(同日任期満了による再任)
野崎 薫子

(同日任期満了による再任)
坂東 規子

(同日任期満了の廣見和夫の後任)
鎌田 耕一

(同日任期満了による再任)
藤重由美子

(同日任期満了の藤村誠の後任)
中窪 裕也

(同日任期満了の山川隆一の後任)
島田 陽一

記

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(十一月十九日任期満了による再任)
大屋 則之
(十一月十三日任期満了による再任)
廻 洋子

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十五日任期満了の大森淳の後任)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

難波 獎二君

補欠

江田 五月君

法務委員

辞任

有田 芳生君

補欠

平山 誠君

江田 五月君

田城 郁君

小見山幸治君

文教科学委員

辞任

上野 通子君

補欠

中村 博彦君

厚生労働委員

辞任

中村 博彦君

補欠

上野 通子君

松田 公太君

川田 龍平君

経済産業委員

辞任

平山 誠君

補欠

有田 芳生君

川田 龍平君

松田 公太君

国土交通委員

辞任

小見山幸治君

補欠

田城 郁君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

山崎 力君

補欠

岸 宏一君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(閣法第九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

無人遠隔管理設備等の法人事業税に関する再質問主意書(寺田典城君提出)(第一〇三号)

展覧会における美術品損害に対する補償制度の適用対象に関する質問主意書(竹谷とし子君提出)(第一〇四号)

太陽光発電システムの保証制度の整備に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一〇五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件ビデオ映像の動画共有サイト等への流出及び情報管理等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第八六号)

鹿兒島県奄美地方集中豪雨被害の災害対策に関

する質問主意書(秋野公造君提出)(第八七号)

線維筋痛症に関する質問主意書(山本博司君提出)(第八八号)

障がい者在宅就業支援に関する質問主意書(山本博司君提出)(第八九号)

自転車利用の促進に向けての環境整備に関する質問主意書(中西健治君提出)(第九〇号)

尖閣諸島の領有に関する質問主意書(有村治子君提出)(第九一号)

地方分権時代における永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九二号)

国民年金保険料の追納期間の延長と無年金者の発生抑制に関する質問主意書(石井準一君提出)(第九三号)

「実効支配」の定義及び領海侵犯に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九四号)

尖閣諸島領有についての対外広報に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九五号)

自衛行為の防止に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第九六号)

薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第九七号)

矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第九八号)

小児救急医療体制に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第九九号)

外来等に係る高額療養費の現物給付化について

の検討状況に関する質問主意書(浜田昌良君提

出(第一〇〇号)

民主党菅政権の人口関係国際機関等への拠出についで言行不一致に関する質問主意書(島尻安伊子君提出)(第一〇一号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

江崎 孝君

補欠

森 ゆうこ君

総務委員

辞任

江田 五月君

補欠

難波 獎二君

法務委員

辞任

小見山幸治君

補欠

田城 郁君

難波 獎二君

平山 誠君

補欠

有田 芳生君

文教科学委員

辞任

中村 博彦君

補欠

上野 通子君

厚生労働委員

辞任

森 ゆうこ君

補欠

江崎 孝君

経済産業委員

辞任

上野 通子君

補欠

中村 博彦君

国土交通委員

辞任

有田 芳生君

補欠

平山 誠君

田城 郁君

小見山幸治君

川田 龍平君

小見山幸治君

小見山幸治君

官 報 (号 外)

予算委員

辞任

補欠

一川 保夫君

斎藤 嘉隆君

長沢 広明君

山本 香苗君

片山虎之助君

中山 恭子君

決算委員

辞任

補欠

斎藤 嘉隆君

一川 保夫君

行政監視委員

辞任

補欠

中山 恭子君

片山虎之助君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第二十七号、衆議院継続審査)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百七十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百七十三回国会提出、衆議院継続審査)

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(第百七十三回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成二十二年特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第百七十四回国会閣法第五〇号、衆議院継続審査)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

法務委員会に付託

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(閣法第九号)

厚生労働委員会に付託

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第三十七号)

国土交通委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第三十七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

北九州市周辺など各地のゲリラ豪雨による浸水被害に備えた防災対策に関する質問主意書(秋野公造君提出(第一〇六号))

労働保険特別会計に関する事業仕分けに関する質問主意書(山本博司君提出(第一〇七号))

外国領事館による土地取得に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇八号))

外国船舶による避難港の利用に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一〇九号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秋野公造君提出整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問に対する答弁書(第八三三号)

参議院議員片山さつき君提出総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係に関する質問に対する答弁書(第八四号)

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターに関する質問に対する答弁書(第八五号)

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

審査報告書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年十一月十六日

国土交通委員長 小泉 昭男
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土石等による河道の閉塞又はそ

の決壊によつて生ずる災害等から国民の生命及び身体を保護するため、河道閉塞による湛水を土砂災害の発生原因に加えるとともに、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。

二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。

三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災

害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。
右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成二十二年十一月十一日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第二十六条―第三十三条)」を「第五章 緊急調査及び土砂災害緊急情報(第二十六条―第三十三条)」とし、「第七章 罰則(第三十三条―第三十七条)」を「第六章 雑則(第三十三条―第三十七条)」に改める。

第一条中「制限するほか」を「制限し」に改め、「定める」の下に「ほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供する」を加える。

第二条中「又は」を「第二十六条第一項において同じ。」若しくは「に」に改め、「移動する自然現象をいう」の下に「同項において同じ」を、「総称する。」の下に「又は河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによつて水がたまる自然現象をいう。第六條第一項及び第二十六條第一項において同じ。)」を加える。

第三条第二項に次の一号を加える。

五 第二十六条第一項及び第二十七条第一項の緊急調査の実施並びに第二十九条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

第六条第一項中「における土砂災害」の下に「(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とする。

第三十条第一号中「第五条第七項」の下に「(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第三十四条とする。

第二十九条を第三十三条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十八条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とし、第二十六条を第三十条とし、同章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 緊急調査及び土砂災害緊急情報

(都道府県知事が行う緊急調査)

第二十六条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査(以下「緊急調査」という。)を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

(国土交通大臣が行う緊急調査)

第二十七条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行うおとるときは、あらかじめ、緊急調査を行うおとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項

において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第二十八条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条(第一項及び第四項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情

報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)

を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正)

2 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「同法第二条に規定する土砂災害」の下に「(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)」を加える。

投票者氏名

日程第二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二二七名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一 君	石橋 通宏君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	行田 邦子君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	ツルキン マルテ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳永 エリ君
徳永 久志君	轟木 利治君

平成二十二年十一月十七日 参議院會議録第九号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

友近 聡朗君	那谷屋正義君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
難波 奨二君	西村まさみ君
羽田雄一郎君	白 眞敷君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一 君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤石 清美君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君

岡田 直樹君	岡田 広君
加治屋義人君	片山さつき君
金子原二郎君	川口 順子君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イッセイ君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	浜田 和幸君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三原じゅん子君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	森 まさこ君
山崎 力君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君

反対者氏名

吉田 博美君	義家 弘介君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	松 あきら君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
渡辺 孝男君	上野ひろし君
江口 克彦君	小熊 慎司君
小野 次郎君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門美紀史君	山下 芳生君
荒井 広幸君	片山虎之助君
中山 恭子君	藤井 孝男君
舩添 要一君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
亀井亜紀子君	尾辻 秀久君
大江 康弘君	

○名

障害者の就労支援に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月二日

横山 信一

参議院議長 西岡 武夫殿

障害者の就労支援に関する質問主意書

働くことは人間が誰でも持っている基本的欲求であり、障害のある方が地域で生活していくために、障害者本人の希望やニーズに応じた就労を実現することが重要である。平成十八年に施行された障害者自立支援法はその大きな柱の一つに就労支援の抜本的強化を掲げており、平成十九年には「福祉から雇用へ」推進五か年計画が策定され、工賃倍増五か年計画が進められているが、現在の経済状況の下で、一般就労への移行は必ずしも進んでおらず、工賃もむしろ減少している状況にある。

そこで、障害者の就労を支援する観点から、以下質問する。

一 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行実績及び福祉施設から一般就労に移行した者の割合の推移を示されたい。もし最新の状況を把握していない場合には、早急に把握する必要があるのではないか。

二 就労移行支援事業については、二年間という標準利用期間が定められているが、この期限内に一般就労できなかった利用者は、採用が内定している等一般就労への具体的な見通しがある

場合を除き、更新が認められず、他の就労継続支援事業等に移らざるを得ない状況にある。しかし、二年間で一般就労に移行することは、現下の雇用状況の下では非常に困難である。二年間という標準利用期間を見直し、障害の程度や種別にかかわらず余裕をもって一般就労に移行できる期間を設定すべきではないか。少なくとも、更新について、個々の状況に応じて柔軟に認められるようにするとともに、最大一年間とされる更新期間を延長すべきではないか。

三 新卒者に授産施設等での就労希望が多いにもかかわらず、定員増や新規の開設は認められず、利用調整会議で施設間調整を行っているのが現状である。働く場所に関する利用者の選択権を保障する観点から、授産施設等の開設要件等の緩和を図るべきではないか。

四 工賃倍増計画策定前と策定後の平均的工賃（全体及び施設種類別）の推移を示されたい。授産施設等の多くは、経営等の面で経験・ノウハウが豊富ではなく、アイディアは出ても製品開発に結びつかない、製品になっても市場で売れるものとはなりにくいと感じている。工賃倍増計画の達成状況及び実現見通しを示されたい。

五 多くの授産所では、利用者の重度化や高齢化に伴う支援の増大に対応しながら、工賃アップへの取組を迫られており、現行の人員体制の下での取組には限界を迎えつつある。生活支援と工賃アップを両立できる人員体制整備や報酬改善、施設体系の見直しを含め、抜本的な支援策

が必要ではないか。また、工賃を障害者の所得政策として捉えるならば、むしろ障害基礎年金の引上げや最低賃金との差額の支給等の措置をとるべきではないか。

六 本年六月の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定）においては、いわゆる福祉的就労の在り方について、平成二十三年内に結論を得ることとされている。福祉的就労の見直しの基本的方向、論点を示されたい。また、旧体系の施設については平成二十三年度末までに新たな施設体系に移行することとされているが、福祉的就労の在り方そのものが議論されている中で、二十三年度中の移行を迫るのは矛盾があるのではないか。

七 政府は、平成二十二年度から複数の事業所が協働して受注や品質管理、販路開拓を行う「共同受注窓口」をブロックごとに整備することとしているが、現時点での整備状況はどうなっているか。ブロック単位ではなく、都道府県単位の整備をめざすべきではないか。

八 工賃アップのため業種転換を迫られる事業所もあるが、業種転換には多大なリスクが伴い、二の足を踏まざるを得ない状況がある。業種転換に対する助成金制度の創設を検討すべきではないか。

九 平成十九年の重点施策実施五か年計画では、国等における福祉施設等の受注機会の増大を掲げているが、国及び地方公共団体における福祉施設等からの優先調達等の取組状況を示された

い。また、こうした取組を民間企業にも広げる必要があるが、発注促進税制の効果をどう捉えているか。

十 一般就労への移行の推進のためには、それを支える人材の確保が重要である。障害福祉サービス等に係る報酬改定や福祉・介護人材の処遇改善事業助成金により福祉・介護職員の処遇の改善が図られたものの、依然として障害者関係施設の運営は大変厳しい状況にある。このため、職員の給与の頭打ち、非正規化など、福祉を支える現場が崩壊寸前の状況にさらされている。障害福祉サービスの次期報酬改定において、正當に評価した標準的人件費に見合った引上げを行うべきではないか。

十一 政府の「新しい公共」円卓会議においては、社会的企業を支える環境整備として社会事業法人の制度化等が検討されている。現在の検討状況、検討の見通しを示されたい。新たな事業形態の在り方については、利用者のニーズにあった質の高い福祉サービスを提供するという観点から、社会福祉関係事業者や識者を交えて慎重に議論すべきではないか。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員横山信一君提出障害者の就労支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出障害者の就労支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行実績」の推移については、厚生労働省が平成十九年度及び平成二十年度において実施した調査（以下「厚生労働省調査」という。）によると、平成十九年度においては、調査対象とした千二百六事業所のうち八百四十三事業所から回答があり、当該事業所が実施する就労移行支援の利用者のうち、千五百十八人が就職を理由としてサービスの利用を停止している。平成二十年度においては、調査対象とした千六百四十九事業所のうち千二百二十八事業所から回答があり、当該事業所が実施する就労移行支援の利用者のうち、千七百四十八人が就職を理由としてサービスの利用を停止している。

また、お尋ねの「福祉施設から一般就労に移行した者の割合」の推移については、厚生労働省調査によると、平成十九年度においては、調査対象とした一万二千二百十二福祉施設のうち七千九百九十七福祉施設から回答があり、当該福祉施設の利用者のうち、一・四パーセントが就職を理由として退所している。平成二十年度においては、調査対象とした一万四千二十福祉施設ののうち一万百九十七福祉施設から回答があり、当該福祉施設の利用者のうち、一・六パーセントが就職を理由として退所している。

二、三及び五については、現在、障がい者制度

お尋ねの点については、現在、障がい者制度

改革推進本部の下で開催されている障がい者制度改革推進会議等において、いわゆる福祉的就労の在り方及び所得保障の在り方を議論しているところであり、その結果も踏まえ、検討してまいりたい。

四について
「工賃倍増五か年計画」を推進するための基本的な指針(平成十九年七月六日付け障発第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を発出する前の平成十八年度と、平成二十一年度について比較すると、全施設の平均工賃の額(全国の「工賃倍増五か年計画」の対象となつてゐる福祉施設(以下「対象施設」という。))の利用者に対して支払われた一年間の工賃の合計を、対象施設の一年間の利用者の延べ人数で除した額をいう。については、平成十八年度が一万二千二百二十二円、平成二十一年度が一万二千六百九十五円である。お尋ねの「工賃倍増五か年計画」の達成状況及び実現見通しについては、平成十八年度に比べ、平成二十一年度は、三・九パーセントの伸びとなつており、同計画の途中段階である現時点では、目標は達成されておらず、同計画の最終年度である平成二十三年度に向け、今後更なる改善に努める必要があると考えている。

また、施設種別ごとの平均工賃の額(対象施設の種別ごとに、対象施設の利用者に対して支払われた一年間の工賃の合計を、対象施設の一年間の利用者の延べ人数で除した額をいう。)については、対象施設の種別ごとに、平成十八年

度及び平成二十一年度の額は、就労継続支援B型事業所が、一万八千七百七十五円、一万三千九十一円、身体障害者入所授産施設が、一万八千七百七十七円、一万七千九百九十円、身体障害者通所授産施設が、一万九千三百九十四円、一万八千四百九十九円、知的障害者入所授産施設が、一万三千三百三十四円、一万三千五百五円、知的障害者通所授産施設が、一万五千五百二十二円、一万九千九百二十八円、精神障害者入所授産施設が、一万九百四十六円、九千五百四十二円、精神障害者通所授産施設が、一万二千七百四十五円、一万二千七十四円、身体障害者小規模通所授産施設が、一万四千五百五十五円、九千四百四十円、知的障害者小規模通所授産施設が、一万八千九百九十六円、一万九百九十一円、精神障害者小規模通所授産施設が、七千三百三十五円、六千五百四十六円である。

六について
お尋ねの「福祉的就労の見直しの基本的方向」については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成二十二年六月二十九日閣議決定。以下「基本的な方向」という。))」に示しているとおりであります。また、お尋ねの「論点」については、現在、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「福祉部会」という。))において、「これまでの就労政策の問題点をどう考えるのか」、「福祉的就労のとらえ直しを含む、これからの就労の制度設計をどう考えるのか」といった論点について議論しているところである。

福祉部会においては、基本的な方向を踏まえ、議論を進めているところであるが、御指摘の「新たな施設体系に移行すること」と基本的な方向において示した「障害者制度改革の基本的考え方」は矛盾するものではなく、「福祉的就労の在り方そのものが議論されている中で、二十三年度中の移行を迫るのは矛盾があるのではないか」との御指摘は当たらないものと考えています。

七について
御指摘の共同受注窓口については、今年度当初は、全国八ブロックに一か所ずつ整備する方針で都道府県に対する補助を行うこととしていたが、都道府県からの補助の申請状況を踏まえ、当該方針にかかわらず、申請のあった都道府県に補助を行うこととし、これまで、北海道、静岡県、三重県、奈良県及び徳島県に対し補助を行ってきたところである。来年度以降の整備の在り方については、今後、検討してまいりたい。

八について
現時点においても、事業所が工賃引上げのために業種転換を行う際には、就労訓練設備の購入等について、都道府県の障害者自立支援基盤整備事業による助成を受けることができることとなつており、厚生労働省としては、引き続き、同事業に対する支援を行つてまいりたい。

九について
お尋ねの国及び地方公共団体による福祉施設等に対する官公需の発注等の取組としては、平成二十一年二月に開催した福祉施設受注促進担

当者会議において、内閣府及び厚生労働省から、各府省に対し、福祉施設等に対する官公需の発注等に配慮するよう依頼しているところである。また、厚生労働省から、都道府県等に対し、「障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等の配慮について(平成二十一年二月十日付け職高発第〇二一〇〇〇一号・障発第〇二一〇〇〇二号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、福祉施設等に対する官公需の発注等に配慮するよう依頼しているところである。

また、御指摘の発注促進税制については、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上につながり、障害者の自立の支援に資する効果があると認識している。

十について
障害福祉サービスに係る報酬については、今年度から来年度にかけて実施する予定の「障害福祉サービス経営実態調査」の結果も踏まえ、次期改定を行うこととしている。

十一について
政府としては、今後、諸外国における社会的企業に係る制度の研究も踏まえ、非営利法人が活動しやすくするための制度の見直し・検討を、非営利法人に係る制度全体の整合性に配慮しつつ進めることとしているが、現時点において、検討の見通しや検討の進め方についてお答えすることは困難である。

子ども手当からの学校給食費差引きに関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月二日

竹谷とし子

参議院議長 西岡 武夫殿

子ども手当からの学校給食費差引きに関する
質問主意書

今年度、子ども手当として、中学校修了までの子どもを養育する者に対し、子ども一人につき月額一万三千円が支給されている。

この子ども手当支給の趣旨は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「子ども手当法」という。)第一条に「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため」と明記されている。また、その支給が養育者に対しなされるため、受給者の責務について子ども手当法第二条は「子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない」と定めており、子ども手当が「子どものために使われるべきものであることは明確である。

一方で、近年、学校における給食費未納が大きな問題になっている。文部科学省の平成十八年の調査では、全国の小中学校の四割を超える四十三・六パーセントの学校で未納のケースが確認され、その未納総額は約二十二億三千万円にも達した。

給食費未納は、その理由が経済的理由であれば

他に解決方法もあるが、経済的には支払うことが可能であるにもかかわらず、意図的に「払わない」家庭が増大していることが状況を深刻にしている。そのため、給食費の徴収・督促を担当する教職員は、深夜休日にまで及ぶ過重な業務となり、本来の仕事に大きな支障をもたらしている。また、子どもや保護者間のモラルハザードを助長し、それが増大することや、学校給食は原則として給食費で食料が購入されていることから、未納金が増加することによつて給食の質の低下も懸念されている。さらに、親に給食費を払ってもらえない子どもへの心理的影響も少なくないものと考ええる。

以上のような状況を踏まえ、本年、子ども手当法の国会審議に際し、「給食費未納の場合には相殺してはどうか」、「給食費を差し引いて支給してはどうか」など様々な議論があつたものと理解している。

昨今の急激な円高、デフレのため、雇用、経済情勢が深刻化しており、給食費未納が増える可能性が指摘されている。しかし、今年度、子ども手当の支給額は従来の児童手当の支給額よりも多く、子ども手当がその趣旨に沿つて使われるならば、給食費未納は解決できるはずである。

そこで、以下のとおり質問する。

一 現在、文部科学省は、平成二十一年度における学校給食費の徴収状況に関する抽出調査を実施しているが、その結果が未だ発表されていない。各都道府県からは本年八月十三日までに文部科学省に報告されることになっており、それ

から既に二か月以上が経過している。まず、早急にこの調査結果を公表すべきと考えるが、公表の時期を明らかにされたい。

二 一の調査は、給食費未納問題の実態を調査した上で、必要な措置を講ずるためになされているものと理解しているが、調査の結果、給食費を差し引いて子ども手当を支給することを検討若しくは検討するよう関係機関に要請する考えがあるか、政府の見解を示されたい。

三 二のような考えがある場合、どのような調査結果が出たときに給食費の差引きを検討すべき状況と判断するか、政府の見解を示されたい。

四 教職員が子どもたちに向き合う時間をより多く確保できるようにするために、また、親に給食費を払ってもらえない子どもをなくすために、来年度から給食費を差し引いて子ども手当を支給することを可能とする、若しくは、給食費を差し引いて子ども手当を支給する制度に改めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員竹谷とし子君提出子ども手当からの学校給食費差引きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹谷とし子君提出子ども手当からの学校給食費差引きに関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの調査については、現在集計中であり、可及的速やかにその結果を公表したいと考えている。

二及び三について
平成二十三年以降の子ども手当については、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討することとしており、御指摘の調査の結果についても、この検討の中で活用してまいりたい。

四について
平成二十三年以降の子ども手当については、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討することとしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

仙谷官房長官の国会答弁と官房長官等の権限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

参議院議長 西岡 武夫殿
水野 賢一

仙谷官房長官の国会答弁と官房長官等の権限に関する質問主意書

仙谷由人官房長官は、平成二十二年十月八日の参議院本会議で、尖閣諸島沖での海上保安庁巡視船と中国漁船の衝突事件における検察の処分保留・釈放決定を「りようとする」と言つたのは「了」とするのではなく「諒とする」だつたという趣旨の、意味の分かりにくい答弁をした。

よつて、以下のとおり質問する。

一 「了とする」と「諒とする」には意味の上でどのような違いがあるのか。

二 同答弁で仙谷官房長官は、「あえて言えば、ごんべんに京都の京という字を書く諒でございませう」と述べ、「あえて言えば」という修飾をしているが、この文脈で「あえて言えば」と述べているのはどういう意味か。

三 官房長官には、検察の決定を了解・了承する権限はあるのか。逆に事案によつては了解しないという場合もありえるのか。

四 法務大臣には、検察の決定を了解・了承する権限はあるのか。あるとすればその法的根拠は、検察庁法第十四条の「個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる」との規定にあると考えてよいのか。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員水野賢一君提出仙谷官房長官の国会答弁と官房長官等の権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出仙谷官房長官の国会答弁と官房長官等の権限に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの仙谷内閣官房長官の答弁における「諒としている」とは、釈放にかかわる検察官の判断が適切であると認識しているという意味であり、了解を与えたという意味ではなかつた旨をあえて説明したものである。

三及び四について

お尋ねの「検察の決定を了解・了承する権限」の意味が必ずしも明らかではないが、法務大臣は、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十四条ただし書の規定により、「個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる」とされている。これに対し、内閣官房長官が検察官を指揮することができ旨を定めた法令の規定はない。

情報公開法と国会質疑の情報開示の範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

参議院議長 西岡 武夫殿
水野 賢一

情報公開法と国会質疑の情報開示の範囲に関する質問主意書

政府や独立行政法人などが保有する情報は、原則として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開法」という。)によつて公開されるものと考えている。

一方、国会質疑によつて政府や独立行政法人等が保有する情報を公表するように求めることもある。

もちろん情報公開法などでも一定の要件を満たす場合には情報を不開示することも容認されており、国会質疑でも政府が情報を出さない場合もある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 国権の最高機関たる国会での質疑で要求された場合の情報開示の程度は、情報公開法での開示の範囲に比べ、より広範であるべきと考えるが、政府の見解如何。

二 情報公開法で開示される情報が、国会質疑で要求されたにもかかわらず出てこないということはあつてはならないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員水野賢一君提出情報公開法と国会質疑の情報開示の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出情報公開法と国会質疑の情報開示の範囲に関する質問に対する答弁書

一及び二について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)においては、行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る当該行政機関が保有する行政文書について、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示するものとされている。

他方、国会における質疑において国会議員から資料等の提供の要求があつたときは、当該要求に係る資料等が情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、行政文書として存在しない場合であっても必要に応じ要求内容に沿つた資料を新たに作成するなどの対応を行うこととしているところである。

このように、情報公開法に基づく行政文書の開示と国会における資料等の提供とは、その対象範囲が異なるなど差異があり、一概に両者を比較することは困難である。

また、情報公開法第五条に基づく不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、「情報公開法で開示される情報」については、その開示の範囲を含め、個別の開示請求のあった都度行政機関の長が判断することであることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般に、情報公開法に基づき開示される行政文書が国会質疑で要求されたにもかかわらず提供されないということは、想定されない。

事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

丸川 珠代

参議院議長 西岡 武夫殿

事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問主意書

事業仕分けの評価結果は、政府としての結論ではなく、ワーキンググループの意見表明である、との政府見解が示されている。

一方、平成二十二年十一月十五日からの事業仕分け第三弾後半では、「評価結果や指摘事項が平成二十二年年度予算又は平成二十三年年度予算概算要求に的確に反映されているかを再検証し、問題があると考えられるものについては、各府省に対し、確実な見直しを求めていく」旨が、平成二十二年九月三十日の第十一回行政刷新会議において了承された「事業仕分け第三弾について」と題した文書で示されている。

そこで、以下質問する。

一 前記文書中の「見直し」とは、各府省の平成二十三年年度予算概算要求の変更を含む行為か。

二 ワーキンググループの意見表明である評価結果に関し、国家予算に的確に反映されているかという観点から問題があると考えられるものについて、「確実な見直し」を各府省に求める法的根拠は何か。

三 すでにワーキンググループが意見表明した事項について、国家予算への反映を再び検証する仕分け作業が必要な理由を示されたい。

四 ワーキンググループの意見表明について、評価結果の実効性を担保するために、評価結果そのものを閣議決定するという手続きを取らない理由を示されたい。

五 平成二十二年十月十二日の衆議院予算委員会で連舩行政刷新担当大臣は、「事業仕分け第三弾を通じて、予算編成過程の透明化並びに徹底的な無駄の削除、税金の浪費は許さないという姿勢で臨んでいきたいと思っています。」と答弁しているが、事業仕分けは、予算編成過程の一

部なのか。一部でないとしたら、事業仕分けは予算編成過程の透明化にどのように貢献しているのか。

六 事業仕分けの評価結果を踏まえた政府の施策は、行政刷新会議による審議、政府内の調整を経て、最終的に内閣として決定されるものであることが、政府見解として示されている。行政刷新会議に関しては議事録が公開されているが、事業仕分けの評価結果を受けた政府内の調整に関し、誰によってどのような議論がなされたかについて、議事録、あるいは事業仕分けと同様の公開手法をもって国民に公開しない理由を示されたい。

七 平成二十一年九月十八日の閣議決定で、行政刷新会議の事務は、「内閣府設置法第四条第二項に基づき、内閣府が行う」とされているが、行政刷新会議は内閣府の所掌事務の一部を行っているのではないか。行っていない場合、なぜ行政刷新会議の事務を内閣府が行っているのか。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員丸川珠代君提出事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員丸川珠代君提出事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「平成二十三年年度予算概算要求の変更」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の「見直し」については、平成二十三年年度予算編成に当たって反映させることも含まれるものと認識している。

二、四及び七について

国の予算、制度その他国の行政全般の在り方の刷新等（以下「行政の刷新等」という。）に関する事務は、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）七及び「行政刷新会議の設置について」（平成二十一年九月十八日閣議決定）４により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項の事務とされている。行政刷新会議は、行政の刷新等に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するために開催しているものである。行政刷新会議が取りまとめを行った場合には、政府としての施策は、政府内の調整を経て決定されるものと認識している。

三について

「事業仕分け第三弾について」（平成二十二年九月三十日行政刷新会議了承）に示されているとおり、「今回の再仕分けは、各府省による見直しが不十分と考えられる部分について更なる見直しの徹底を図るものである」。

五について

お尋ねの「予算編成過程の一部」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、行政刷新会議ワーキンググループが表明する意見には、平成二十三年度予算編成に当たって反映させることを求めるものも含まれると認識している。

六について

御指摘の「政府内の調整」については、多岐にわたること等から、その過程のすべてを公開することは困難であると考えている。

なお、事業仕分けの評価結果を踏まえた反映状況等について、行政刷新会議に報告し、審議を行っているところであり、これらの資料は内閣府のホームページ等で公開している。

地域における猛暑対策の取組への支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

加藤 修一

参議院議長 西岡 武夫殿

地域における猛暑対策の取組への支援に関する質問主意書

二〇一〇年の北半球の夏は、極めて異常高温な夏であった。また同時に、南半球の冬は大寒波となり多数の死亡者が発生した。

ロシアでは、森林火災の延焼面積が、北海道の

二倍の面積に相当し、モスクワでは濃いスモッグ（ヘイズ）の影響で市民の健康が危ぶまれた。ロシアに続き、アマゾン、アフリカ、アジアでも異常気象により森林火災が連続して発生するなど、地球規模で極めて深刻な事態にあることを指摘する。とりわけ深刻なことは、泥炭層、炭化成分の多い土壌での燃焼で、その結果、膨大な二酸化炭素が発生した。

中国大陸においては、三峡ダムが世紀の大放流をしなければならぬほどの豪雨の連続で大水害が発生し、同様の大水害は、バングラデシュにおいても発生した。

そして、日本列島においても記録的な猛暑であった。各地で猛暑日の記録更新が相次ぎ、日本の最高気温の記録に頻繁に名前がでてくる館林市のある群馬県は、県下の高崎市、太田市、安中市、沼田市などの一二市を始め、その他町村においても厳しい暑さの連続であった。

館林市は、四〇日を超える猛暑日になったと言われ、日本列島の猛暑による熱中症の大量発生は、各種統計を確認すると、大災害とも言うべきものである。

これら猛暑都市を安全・安心な都市にする上で、対処療法的な対応では市民の健康、生命を守ることは困難な状況にある。従って、(一)熱中症への対応はもとより、(二)ヒートアイランド現象への機敏、かつ的確な対応、また、より根本的には(三)気候変動への対応が重要である。これらの三者の一体的、計画的なパッケージ政策が必要である。

以上の基本的視点を、改めて重視・認識すべきことと同時に、関係府省庁及び関係府省庁連絡検討会が一層強力な暑熱対策を推進することを強く求めるものである。

以上を踏まえて、質問主意書の本旨に入る。猛暑対策については、何よりも猛暑の注意情報の徹底が重要である。猛暑による独居老人などの死亡は猛暑への対策と注意情報が届かない、あつても対応できていないという徹底不足によるものであると考えられる。

そこで、以下質問する。

一 救急医療活動の強化、熱環境の情報通知・学習及び啓蒙の強化について

熱中症の予防と早期発見を徹底するには、老健施設、保育所等の高齢者・幼児の熱中症予備軍の把握を行うと同時に、WBGIT(暑さ指数)の地域データの収集及びそれらを利用した熱中症ハザードマップの導入・策定等により、熱中症予防管理の仕組みを構築すべきであると思うが、政府の見解を示されたい。

二 救急医療活動における熱中症対応について
救急医療活動において、通報時の緊急レベルの判断マニュアルの作成や搬送中のアイスパック等による緊急措置のマニュアル化を行うべきであると考え、政府の見解を示されたい。

三 熱環境情報に対する機敏な対応と教育機関等における熱中症に関する学習機会の強化について
以下の提言に対する政府の見解を示されたい。

1 熱環境の情報管理・通知システムの強化
公共施設、商業施設、金融機関、駅等への「熱中症注意情報」の掲示と防災無線等を活用した広報活動の一層の強化、希望者に対する「熱中症注意情報」の電子メール送信、気温や湿度などから熱中症の危険度を表す「暑さ指数」の測定スポットの設置、熱中症啓発用マニュアル、リーフレット、カードの配布、ペットなど地上に近い小動物に関する熱中症情報の提供を図るべきである。

2 事業所・工場、建設現場、競技場などの具体的な熱中症対策の強化

3 熱中症に関する知識の普及・啓発、行動を含む熱中症防止の学習機会の強化

4 役所・保健所等における専任者による熱中症対応の強化と熱中症に対応するための特定機関の設置

5 民生委員等による一人暮らし高齢者等の状況把握及び注意喚起、啓発活動

6 「熱中症ハザードマップ」の策定とマップに基づく注意喚起や熱中症の管理

四 地域社会の協働的仕組みの形成に向けた環境醸成について

地域社会の連帯感など人間の絆が希薄化しており、「声かけ運動」を含め地域に根ざしている市民諸団体、PTA、NPO、企業のCSR、各種団体等の協働的活動を推進する必要がある。

そこで、介護ヘルパーや保健師、自治会、NPO、地方自治体担当職員等による、高齢者等

に対する「声かけ運動」の強化、その支援措置について、政府の見解を示されたい。

五 クールシエルターの設置について

歩行者等のための公的施設のスペースを利用した、猛暑の一時的避難所であるクールシエルターの設置について、政府の見解を示されたい。

六 携帯型熱中症計の開発・普及に向けた支援措置について

熱中症予防の指数となるWBGT(暑さ指数)を計測する「携帯型熱中症計」などの開発と普及、及び高齢者世帯等への無償貸与や緊急通報システムとの連携の構築に対する支援措置を検討すべきと思うが、政府の見解を示されたい。

七 乳児・幼児、高齢者、低所得層など特定層等への特別対策について

去る八月二十七日、「日本一暑いまち」として知られている群馬県館林市の安楽岡一雄市長に対し、公明党群馬県本部として十項目の猛暑対策を申し入れた際、安楽岡市長から生活保護の夏季加算制度の創設など三項目の国に対する猛暑対策の要望があった。

熱中症対策の一環として、冷房の使用は不可欠なものとなっており、既に夏季の電気料金が低所得者の生活を圧迫していることが推測されるが、生活保護世帯の健康を守る意味から、冬季加算と同様、低所得者とのバランスを考え、かつ、エアコン等の保有状況及び家計調査などの実態調査を踏まえて、地区別夏季加算制度の創設を検討する必要があると思うが、以下の点

を含め政府の見解を示されたい。

- 1 生活保護の夏季加算制度の創設及び「最低生活費」未満世帯への対応
- 2 地方自治体の「地域福祉計画」への位置づけ(熱中症に限らず要支援者への対応)
- 3 電気・ガス停止、エアコン未設置世帯の実態把握と対応

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員加藤修一君提出地域における猛暑対策の取組への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出地域における猛暑対策の取組への支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「老健施設、保育所等の高齢者・幼児の熱中症予備軍」の意味するところが必ずしも明らかではないが、老健施設(介護保険法平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。)に入所している高齢者に対する熱中症対策については、本年九月に厚生労働省が各都道府県等あてに発出した文書において、特に高齢者に対する熱中症の予防法等について情報提供を行ったところで

ある。また、保育所児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。)に入所している子どもに対する熱中症対策については、保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)において、保育所に対し施設の温度、湿度、換気等を常に適切な状態に保持することを求めているところである。

お尋ねの「WBGT(暑さ指数)の地域データの収集及びそれらを利用した熱中症ハザードマップの導入・策定等」による「熱中症予防管理の仕組み」の構築については、環境省において、WBGT(湿球黒球温度)を全国八か所で測定するとともに、WBGTの三時間ごとの予測値を翌日分まで四十七都道府県ごとに算出し、当該測定値及び予測値をホームページで公表しているところである。

二について

お尋ねの「通報時の緊急レベルの判断マニュアルの作成」については、総務省消防庁が、平成二十三年度予算概算要求において、救急要請時等の段階で医学的知見に基づく基準によって、緊急度を判定し、その度合いに応じた救急対応を行う仕組みを整備するための予算を要求しているところである。

また、お尋ねの「緊急措置のマニュアル化」については、救急隊員は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)に基づき熱中症の応急処置に関する講習を受講していることから、

現在でも、各消防機関において熱中症が疑われる傷病者の搬送に適切に対応していると考えているが、本年夏における熱中症の頻発を受けて、総務省消防庁として改めて熱中症に対する応急処置に関する留意点を各消防機関に示すこととしている。

三の1及び6について

お尋ねの「熱中症啓発用マニュアル、リーフレット、カードの配布」については、環境省において、熱中症の症状、予防法、対処法等の情報を取りまとめた保健活動に指導的にかかわる者等向けのマニュアルのほか、一般国民向けのリーフレットや当該リーフレットの要点を記載したカードを作成し、地方自治体、国立大学、老人福祉施設等に配布するとともに、ホームページにも掲載しているところである。また、厚生労働省においては、職場における熱中症予防のためのパンフレットを作成し、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて関係事業場等に配布するとともに、ホームページにも掲載しているところである。さらに、文部科学省においては、教育関係者向けの熱中症予防のためのパンフレットを作成し、教育委員会等に配布するとともに、ホームページにも掲載しているところである。

お尋ねの「希望者に対する「熱中症注意情報」の電子メール送信」については、既に、このようなサービスを提供している事業者等があると承知している。

その他のお尋ねについては、一について述べたとおり、環境省において、WBG Tを全国八か所で測定するとともに、WBG Tの三時間ごとの予測値を翌日分まで四十七都道府県ごとに算出し、当該測定値及び予測値をホームページで公表しているところである。

三の2について

事業所、工場、建設現場等職場における熱中症対策については、「職場における熱中症の予防について」(平成二十一年六月十九日付け基発第〇六一九〇〇一号厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、WBG T値等により職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行うといった熱中症対策を的確に実施するよう、都道府県労働局及び労働基準監督署から事業場に対して指導しているところである。

また、運動時における熱中症対策については、文部科学省において、熱中症の予防のための参考資料を作成し、教育委員会、スポーツ団体等へ配布するとともに、教育委員会、スポーツ団体等の関係者が集まる会議等において指導を行っているところである。また、同省が主催するスポーツ行事においては、熱中症事故等に対応するため、救護所の設置並びに医師及び看護師の配置を行っているところである。

三の3について

三の1及び6について述べたとおり、関係省においては、熱中症に関する知識の普及及び

啓発のためのパンフレット等を作成し関係先に配布するとともに、ホームページにも掲載しているところである。

また、職場における熱中症に関する学習機会の強化については、「職場における熱中症の予防について」に基づき、熱中症の症状、予防方法等について労働衛生教育を行うよう、都道府県労働局及び労働基準監督署から事業場に対して指導を行っているほか、熱中症が原因である職場における死亡災害の発生状況等の公表等により、職場における熱中症に関する知識の普及及び啓発を図っているところである。

さらに、学校教育における熱中症に関する学習機会の強化については、中学校、高等学校等の保健体育の教科において、身体環境に対する適応能力や応急手当について指導する際に熱中症についても扱うこととしている。また、教育委員会等に対し、熱中症事故等の防止について依頼する文書を毎年度発出しているほか、教職員向けの参考資料を作成し配布するなど、熱中症に関する知識の普及及び啓発を図っているところである。

三の4について

お尋ねの「役所・保健所等における専任者による熱中症対応の強化」については、保健所において、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)に基づく地域住民の健康の保持及び増進に関する事業の一環として、熱中症対策に取り組んでおり、主に医師や保健師が中心となって、

医学的な専門的知識に基づく健康相談等や、ホームページ、広報誌、講演等による情報提供等を行い、熱中症予防のための知識の普及及び啓発を図っていることから、専任者による対応は考えていない。

なお、お尋ねの「熱中症に対応するための特定機関の設置」については、関係省庁が、その所管に応じ、熱中症に係る取組を適宜実施していることから、当該機関の設置は考えていない。

三の5及び四について

お尋ねについては、民生委員等地域の関係者の連携による「声かけ運動」等地域の実情に応じた取組が市町村地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百七条に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。)に盛り込まれるよう、厚生労働省として必要な助言や指導を行うとともに、本年九月に厚生労働省が各都道府県等あてに発出した文書において、独り暮らしの高齢者を周囲の方々が協力して注意深く見守ること等が重要である旨注意喚起を行ったところである。

五について

熱中症が疑われる場合の対応としては、涼しい場所への避難が重要であると認識している。御指摘の「クールシエルター」については、大阪府吹田市内の四か所の消防署に、猛暑の際の一時的避難所である「熱中症シエルター」が設置された例があると承知している。

六について

お尋ねの「携帯型熱中症計」などの開発と普及については、既に事業者において携帯型熱中症計が開発され、市販されていると承知している。

また、お尋ねの高齢者世帯等への支援措置については、一について述べたとおり、WBG Tの翌日までの予測値を四十七都道府県ごとに算出し、環境省のホームページで公表しているところであるが、今後、地方自治体等による高齢者等に対する熱中症対策も考慮しながら、地方自治体等における予測値の活用が一層進むよう、取り組んでまいりたい。

七について

一般世帯及び生活保護を受給している世帯における夏季の電力消費実態及びエアコンの保有実態については、現在、厚生労働省において調査を行っているところである。御指摘の「夏季加算制度」の創設については、これらの調査結果等を踏まえ、現行の冬季加算の在り方を含めた生活保護基準全体に関する多角的な検証を行った上で、慎重に検討する必要があると考えている。

また、水道、電気等のライフラインが停止された生計困難者の把握については、水道、電気等の事業者と地方自治体の保健福祉部局等との間の連携及び連絡体制を確保するよう、地方自治体に対して通知している。

市町村地域福祉計画には、熱中症対策を含

め、日常生活上の支援が必要な者に対する見守り等地域の実情に応じた取組が盛り込まれるべきものと考えており、市町村がそのような取組を盛り込むよう、厚生労働省としても、必要な助言や指導を行ってまいりたい。

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関して、以下のとおり質問する。

一 いわゆる高校授業料の無償化により、私立高校に対しては就学支援金の支給が行われている。これに伴い、これまで都道府県が単独で行ってきた私立高校への授業料減免補助が縮小されているケースが多いようだが、政府が把握している実態について明らかにされたい。特に、各都道府県は授業料減免補助予算の減額分をどこに支出しているのか、政府が把握している実態について明らかにされたい。また、国は都道府県に対し、都道府県単独の減免補助を縮小しないよう指導しているのか、明らかにされたい。

たい。

二 平成二十三年度予算概算要求で文部科学省が「授業料減免事業等支援特別経費」を増額要求したのは、一の問題に対応する意図なのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 都道府県によつては、私立校・在校生に対し独自の助成を行い、上乗せしているところがある。私立校・在校生助成に積極的な都道府県と、消極的な都道府県によつて、施策にばらつきがあるため、私立校の教育環境に都道府県格差が生じている。こうした格差は、「教育の平等」の原則に反する恐れがあると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、格差是正のために政府はどう対応するのか、方針を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問に対する答弁書

一 について
私立の高等学校等における授業料等の減免措

置に対する各都道府県の補助事業（以下「授業料等減免補助事業」という。）について、平成二十二年年度の補正後の予算額が平成二十一年年度の補正後の予算額と比較して増額されているのが八都道府県、減額されているのが三十八道県であり、予算額が特定されていないのが一県と承知している。

授業料等減免補助事業に係る予算を減額した道県において、減額分がどのように取り扱われたかについては把握していないが、文部科学省においては、各都道府県知事等に対し、「高等学校等生徒への経済的支援の拡充について」（平成二十二年四月一日付け文部科学大臣政務官通知）を发出し、高校生への経済的支援の充実を求めている。

二 について

文部科学省の平成二十三年度予算の概算要求における授業料減免事業等支援特別経費の増額は、各都道府県における授業料等減免補助事業の予算の減額に対応するために行ったものではない。

三 について

御指摘の「都道府県格差」及び「教育の平等」の原則に反する恐れ」の趣旨が必ずしも明らかではないが、授業料等減免補助事業は、地域の実情に応じて、各都道府県の判断により行われているものであり、高等学校等就学支援金の支給及び各都道府県における授業料等減免補助事業により、私立の高等学校等の生徒のうち低所

得世帯の者に対する支援は、すべての都道府県において従来と同水準か更に手厚い支援となっているものと認識している。政府としては、学ぶ意欲のある高校生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、今後とも支援に努めてまいりたい。

高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問主意書

高校生の海外留学に対する公的支援を充実させ、留学を奨励する立場から、以下について質問する。

一 高校生の海外留学に対する政府の支援について、自民党政権時代の二〇〇九年度は、一人あたりの支給額五〇万円で、募集は一八〇〇人であったが、政権交代後の二〇一〇年度は、一人あたりの支給額五〇万円で、募集は約五〇人に縮小している。二〇〇九年度には助成対象となっていた留学団体が二〇一〇年度には対象から外れ、支援制度が縮小した経緯とその理由を明らかにされたい。

二 高校生の海外留学に対する公的支援を充実させ、留学を奨励することが重要と考えるが、政府の今後の方針を示されたい。
右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省においては、高校生の留学を支援する事業として、従来から、高校生が外国のボランティア家庭に滞在しながら、授業料免除で高等学校等に通学するプログラム(以下「無償留学プログラム」という。)を実施する団体に対する支援を行ってきたところである。

平成十九年度予算及び平成二十年度予算においては、それぞれ高校生五十人分の無償留学プログラムに係る支援を行ったところであるが、平成二十一年度においては、当初予算によって、高校生六十人分の無償留学プログラムに係る支援を行ったほか、第一次補正予算において、高校生千九百四十人分の留学に係る支援のための予算を措置し、その中で、無償留学プロ

グラム以外の留学プログラムを実施する団体に対する支援も可能としたところである。

平成二十二年予算においては、現下の厳しい財政事情の下、従来から行っている、無償留学プログラムを実施する団体に対する支援のみを行うこととし、高校生五十四人分の無償留学プログラムに係る支援を行っているところである。

二について

高校生の留学については、国際的に活躍できる人材を育成する上で意義があると考えており、「新成長戦略(平成二十二年六月十八日閣議決定)」においても、「高校生の海外交流支援の強化」を図ることとしているところであり、引き続き、高校生の留学の支援に努めてまいりたい。

教員免許更新制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

教員免許更新制に関する質問主意書

教員免許更新制に関して、以下のとおり質問する。

一 本年十月二十一日の参議院文教科学委員会で、教員免許更新制のあり方について中央教育審議会が検討しているという政府の答弁があつ

た。結論はいつ出すのか明らかにされたい。

二 一の委員会での政府の答弁では、免許状更新講習が必要な方は、今年度と来年度で九万五千人であるとのことであり、文部科学省は免許状更新講習の受講徹底を求める通知を本年九月に出している。政府が教員免許更新制のあり方を検討している中で、受講しない方に免許取り消しなどのペナルティを課するのは公正でないと考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

三 一方で、受講しない方にペナルティを課さなければ、受講した方には不公平感が募る。受講しない方に対して、政府はどう対応するのか見解を明らかにされたい。

四 免許状更新講習の講座を用意した大学等に対して、金銭的な援助などを行う用意はあるのか、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出教員免許更新制に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

現在、中央教育審議会において、教員の資質や能力の向上を図るための総合的な方策について検討が行われ、その中で、教員免許更新制の

在り方についても検討が行われているところ、これらの検討事項については、平成二十二年中を目途に一定の方向性が示される予定であり、その後答申が出されることとなっている。文部科学省としては、中央教育審議会による答申を踏まえて、今後の教員免許更新制の在り方を決定することとしている。

他方、現行の教員免許更新制により、例えば、平成二十一年三月三十一日以前に授与された免許状を有する者であつて免許状更新講習を受講する必要があるものが、所定の期限内に免許状更新講習の課程を修了したことについての免許管理者による確認を受けない場合には、その者の有する免許状が失効することとなるものであり、文部科学省においては、関係者に誤解が生じることのないよう、そのような旨を都道府県教育委員会等を通じて各教員に周知するほか、ホームページ等を通じて注意喚起しているところであり、「政府が教員免許更新制のあり方を検討している中で、受講しない方に免許取り消しなどのペナルティを課するのは公正でない」との御指摘は当たらないと考えている。

四について

文部科学省においては、平成二十二年予算において、へき地にある学校の教員や障害のある教員等を対象とした免許状更新講習の開設に対する補助を行うための経費を計上し、平成二十三年度予算の概算要求においても、同様の経費を計上しているところである。

たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問主意書

たばこ・喫煙規制のための法整備について、以下のとおり質問する。

一 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)が発効したが、日本国内のたばこ・喫煙規制は諸外国に比べて遅れている印象を否めない。政府もたばこ・喫煙規制に向けて国内法整備の準備を進めていると耳にしているが、たばこ・喫煙規制の趣旨と法整備のタイムスケジュールについて明らかにされたい。

二 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)は、たばこの供給、害を減少させることを目的としているが、一方で国内のたばこ事業法はたばこ産業の発展と安定税収の確保を目的としており、矛盾がある。政府として、たばこ・喫煙規制の法整備に関連してたばこ事業法を改正する考えがあるのか、見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙谷 由人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの国内法整備については、現在、労働政策審議会において、本年度中に結論を出す予定で、職場における受動喫煙防止対策の強化について、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の改正の必要性を含め議論を行っているところであり、その結果も踏まえ、対応を検討することとしている。

二について

お尋ねのたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の改正については、「平成二十二年法律改正大綱(平成二十一年十二月二十二日閣議決定)」において、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、

現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。」としていることを踏まえ、今後、検討することとしている。

自動車保険における保険金支払等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

浜田 昌良

参議院議長 西岡 武夫殿

自動車保険における保険金支払等に関する質問主意書

自動車保険(任意保険)における対物賠償保険は、自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の財物を滅失、破損又は汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによつて被る損害について、保険金を支払うものである。保険金の支払は、示談等により損害賠償額が最終的に確定した後、加害者(被保険者)又は被害者(損害賠償請求権者)からの請求により行われることとなっている。

自動車事故における法律上の損害賠償責任は、当事者間での合意等により決定した加害者・被害者双方の過失割合をもとに確定する。当事者間で

過失割合についての交渉が難航し、示談に至っていない場合には、原則として任意保険からの保険金の支払を受けることができない。そのため、事故で損傷した車両を保有する被害者は、生活又は事業のために自動車が必要な場合、保険金が支払われる前であっても、自己負担により修理等を余儀なくされることになる。

現状では、示談に至っていない自動車事故被害者は、事故による肉体的・精神的なダメージに加え、車両修理費用等による経済的なダメージを受けることになる。

一方、人身事故を対象とする強制保険である自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)では、被害者からの直接請求ができるほか、当座の費用としての仮渡金の請求も認められている。

そこで、以下質問する。

一 政府は、任意保険における車両保険の保険金支払件数及び金額、自動車事故にかかる示談に要した平均期間、示談に至っていない自動車事故被害者が車両修理費用を自己負担している件数のそれぞれについて、どのように把握しているか。把握しているのであれば、最近一年間の実績を示されたい。

二 車両修理費用等による自動車事故被害者の経済的負担を軽減する観点から、当事者間で争いのない範囲についての内払等を可能とするなど、任意保険においても自賠責保険における被害者の直接請求や仮渡金制度に準じた取扱いが構築されることが望ましいと考える。任意保険

の取扱いは保険会社の自主的な取組によるところであるが、保険会社を監督する立場にある政府の認識如何。

三 保険会社の中には、現在でも、損害賠償額が最終的に確定する前に、当事者間で争いのない過失割合の部分をもとにした保険金の内払に応じている例もある。しかし、保険約款等に定められた取扱いはなく、内払を受けるために必要な要件等は明確ではない。政府としては、このような内払の実態をどのように把握しているのか。また、保険契約者等の保護及び利便性の向上の観点から、このような保険金の内払を行うのであれば、保険会社はできるだけ適用要件を分かりやすく示すことが必要であると考えているが、政府の見解如何。

四 自動車事故被害者の立場に立った根本的な解決のためには、損害賠償額が最終的に確定する前であっても、当事者間で争いが無い過失割合の部分をもとにした保険金の内払を可能とするよう、保険会社が自ら保険約款の改正等を行うことが最も望ましいと考える。政府においても、被害者を保護する観点から、保険会社に対して保険約款の改正等を働きかけるべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出自動車保険における保険金支払等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出自動車保険における保険金支払等に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「任意保険における車両保険の保険金支払件数及び金額」については、損害保険料率算出機構において、平成二十年度の保険金支払件数は三百三十三万三千六百六十六件、金額は七千八百九億五千四百四十二万二千円と公表しているものと承知している。

また、「自動車事故にかかる示談に要した平均期間」及び「示談に至っていない自動車事故被害者が車両修理費用を自己負担している件数」については、把握していない。

二から四までについて
お尋ねの任意保険における「内払の実態」については、「内払」が行われた件数、金額のいずれも把握していない。任意保険は、商品内容を保険会社各社が設計し、内閣総理大臣の認可を経て販売されるものであるが、「内払」については、各社において、利用者ニーズ等を把握した上で判断されるべきものであり、政府としては、適時適切な保険金等の支払を確保する観点から、保険会社に対する適切な監督を行ってまいりたい。

「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月四日

参議院議長 西岡 武夫殿
浜田 昌良

「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問主意書

平成二十二年十月二十九日に国連総会第一委員会では、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案への投票が行われた。投票結果は、賛成百二十一、反対二十七、棄権二十二で採択された。この決議案の趣旨は、「核兵器禁止条約(NWC)へとつながる交渉を開始すること」を求めていることである。核兵器国のうち、米国、ロシア、英国、フランスは反対し、中国は賛成した。一方、北大西洋条約機構(NATO)の非核兵器国のうち、ドイツ、ベルギー等は反対し、カナダとノルウェーは棄権した。また、スウェーデンは賛成した。こうした中、日本は棄権した。

この決議案は、従来からマレーシア等によって提案されており、日本は例年棄権してきた。しかし、今年は、五月の核不拡散条約(NPT)再検討会議が最終文書でNWCについて初めて言及し、潘基文国連事務総長が長崎、広島を訪れてNWC

の重要性を訴えるなど、新しい機運が生まれており、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が報告書の勧告七十三においてNWCの準備作業の開始を提言したことを併せて考えると、日本が棄権をくり返したことは残念な結果と言わざるを得ない。また、この決議案の文面は、NPT再検討会議の最終文書の内容の多くを踏襲しているものであり、さらに、これは条約の即時交渉ではなく「NWCへとつながる交渉の開始」を求めているものである。したがって、この内容に日本が賛成することに大きな障害があるとは考えられない。

同じく棄権したノルウェーの場合は、例年反対していたが今年は棄権に転じた。同国は投票に際して、「同決議の全体的な目標は支持するし、今年案文の修正が行われたことも認識している。しかし、ノルウェーとしては、ジュネーブ軍縮会議が法的拘束力のある核軍縮を議論するための最適の場である」と考えておらず、また、モデル核兵器禁止条約に言及していることが現時点において正しいやり方であるとは考えない」という趣旨の理由を説明している。ノルウェーのような具体的な説明を日本政府もしつかりと行うべきだと考える。

そこで、以下質問する。

一 日本政府は、国連総会第一委員会での「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案について、何故、今年も棄権したのか。その理由を具体的に明らかにされたい。

二 今後、どのような条件が整備されれば、NWCへとつながる交渉または準備作業を開始していけるのか、政府の見解如何。

三 NWCへとつながる交渉または準備作業の開始に向けて、日本としてはどのような努力を進めていく必要があるのか、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の決議案については、国際連合総会第一委員会において、我が国としては、核保有国及び非核保有国双方の理解を得つつ、平和で安全な核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を重ねていくことが重要との我が国の立場を踏まえ、棄権したものである。

二及び三について

我が国としては、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されることがな

いよう、平和で安全な核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を重ねていくことが重要であると考えている。

かかる観点から、我が国としては、本年五月に開催された核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）の運用検討会議において全会一致で採択されたいわゆる「行動計画」を着実に実現していく努力を進めていく必要があると考えている。特に、包括的核実験禁止条約の早期の発効並びに兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期の交渉開始及びその妥結については、今後の核軍縮の道筋を築いていく上で優先的に取り組むべきものと考えている。

整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月五日

秋野 公造

参議院議長 西岡 武夫殿

整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問主意書

整備新幹線は、我が国の交通体系にあつて、基幹的な高速輸送体系を形成するものであり、地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関として、関係地域においてその整備が強く要請されている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 未着工の整備新幹線問題の検討について
未着工の整備新幹線問題の検討については、整備新幹線問題調整会議で平成二十二年一月二十八日より半年かけて十回のヒアリング等が行われて終了したところであるが、その後、政府の整備新幹線問題検討会議の検討はいつ、どのように行われたのか。また、判断の材料は全て揃っているものと思われるが、いつ頃を目処に検討結果を出す予定であるのか、政府の見解を示されたい。

二 新たな区間の着工について

平成二十一年十二月二十四日の整備新幹線問題検討会議において発表された「整備新幹線の整備に関する基本方針」には、着工に当たつての基本的な条件として五項目が示されているが、「安定的な財源見通しの確保」以外の条件を満たしている区間は北海道、北陸、九州の三線のうちどこになるか。また、安定的な財源見通しの確保がなされたならば、三線のうち、基本的な条件を満たしている区間から順番に着工されるべきであると考えているが、政府の見解を示されたい。

三 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金について

平成二十二年四月二十七日、政府の行政刷新会議ワーキンググループによるいわゆる「事業仕分け」により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金については「国庫返納」との判断がなされた。このように事業仕分けにおいて国庫返納を求めら

れた利益剰余金は、JR本州三社の株式売却収入、新幹線債権に係る収入及び旧国鉄から承継した用地の売却収入等の収入から得られたものである。このような経緯や資金の性格からすると、利益剰余金は新幹線の整備や並行在来線対策、地方負担軽減等の新幹線整備に関連する諸問題への対応及びJR九州・JR四国・JR北海道・JR貨物の経営基盤強化など鉄道に関連する諸課題の解決のためにこそ供されるべきものであり、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律を改正して新幹線整備を促進し、地域社会の振興や経済活性化に貢献すべきであると考えているが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十六日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員秋野公造君提出整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出整備新幹線の未着工区間の取扱いに関する質問に対する答

弁書

一及び二について

お尋ねの点については、本年八月二十七日に第三回の整備新幹線問題検討会議を開催し、「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」を決定したところであり、この中で、「北海道

新幹線、北陸新幹線、九州新幹線の未着工区間の取扱いについては、総合的な交通体系における位置付けも勘案しつつ、「整備新幹線の整備に関する基本方針」、「当面の整備新幹線の整備方針」における基本的な着工条件を前提に、整備効果が有効に発現しうるよう、全線の具体的将来像を踏まえた検討を行う」、「このため、今後、各線区について、・・・さらに詳細な検討を行う必要がある」及び「上記検討を踏まえ、・・・将来に未解決の問題を先送りしないよう、着工に当たつての基本的な条件が確実に満たされていることを確認した上で着工するものとする」としていること等を踏まえ、整備新幹線問題調整会議等において検討を進めてまいりたい。

三について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金の取扱いについては、平成二十三年度政府予算案の決定までに結論を得るよう、検討してまいりたい。

総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月五日

片山さつき

参議院議長 西岡 武夫殿

総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係に関する質問主意書

総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係について、以下質問する。

一 民主党政権成立後、原口総務大臣在任中にその職にあった総務省顧問全員の氏名を明らかにした上で、各々の国会議員歴（所属選挙区及び当該選挙区が存在する都道府県名、市町村名も示すこと）、地方議員歴（当該地方自治体名も示すこと）及び地方自治体の首長歴又は官職歴（現職を含む。当該地方自治体名も示すこと）を明示されたい。

二 一で示した地方自治体（都道府県及び市町村）ごとに、地方交付税の交付額（普通交付税分と特別交付税分を区分して示すこと）、同意又は許可された地方債の額及び総務省所掌（旧自治省所掌分のみならず総務省所掌にかかる全分野）の補助金の交付額について、平成二十年度実績、同二十一年度実績及び同二十二年予算における具体的な額をそれぞれ明示されたい。

三 一で示した各地方自治体に対して、平成二十一年度及び同二十二年（現在まで）に総務省から行った指示、指導、注意（文章及び口頭）及びこれに対する当該地方自治体の対応を示されたい。

四 二、三を踏まえ、一で示した各地方自治体に対する特別な扱いはなかったと言えるのか。政府の見解を示されたい。

五 旧自治省時代から現在までに総務省（又は自治省）顧問に就任した地方自治体首長及びその

経験者（顧問離任後に首長に就任した場合を除く）を全て、顧問就任・離任の年月日を付して列挙されたい。

六 総務省顧問の任命に当たっては、同者に関連する地方自治体と国との関係の適切性が疑われることのないようにすべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十六日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員片山さつき君提出総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片山さつき君提出総務省顧問に関連する地方自治体と国との関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、原口前総務大臣の在任中に総務省顧問の職にあった者ごとに、①「国会議員歴」、②①に係る所属選挙区及び当該選挙区に係る地方公共団体（市町村合併があった場合には、合併前の市町村。以下同じ。）の名称、③「地方議員歴」及び当該地方公共団体の名称、④地方公共団体の「首長歴又は官職歴」及び当該地方公共団体の名称を総務省において把握している限りにおいてお示しすると、次のとおりである。

なお、地方公共団体の「官職歴」については、その職に就いた年を記載している。

上田清司

①衆議院議員 平成五年から平成十五年
②衆議院（選挙区選出）埼玉県第五区（埼玉県大宮市、鴻巣市、上尾市、与野市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市及び北足立郡（伊奈町、吹上町）、衆議院（小選挙区選出）埼玉県第四区（埼玉県戸田市、朝霞市、志木市、和光市及び新座市） ③なし ④埼玉県知事（埼玉県） 平成十五年から現在
嘉田由紀子

①なし ②なし ③なし ④滋賀県庁（滋賀県） 昭和五十六年、琵琶湖研究所研究員（滋賀県） 昭和五十七年、琵琶湖博物館総括学芸員（滋賀県） 平成九年、琵琶湖博物館研究顧問（滋賀県） 平成十二年、滋賀県知事（滋賀県） 平成十八年から現在
亀井久興

①参議院議員 昭和四十九年から昭和六十九年、衆議院議員 平成二年から平成五年、平成八年から平成二十一年 ②参議院（地方選出）島根県（島根県及び同県の全市町村）、衆議院（選挙区選出）島根県（島根県及び同県の全市町村）、衆議院（小選挙区選出）島根県第三区（島根県浜田市、益田市、大田市、江津市、瀬摩郡（仁摩町、温泉津町）、邑智郡（邑智町、川本町、桜江町、石見町、瑞穂町、羽須美村、大和村）、那賀郡（旭町、金城町、弥栄村、三隅町）、美濃郡（美都町、匹見町）及び鹿足郡（日

原町、津和野町、柿木村、六日市町)、衆議院(比例代表選出)中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県並びにこれらの県の全市町村) ③なし ④なし 河村たかし ①衆議院議員 平成五年から平成二十一年 ②衆議院(選挙区選出)愛知県第一区(愛知県名古屋市中区、衆議院(小選挙区選出)愛知県第一区(愛知県名古屋市中区) ③なし ④名古屋市長(愛知県) 平成二十一年から現在 釘宮馨 ①参議院議員 平成四年から平成十年、衆議院議員 平成十二年から平成十五年 ②参議院(選挙区選出)大分県(大分県及び同県の全市町村)、衆議院(小選挙区選出)大分県第一区(大分県大分市) ③大分県議会議員(大分県) 昭和六十二年から平成四年 ④大分市長(大分県) 平成十五年から現在 郷原信郎 ①なし ②なし ③なし ④なし 神野直彦 ①なし ②なし ③なし ④大阪府立大学経済学部助手(後に助教授(大阪府大阪府) 昭和五十六年 鈴木康雄 ①なし ②なし ③なし ④なし 達増拓也 ①衆議院議員 平成八年から平成十九年 ②衆議院(小選挙区選出)岩手県第一区(岩手県盛岡市及び紫波郡(紫波町、矢巾町)) ③なし	し ④岩手県知事(岩手県) 平成十九年から現在 露木順一 ①なし ②なし ③なし ④開成町長(神奈川県) 平成十年から現在 寺崎明 ①なし ②なし ③なし ④なし 寺島光二郎 ①なし ②なし ③なし ④乙部町長(北海道) 昭和五十八年から現在 中田宏 ①衆議院議員 平成五年から平成十四年 ②衆議院(選挙区選出)神奈川県第一区(神奈川県横浜市区、衆議院(小選挙区選出)神奈川県第八区(神奈川県横浜市区及び川崎市) ③なし ④横浜市長(神奈川県) 平成十四年から平成二十一年 中村時広 ①衆議院議員 平成五年から平成八年 ②衆議院(選挙区選出)愛媛県第一区(愛媛県松山市、北条市、温泉郡(重信町、川内町、中島町)及び上浮穴郡(久万町、美川村、面河村、柳谷村、小田町)) ③愛媛県議会議員(愛媛県) 昭和六十二年から平成二年 ④松山市長(愛媛県) 平成十一年から現在 野村修也 ①なし ②なし ③なし ④なし 橋下徹 ①なし ②なし ③なし ④大阪府知事(大阪府) 平成二十年から現在	福武總一郎 ①なし ②なし ③なし ④なし 古川康 ①なし ②なし ③なし ④沖縄県庁(沖縄県) 昭和五十七年、長野県企画局企画課長(長野県) 平成元年、長野県総務部地方課長(長野県) 平成二年、岡山県総務部財政課長(岡山県) 平成六年、長崎県商工労働部長(長崎県) 平成十一年、長崎県総務部長(長崎県) 平成十三年、佐賀県知事(佐賀県) 平成十五年から現在 保坂展人 ①衆議院議員 平成八年から平成十五年、平成十七年から平成二十一年 ②衆議院(比例代表選出)東京都及び東京都の全市区町村) ③なし ④なし 松沢成文 ①衆議院議員 平成五年から平成十五年 ②衆議院(選挙区選出)神奈川県第二区(神奈川県横浜市区、川崎市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び三浦郡(葉山町))、衆議院(小選挙区選出)神奈川県第九区(神奈川県川崎市) ③神奈川県議会議員(神奈川県) 昭和六十二年から平成五年 ④神奈川県知事(神奈川県) 平成十五年から現在 水島広子 ①衆議院議員 平成十二年から平成十七年 ②衆議院(小選挙区選出)栃木県第一区(栃木県宇都宮市及び河内郡(上三川町、南河内町))、衆議院(比例代表選出)北関東(茨城県、栃木	県、群馬県及び埼玉県並びにこれらの県の全市町村) ③なし ④なし 宮本太郎 ①なし ②なし ③なし ④なし 八代英太 ①参議院議員 昭和五十二年から平成七年、衆議院議員 平成八年から平成十七年 ②参議院(全国選出)、参議院(比例代表選出)、衆議院(小選挙区選出)東京都第十二区(東京都北区及び足立区)、衆議院(比例代表選出)東京(東京都及び東京都の全市区町村) ③なし ④なし 山崎養世 ①なし ②なし ③なし ④なし 山田宏 ①衆議院議員 平成五年から平成八年 ②衆議院(選挙区選出)東京都第五区(東京都豊島区及び練馬区) ③東京都議会議員(東京都) 昭和六十年から平成五年 ④杉並区長(東京都) 平成十一年から平成二十二年 山本文男 ①なし ②なし ③添田町議会議員(福岡県) 昭和三十八年から昭和四十六年 ④添田町長(福岡県) 昭和四十六年から平成二十二年 二について 一について述べた地方公共団体(この平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における、普通交付税及び特別交付税の交付額(平成二十二年度にあつては交付決定額)、同意又は許可を得た地方債の額並びに総務省が所管する補助金等(補助金等に係る予算の執行の適
--	--	--	--

正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金をいう。
以下同じ。の交付額(千円未満を切り捨てたもので、平成二十二年度にあつては交付決定額)と、次のとおりである。なお、一について述べた市町村が、当該各年度における交付額等の交付等の基準となる日(以下「基準日」という)以前に合併した場合の当該市町村の交付額等については、基準日において存在する当該合併後の市町村の交付額等を記載している。

平成二十年度普通交付税交付額 埼玉県 千七百九十一億二千四百五十万二千円、埼玉県さいたま市 十四億七千二百四十二万三千円、埼玉県鴻巣市 三十九億五千六百三十五万五千円、埼玉県上尾市 四千五百六十六万三千円、埼玉県朝霞市 零円、埼玉県志木市 五億八千七百七十九万八千円、埼玉県和光市 零円、埼玉県新座市 五億四千七百五十三万三千円、埼玉県桶川市 九億四千八百六十三万三千円、埼玉県北本市 九億八千二百六十二万二千円、埼玉県伊奈町 四億八千六百五十四万七千円、埼玉県戸田市 零円、滋賀県 八百五十二億九千七百九十八万六千円、島根県 千七百九十五億九千三百三十四万四千円、島根県松江市 百九十五億七千八百五十八万四千円、島根県浜田市 九十七億七千二百六十三万五千円、島根県出雲市 百七十七億九千七百七十五万四千円、島根県益田市 七十七億七千九百九十七万八千円、島根県大田市 八十六億四千九百六十六万六千円、島根県安来市 七十

八億五千三百三十三万九千円、島根県江津市 四十八億四千六百九十四万四千円、島根県雲南市 百二十六億四千六百九十一万二千円、島根県東出雲町 十五億八千九百二十四万四千円、島根県出雲町 五十七億五千八百八十六万八千円、島根県飯南町 三十三億八千八百八十三万三千円、島根県斐川町 二十四億七千四百四十四万八千円、島根県川本町 十八億八千八百二十八万六千円、島根県美郷町 三十一億五千三百八十九万九千円、島根県邑南町 五十七億七千三百三十八万七千円、島根県津和野町 三十八億七千三百三十七万七千円、島根県吉賀町 三十二億二千九百七十四万四千円、島根県海士町 十九億三千四百二十一万八千円、島根県西ノ島町 十六億八千八百九千円、島根県隠岐の島町 六十八億九千九百八十四万八千円、鳥取県 千二百八十八億七千六百八十六万七千円、鳥取県鳥取市 二百二十一億三千九百十六万五千円、鳥取県米子市 七十八億七千四百四十二万円、鳥取県倉吉市 六十九億二千二百三十万六千円、鳥取県境港市 二十八億六千三百三十八万二千円、鳥取県岩美町 二十二億四千二百四十九万九千円、鳥取県若桜町 十六億九千二百五十三万八千円、鳥取県智頭町 二十三億四千八百九十三万七千円、鳥取県八頭町 四十五億九千二百二十四万六千円、鳥取県三朝町 十七億四千八百四十六万七千円、鳥取県湯梨浜町 三十九億五百八十八万八千円、鳥取県琴浦町 三十三億二千九百五十一万五千円、鳥取県北栄町 二十八億千五百二十四千

円、鳥取県日吉津村 八千四百四十一万九千九百八十四円、鳥取県大山町 四十六億六千三百三十五万六千円、鳥取県南郷町 二十八億七千七百二十万四千円、鳥取県伯耆町 二十六億八千八百二十四万三千円、鳥取県日野町 十六億八千八百二十六万三千円、鳥取県日南町 二十八億三千九百九千円、鳥取県江府町 十一億七千二百三十二万九千円、岡山県 千四百六十二億四千八百七十八万四千円、岡山県岡山市 二百六十六億二千三百九十七万七千円、岡山県倉敷市 六十四億六千七百七十五万七千円、岡山県津山市 百一億七千五百八十一万七千円、岡山県笠岡市 四十九億六千三百三十二万二千円、岡山県井原市 六十四億四千九百三十三万九千円、岡山県総社市 五十一億三千四百六十三万九千円、岡山県高梁市 九十五億二千四百四十四万五千円、岡山県新見市 百十六億八千三百二十九万九千円、岡山県備前市 四十四億四千七百七十八万八千円、岡山県瀬戸内市 四十一億五百六十四万九千円、岡山県赤磐市 五十五億三千九百五十二万二千円、岡山県真庭市 百二十七億九千三百二十三万三千円、岡山県美作市 百四億三千七百五十八万八千円、岡山県浅口市 四十二億六千三百五十五万四千円、岡山県和気町 三十三億二千七百九十八万八千円、岡山県早島町 八億六千三百七十六万六千円、岡山県里庄町 五億八千八百六十七万七千円、岡山県矢掛町 二十三億二千二百三十八万八千円、岡山県新庄村 五億二千二百三十七万五千円、岡山県鏡野町 三十九億九千三百九十八万九千円、岡山県

勝央町 十四億五千四百八十二万四千円、岡山県奈義町 十二億三千五百四十万九千九千円、岡山県西栗倉村 八億六千三百六十四万四千円、岡山県久米南町 十六億九千七百五十四万四千円、岡山県美咲町 五十五億九千九百九十三万三千円、岡山県吉備中央町 三十八億七千九百二十二万二千円、広島県 千六百六十六億九千二百六十六万三千円、広島県広島市 四百三十八億九千九百九十五万三千円、広島県呉市 百七十七億二千八百六十九万二千円、広島県竹原市 十八億二千六百六十八万五千円、広島県三原市 七十七億五千六百七十七万五千円、広島県尾道市 百二十億三千三百三十四万三千円、広島県福山市 八十八億五千六百八十七万二千円、広島県府中市 三十五億七千五百八十六万二千円、広島県三次市 百四十一億三千二百二十万二千円、広島県庄原市 百三十一億四千二百二十四万二千円、広島県大竹市 七千九百九十九万九千九百九十九円、広島県東広島市 七十一億六千四百八十八万五千円、広島県廿日市市 六十五億二千八百三十五万四千円、広島県安芸高田市 八十五億八千六百三十三万六千円、広島県江田島市 五十六億六千八百八十八万五千円、広島県府中町 零円、広島県海田町 五億五千二百五十五万六千円、広島県熊野町 十三億二千四百四十八万五千円、広島県坂町 四億六千三百三十九万九千九百九十九円、広島県安芸太田町 三十四億七千三百三十四万五千円、広島県北広島町 六十一億六千九百四十五万六千円、広島県大崎上島町 二十六億四百四十二万七千円、広島県世羅町 四十八億二千八百五十万三千円、広島県神石高原町 五十億千

九百二十六万七千円、山口県 千五百六十六億九千六百八十八万七千円、山口県下関市 二百三十二億三千七百三十七万五千円、山口県宇部市 七十一億二千二百三十三万二千円、山口県山口市 百二億四千七百七十三万五千円、山口県萩市 百十七億七千二百一十一万六千円、山口県防府市 十四億七千七百三十三万円、山口県下松市 三億七千七百七十一万六千円、山口県岩国市 百二十八億八千二百五十万四千円、山口県光市 十五億四千二百三十三万三千円、山口県長門市 七十三億千八百七十六万六千円、山口県柳井市 三十六億千八百八十一万五千円、山口県美祢市 五十九億七千七百七十五万三千円、山口県周南市 三十九億七千九百二十一万円、山口県山陽小野田市 三十一億四千五百八十八万五千円、山口県周防大島町 七十二億四千三百三十七万四千円、山口県和木町 一億二千六百七十一万八千円、山口県上関町 十五億九千九百二十三万三千円、山口県田布施町 十四億三千五百七十三万三千円、山口県平生町 十七億千八百四十六万八千円、山口県阿武町 十五億七千五百六十七万二千円、山口県阿東町 二十億七千二百三十四万八千円、愛知県 零円、愛知県名古屋市中区 零円、大分県 千六百七十七億三千四百九十一万八千円、大分県大分市 五十一億三千八百三十三万二千円、大分県別府市 六十五億七千七百五十四万八千円、大分県中津市 九十八億二千五百四十八万四千円、大分県日田市 百十六億三千六百八十四万六千円、大分県佐伯市 百六十七億七千六百四十八万八千円、大分県臼杵市 五十五億七千九百九十二万二千円、大分県津久見市 二十四億五千一百六十六万六千円、大分県竹田市 七十一億七千七百二十九万三千円、大分県豊後高田市 五十八億七千三百六十三万九千円、大分県杵築市 五十九億三千六百六十一万三千円、大分県宇佐市 八十二億二千六百六十一万二千円、大分県豊後大野市 百十五億四千六百六十六万二千円、大分県由布市 四十五億九千八百三十七万六千円、大分県国東市 八十三億六千三百七十四万九千円、大分県姫島村 十一億四千四百四十一万九千円、大分県日出町 十九億六千四百三十一万八千円、大分県九重町 二十一億九千三百一十一万四千円、大分県玖珠町 二十六億五千五百七十四万四千円、大阪府 百六十一億七千六百六十八万八千円、岩手県 二千二百七十七億三千二百八十五万八千円、岩手県盛岡市 百四十三億六千三百五十二万八千円、岩手県紫波町 三十九億八千八百七十二万三千円、岩手県矢巾町 十八億六千二百六十六万六千円、神奈川県開成町 零円、北海道乙部町 十八億二千二百四十九万八千円、神奈川県 百六十九億三千六百四十九万七千円、神奈川県横浜市中区 零円、神奈川県川崎市 零円、愛媛県 千六百二十四億八千七百七十一万五千円、愛媛県松山市 二百十九億九千七百七十一万五千円、愛媛県東温市 三十四億五千五百五十八万八千円、愛媛県久万高原町 四十七億八千九百一十一万七千円、愛媛県内子町 四十九億五千七百六十三万七千円、大阪府 千七百八十八億五千三百三十七万二千円、沖縄県 千九百八十二億九百六十六万四千円、長野県 二千八十四億八千七百六十三万九千円、長崎県 二千二百三十六億九千六百五十二万三千円、佐賀県 千三百五十二億二千八百九十三万二千円、東京都 零円、東京都八王子市 零円、東京都立川市 零円、東京都武蔵野市 零円、東京都三鷹市 零円、東京都青梅市 零円、東京都府中市 零円、東京都昭島市 零円、東京都調布市 零円、東京都町田市 零円、東京都小金井市 零円、東京都小平市 零円、東京都日野市 零円、東京都東村山市 二十三億九千七百五十六万四千円、東京都国分寺市 零円、東京都国立市 零円、東京都福生市 十八億四千六百四十四万四千円、東京都狛江市 八億九千五百二十万七千円、東京都東大和市 五億八千九百二十九万七千円、東京都清瀬市 二十八億四千八百七十六万六千円、東京都東久留米市 二十一億二千二百五十五万五千円、東京都武蔵村山市 七億九千八百三十二万七千円、東京都多摩市 零円、東京都稲城市 四億九千三百九十九万八千円、東京都羽村市 零円、東京都あきる野市 二十四億七千二百八十二万八千円、東京都西東京市 二十一億四千七百九十九万八千円、東京都瑞穂町 零円、東京都日の出町 四億三千五百七十六万二千円、東京都檜原村 八億三千二百二十三万八千円、東京都奥多摩町 十一億二千二百五十三万九千九百九十九円、東京都大島町 十五億八百七十五万五千円、東京都利島村 二億二千二百三十四万八千円、東京都新島村 八億七千四百三十三万四千円、東京都神津島村 六億八千七百三十三万八千円、東京都三宅村 十億九千九百七十三万八千円、東京都御蔵島村 一億九千九百六十六万九千九百八十八円、東京都八丈町 十八億五千五百二十二万八千九百八十八円、東京都青ヶ島村 二億三千三百三十九万八千九百八十八円、東京都小笠原村 九億二千七百六十九万八千九百八十八円、神奈川県横須賀市 八十六億六千三百八十四万九千九百八十八円、神奈川県鎌倉市 零円、神奈川県逗子市 五億八千四百五十九万九千九百八十八円、神奈川県三浦市 十六億五千六百四十四万三千九百八十八円、神奈川県葉山町 零円、栃木県 千五百五十五億九千四百七十五万三千九百八十八円、栃木県宇都宮市 二十一億九千六百二十九万五千九百八十八円、栃木県上三川町 零円、栃木県下野市 二十三億四千六百四十三万九千九百八十八円、茨城県 千四百四十五億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県水戸市 三十八億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県日立市 三十八億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県土浦市 七億二千三百四十五万六千九百八十八円、茨城県古河市 三十九億九千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県石岡市 四十八億六千二百八十七万七千九百八十八円、茨城県結城市 二十億八百二十九万四千九百八十八円、茨城県龍ヶ崎市 二十億五千九百九十九万七千九百八十八円、茨城県下妻市 三十一億三千三百六十七万九千九百八十八円、茨城県常総市 二十二億六千四百九十九万九千九百八十八円、茨城県高萩市 二十二億六千四百九十九万九千九百八十八円、茨城県北茨城市 二十三億七千二百七十四万四千九百八十八円、茨城県笠間市 四十五億七千五百九十九万九千九百八十八円、茨城県取手市 十三億六千六百七十四万九千九百八十八円、茨城県牛久市 一億二千六百七十四万九千九百八十八円、茨城県ひたちなか市 一億九千四百四十九万九千九百八十八円、茨城県鹿嶋市 三億五千九百九十四万九千九百八十八円	九百二十六万七千円、山口県 千五百六十六億九千六百八十八万七千円、山口県下関市 二百三十二億三千七百三十七万五千円、山口県宇部市 七十一億二千二百三十三万二千円、山口県山口市 百二億四千七百七十三万五千円、山口県萩市 百十七億七千二百一十一万六千円、山口県防府市 十四億七千七百三十三万円、山口県下松市 三億七千七百七十一万六千円、山口県岩国市 百二十八億八千二百五十万四千円、山口県光市 十五億四千二百三十三万三千円、山口県長門市 七十三億千八百七十六万六千円、山口県柳井市 三十六億千八百八十一万五千円、山口県美祢市 五十九億七千七百七十五万三千円、山口県周南市 三十九億七千九百二十一万円、山口県山陽小野田市 三十一億四千五百八十八万五千円、山口県周防大島町 七十二億四千三百三十七万四千円、山口県和木町 一億二千六百七十一万八千円、山口県上関町 十五億九千九百二十三万三千円、山口県田布施町 十四億三千五百七十三万三千円、山口県平生町 十七億千八百四十六万八千円、山口県阿武町 十五億七千五百六十七万二千円、山口県阿東町 二十億七千二百三十四万八千円、愛知県 零円、愛知県名古屋市中区 零円、大分県 千六百七十七億三千四百九十一万八千円、大分県大分市 五十一億三千八百三十三万二千円、大分県別府市 六十五億七千七百五十四万八千円、大分県中津市 九十八億二千五百四十八万四千円、大分県日田市 百十六億三千六百八十四万六千円、大分県佐伯市 百六十七億七千六百四十八万八千円、大分県臼杵市 五十五億七千九百九十二万二千円、大分県津久見市 二十四億五千一百六十六万六千円、大分県竹田市 七十一億七千七百二十九万三千円、大分県豊後高田市 五十八億七千三百六十三万九千円、大分県杵築市 五十九億三千六百六十一万三千円、大分県宇佐市 八十二億二千六百六十一万二千円、大分県豊後大野市 百十五億四千六百六十六万二千円、大分県由布市 四十五億九千八百三十七万六千円、大分県国東市 八十三億六千三百七十四万九千円、大分県姫島村 十一億四千四百四十一万九千円、大分県日出町 十九億六千四百三十一万八千円、大分県九重町 二十一億九千三百一十一万四千円、大分県玖珠町 二十六億五千五百七十四万四千円、大阪府 百六十一億七千六百六十八万八千円、岩手県 二千二百七十七億三千二百八十五万八千円、岩手県盛岡市 百四十三億六千三百五十二万八千円、岩手県紫波町 三十九億八千八百七十二万三千円、岩手県矢巾町 十八億六千二百六十六万六千円、神奈川県開成町 零円、北海道乙部町 十八億二千二百四十九万八千円、神奈川県 百六十九億三千六百四十九万七千円、神奈川県横浜市中区 零円、神奈川県川崎市 零円、愛媛県 千六百二十四億八千七百七十一万五千円、愛媛県松山市 二百十九億九千七百七十一万五千円、愛媛県東温市 三十四億五千五百五十八万八千円、愛媛県久万高原町 四十七億八千九百一十一万七千円、愛媛県内子町 四十九億五千七百六十三万七千円、大阪府 千七百八十八億五千三百三十七万二千円、沖縄県 千九百八十二億九百六十六万四千円、長野県 二千八十四億八千七百六十三万九千円、長崎県 二千二百三十六億九千六百五十二万三千円、佐賀県 千三百五十二億二千八百九十三万二千円、東京都 零円、東京都八王子市 零円、東京都立川市 零円、東京都武蔵野市 零円、東京都三鷹市 零円、東京都青梅市 零円、東京都府中市 零円、東京都昭島市 零円、東京都調布市 零円、東京都町田市 零円、東京都小金井市 零円、東京都小平市 零円、東京都日野市 零円、東京都東村山市 二十三億九千七百五十六万四千円、東京都国分寺市 零円、東京都国立市 零円、東京都福生市 十八億四千六百四十四万四千円、東京都狛江市 八億九千五百二十万七千円、東京都東大和市 五億八千九百二十九万七千円、東京都清瀬市 二十八億四千八百七十六万六千円、東京都東久留米市 二十一億二千二百五十五万五千円、東京都武蔵村山市 七億九千八百三十二万七千円、東京都多摩市 零円、東京都稲城市 四億九千三百九十九万八千円、東京都羽村市 零円、東京都あきる野市 二十四億七千二百八十二万八千円、東京都西東京市 二十一億四千七百九十九万八千円、東京都瑞穂町 零円、東京都日の出町 四億三千五百七十六万二千円、東京都檜原村 八億三千二百二十三万八千円、東京都奥多摩町 十一億二千二百五十三万九千九百九十九円、東京都大島町 十五億八百七十五万五千円、東京都利島村 二億二千二百三十四万八千円、東京都新島村 八億七千四百三十三万四千円、東京都神津島村 六億八千七百三十三万八千円、東京都三宅村 十億九千九百七十三万八千円、東京都御蔵島村 一億九千九百六十六万九千九百八十八円、東京都八丈町 十八億五千五百二十二万八千九百八十八円、東京都青ヶ島村 二億三千三百三十九万八千九百八十八円、東京都小笠原村 九億二千七百六十九万八千九百八十八円、神奈川県横須賀市 八十六億六千三百八十四万九千九百八十八円、神奈川県鎌倉市 零円、神奈川県逗子市 五億八千四百五十九万九千九百八十八円、神奈川県三浦市 十六億五千六百四十四万三千九百八十八円、神奈川県葉山町 零円、栃木県 千五百五十五億九千四百七十五万三千九百八十八円、栃木県宇都宮市 二十一億九千六百二十九万五千九百八十八円、栃木県上三川町 零円、栃木県下野市 二十三億四千六百四十三万九千九百八十八円、茨城県 千四百四十五億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県水戸市 三十八億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県日立市 三十八億八千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県土浦市 七億二千三百四十五万六千九百八十八円、茨城県古河市 三十九億九千九百九十九万九千九百八十八円、茨城県石岡市 四十八億六千二百八十七万七千九百八十八円、茨城県結城市 二十億八百二十九万四千九百八十八円、茨城県龍ヶ崎市 二十億五千九百九十九万七千九百八十八円、茨城県下妻市 三十一億三千三百六十七万九千九百八十八円、茨城県常総市 二十二億六千四百九十九万九千九百八十八円、茨城県高萩市 二十二億六千四百九十九万九千九百八十八円、茨城県北茨城市 二十三億七千二百七十四万四千九百八十八円、茨城県笠間市 四十五億七千五百九十九万九千九百八十八円、茨城県取手市 十三億六千六百七十四万九千九百八十八円、茨城県牛久市 一億二千六百七十四万九千九百八十八円、茨城県ひたちなか市 一億九千四百四十九万九千九百八十八円、茨城県鹿嶋市 三億五千九百九十四万九千九百八十八円
---	---

万千円、茨城県潮来市 二十九億九千九百四十二
 万千円、茨城県守谷市 零円、茨城県常陸大宮
 市 七十二億七千四百二十二万千円、茨城県那珂
 市 三十一億二千四百六十七万三千円、茨城県
 筑西市 五十三億九千四百七十五万八千円、茨
 城県坂東市 三十二億六千九百三十三万六千円、茨
 城県稲敷市 四十九億二百二十万七千円、茨城県
 かすががうら市 三十億三千九百九十六万六千円、茨
 城県桜川市 四十九億三千八百十五万六千円、
 茨城県神栖市 四億七千四百四十四万四千元、茨城
 県行方市 五十億六千六百八十七万九千円、茨城
 田市 五十八億六千六百八十四万八千円、茨城県
 つくばみらい市 十八億四千九百二十万六千円、茨
 城県小美玉市 三十六億二千八百六十五万六千
 円、茨城県茨城町 二十三億三千四百四十六万二
 千円、茨城県大洗町 五億二千五百二十四万四
 千円、茨城県城里町 三十七億七千三百八十三
 万九千円、茨城県東海村 零円、茨城県大子
 町 三十五億二百二十二万二千円、茨城県奥浦
 村 一億千八百七十五万五千円、茨城県阿見町 零
 円、茨城県河内町 十四億五千三百三十一万六
 千円、茨城県八千代町 十七億六千六百七十四
 万七千円、茨城県五霞町 三億二百九十三万八
 千円、茨城県境町 十一億五千八百八十九万二
 千円、茨城県利根町 十四億六千五百八十八万九
 千円、栃木県足利市 五十億七千四百五十六万六
 千円、栃木県栃木市 二十八億七千四百七十一万
 七千円、栃木県佐野市 五十三億四千四百二十
 八万千円、栃木県鹿沼市 四十三億五千二十八
 万三千円、栃木県日光市 六十四億五千九百十

八万八千円、栃木県小山市 零円、栃木県真岡
 市 零円、栃木県大田原市 四十五億九千九百
 九十八万八千円、栃木県矢板市 十億四千九百
 四十七万八千円、栃木県那須塩原市 三十二億
 七百八十八万七千円、栃木県さくら市 二十億
 三千九百九十七万七千円、栃木県那須烏山市 三十四
 億六千八百八十三万二千円、栃木県西方町 六億
 四千八百四十九万二千円、栃木県二宮町 十五
 億三千三百七十二万二千円、栃木県益子町 十六
 億五千一百七十七万七千円、栃木県茂木町 十九億九
 百七十二万七千円、栃木県市貝町 七億八千七
 百十三万七千円、栃木県芳賀町 零円、栃木県
 壬生町 十六億五千七百七十六万八千円、栃木県
 野木町 二億五千四百四十六万七千円、栃木県
 大平町 九億五千二百九十四万六千円、栃木県
 藤岡町 十二億四千三百五十四万四千円、栃木県岩
 舟町 十二億八千七百七十五万五千円、栃木県都
 賀町 九億八千九百八十三万二千円、栃木県塩
 谷町 十四億九千八百五十七万七千円、栃木県
 高根沢町 二億五千四百四十九万八千円、栃木県
 那須町 十億五千七百二十九万九千円、栃木県
 川町 二十九億三百二十万七千円、群馬県 千
 二百四十億六千六十六万六千円、群馬県前橋市 七
 十六億四千六百八十九万七千円、群馬県高崎
 市 六十四億四千八百四十九万九千円、群馬県桐生
 市 九十四億五千八百四十一万四千円、群馬県
 伊勢崎市 五十億八千八百一十一万七千円、群馬
 県太田市 十六億五千六百四十九万四千円、群
 馬県沼田市 五十九億二千七百九十九万九千円、群
 馬県館林市 十六億三千三百七十七万九千円、群馬県渋川

市 六十五億九千四百二十五万五千円、群馬県
 藤岡市 三十四億三千六百八十八万八千円、群馬県富
 岡市 三十一億三千二百九十四万七千円、群馬
 県安中市 六億九千六百七十九万九千円、群馬県
 みどり市 三十一億九千八百四十二万四千円、
 群馬県富士見村 十四億三千三百七十六万六千
 円、群馬県榛東村 九億九千四百七十一万三千
 円、群馬県吉岡町 九億五千五百六十二万八千
 円、群馬県吉井町 十四億三千六百四十万三千
 円、群馬県上野村 零円、群馬県神流町 十三
 億六千九百七十一万三千円、群馬県下仁田町
 十八億八千六百五十五万七千円、群馬県南牧村
 十億六千二百三十万八千円、群馬県甘楽町 十
 四億八千九百九十七万七千円、群馬県中之条町 二
 十二億四千五百五十六万二千円、群馬県長野原
 町 十億三千九百八十六万六千円、群馬県嬬恋村
 十六億七千二百五十八万四千円、群馬県草津
 町 七千九百三十四万四千円、群馬県六合村
 九億五千六百六十六万二千円、群馬県高山村 九
 億二千九百六十六万六千円、群馬県東吾妻町 二
 十四億八千七百四十二万九千円、群馬県片品村 十
 七億三千五百三十五万二千円、群馬県川場村 十
 一億八千五百三十万九千円、群馬県昭和村 十三
 億六千八百二十一万九千九千円、群馬県みなかみ
 町 四十一億二千九百六十一万五千円、群馬県
 玉村町 五億五千七百七十四万五千円、群馬県板倉
 町 十三億四千七百二十万二千円、群馬県明和町 零
 円、群馬県千代田町 三億三千九百六十八万
 六千三百三十八万九千円、埼玉県川越市 零円、埼玉

県熊谷市 二十七億四千三百四十一万八千円、
 埼玉県川口市 零円、埼玉県行田市 二十八億
 六千四百四十三万四千円、埼玉県秩父市 五十七
 億二千五百六十八万九千九百九十九円、埼玉県所沢市 零
 円、埼玉県飯能市 十七億八千九百九十二万六千
 円、埼玉県加須市 十八億九千八百八十七万七
 千円、埼玉県本庄市 二十七億五千五百三十一万
 円、埼玉県東松山市 八億二千四百四十四万六千
 円、埼玉県春日部市 五十六億八千九百九十六
 万九千九百九十九円、埼玉県狭山市 零円、埼玉県羽生
 市 十六億四千九百三十三万四千円、埼玉県深谷
 市 四十九億九千二百六十四万四千円、埼玉県
 草加市 二億三千二百四十一万六千円、埼玉県
 越谷市 十二億六千四百四十万四千円、埼玉県
 蓮田市 十二億六千七百七十四万四千円、埼玉県入間市 零
 円、埼玉県鳩ヶ谷市 十五億九千三百二十六万
 六千円、埼玉県久喜市 一億二千九百九十四万七千
 円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 二
 十九億八百三十五万九千九百九十九円、埼玉県三郷市 四
 億四千五百六十六万六千円、埼玉県蓮田市 十三億九
 千七百二十九万九千九百九十九円、埼玉県坂戸市 十一億八
 千七百六十三万二千九百九十九円、埼玉県幸手市 十三億
 七千八百三十三万九千九百九十九円、埼玉県鶴ヶ島市 四億六
 千四百八十八万二千九百九十九円、埼玉県吉川市 十億四百三
 十九万三千九百九十九円、埼玉県ふじみ野市 十六億九千
 六百二十二万八千九百九十九円、埼玉県三芳町 零円、埼玉
 県毛呂山町 十三億八千六百七十九万八千九百九十九円、
 埼玉県越生町 八億九千七百五十一万五千九百九十九円、
 埼玉県滑川町 一億七千四百四十七万七千九百九十九円、

埼玉県嵐山町 三億九千六百四十万七千円、埼玉県小川町 十四億四千四百九十八万九千円、埼玉県川島町 七億五千五百三十三万九千円、埼玉県吉見町 十二億二千七百七十二万九千円、埼玉県鳩山町 八億九千八百八十六万三千円、埼玉県ときがわ町 十三億三千二百五十五万六千円、埼玉県横瀬町 五億五千三百三十六万七千円、埼玉県皆野町 十億九千四百七十三万九千円、埼玉県長瀬町 八億九千五百六十六万六千円、埼玉県小鹿野町 二十一億六千八百七十九万九千円、埼玉県東秩父村 八億七千九百六十九万九千円、埼玉県美里町 二億六千九百七十七万七千円、埼玉県神川町 十二億六千二百四十六万七千円、埼玉県上里町 四億六千六百二十万六千円、埼玉県寄居町 十二億七千四百三十二万二千元、埼玉県騎西町 十四億二千二百九十八万八千円、埼玉県北川辺町 九億二千八百八十六万六千円、埼玉県大里根町 三億五千五百六十六万六千円、埼玉県宮代町 十五億三百五十万九千円、埼玉県白岡町 七億八千八百二十二万九千円、埼玉県栗橋町 八億三千六百七十七万七千円、埼玉県鷲宮町 十一億四千八百七十七万七千円、埼玉県杉戸町 十二億九千九百七十八万二千元、埼玉県松伏町 十三億七千六百三十三万二千元、福岡県添田町 二十七億七千七百三十三万二千元

埼玉県 平成二十一年度普通交付税交付額 埼玉県千八百三十九億四千六百三十三万四千円、埼玉県さいたま市 十六億四千四百八十二万七千円、埼玉県鴻巣市 四十三億八千四百九十一万九千円、埼玉県上尾市 五億九千七百四十九万九千円、埼玉県朝霞市 零円、埼玉県志木市 九億六千四百四十九万二千元、埼玉県和光市 零円、埼玉県新座市 八億四千四百九十八万三千円、埼玉県桶川市 九億八千四百八十五万五千円、埼玉県北本市 十二億三千三百九十三万五千円、埼玉県伊奈町 六億四千八百六十八万八千円、埼玉県戸田市 零円、滋賀県 八百九十八億二千三百三十二万六千円、島根県 千六百億三千五百八十八万三千三百円、島根県松江市 百九十九億八千四百七十四万三千円、島根県浜田市 九十九億八千四百七十四万六千円、島根県益田市 七十二億三千七百七十二万七千円、島根県大田市 八十九億二千五百六十八万八千円、島根県安来市 七十六億六千八百七十五万八千円、島根県江津市 四十九億九千四百三十三万七千円、島根県雲南市 百三十三億四千四百五十八万五千円、島根県東出雲町 十五億四千六百三十一万九千円、島根県出雲町 五十八億三千三百三十七万七千円、島根県飯南町 三十四億九千七百七十三万五千円、島根県斐川町 二十六億九千四百四十四万五千円、島根県川本町 十八億六千九百二十五万九千円、島根県美郷町 三十一億七千六百六十九万二千元、島根県邑南町 五十八億九千九百三十四万六千円、島根県津和野町 三十九億三千六百九万五千円、島根県吉賀町 三十一億九千九百三十四万七千円、島根県海士町 十九億五千二百九十一万八千円、島根県西ノ島町 十七億五千六百四十九万九千円、島根県知夫村 六億五千八百二十九

万七千円、島根県隠岐の島町 七十一億二千四百七十七万七千円、鳥取県 千三百三億八千八百四十九万六千円、鳥取県鳥取市 二百十五億七千七百四十三万八千円、鳥取県米子市 八十二億五千九百三十四万六千円、鳥取県倉吉市 七十一億四百五十万七千円、鳥取県境港市 三十一億二千三百九十五万五千円、鳥取県岩美町 二十三億六千九百二十五万四千円、鳥取県若桜町 十七億七千八百九十七万七千円、鳥取県智頭町 二十四億二千八百四十七万七千円、鳥取県湯梨浜町 四十億六千四百四十五万五千円、鳥取県三朝町 十八億九千四百四十七万七千円、鳥取県八頭町 四十七億二千八百四十七万七千円、鳥取県琴浦町 三十九億二千九百九十九万四千円、鳥取県日吉津村 一億六千七百八十八万五千円、鳥取県大山町 四十八億三千四百四十四万四千円、鳥取県南部町 二十九億四千五百五十七万七千円、鳥取県伯耆町 二十九億五千四百五十九万九千円、鳥取県日南町 二十九億五千六百三十七万九千円、鳥取県日野町 十七億二千三百七十三万八千円、鳥取県江府町 十二億二千二百五十五万三千円、岡山県 千五百四十九億八百八十二万九千円、岡山県岡山市 三百三十三億八百六十七万七千円、岡山県倉敷市 九十九億九千二百八十八万五千円、岡山県津山市 百八十九億七千五百四十六万六千円、岡山県玉野市 四十二億三千四百九十九万八千円、岡山県笠岡市 五十二億三千八百三十四万三千円、岡山県井原市 六十七億六千五百三十五万九千円、岡山県総社市 五十二億六千九百二十五万九千円、岡山県

高梁市 九十七億七千五百八十三万三千円、岡山県新見市 百十六億八千八百七十八万七千円、岡山県備前市 五十一億六千二百一十一万七千円、岡山県瀬戸内市 四十四億八千八百三十二万九千円、岡山県赤磐市 五十九億五千二百一十九万九千円、岡山県真庭市 百三十一億七千七百五十六万六千円、岡山県美作市 百四億五千九百三十六万八千円、岡山県浅口市 四十三億九千六百一十一万九千円、岡山県和気町 三十三億二千六百三十三万三千円、岡山県早島町 八億二千七百七十四万七千円、岡山県里庄町 六億四千八百八十二万三千円、岡山県矢掛町 二十三億四千五百七十八万三千円、岡山県新庄村 五億九千二百九十九万六千円、岡山県鏡野町 四十二億二千六百三十二万三千円、岡山県勝央町 十四億七千二百八十八万八千円、岡山県奈義町 十二億六千七百二十四万二千元、岡山県西粟倉村 八億七千三百三十九万六千円、岡山県久米南町 十七億五千七百七十八万八千円、岡山県美咲町 五十五億六千七百七十一万九千円、岡山県吉備中央町 三十九億七千九百八十三万三千円、広島県 千八百二十七億五千四百八十九万二千元、広島県広島市 三百七十六億七千六百九十八万五千円、広島県呉市 百九十四億六千九百二十五万九千円、広島県竹原市 十八億八千六百二十九万九千円、広島県三原市 八十二億九千八百八十九万八千円、広島県尾道市 百十七億九千八百四十八万九千円、広島県福山市 百三十一億八千六百六十九万六千円、広島県府中市 四十三億八千三百六十七万二千元、広島県三次市 百四十四億七千八百六十四万八千

円、広島県庄原市 百三十四億三千七百九十二 万三千円、広島県大竹市 三億七千四百四十三 万三千円、広島県東広島市 七十三億四千四百 八十四万二千円、広島県廿日市市 六十九億五 千九百二十一万三千円、広島県安芸高田市 八 十七億五千五百八十九万九千円、広島県江田島 市 五十七億二千六百六十二万円、広島県府中 町 零円、広島県海田町 六億四千四百六十四千 円、広島県熊野町 十四億五千八百九十九万五 千円、広島県坂町 四億九千三百六十五万二千 円、広島県安芸太田町 三十六億五千八百八十 四万円、広島県北広島町 六十四億三千六百六 十一万円、広島県大崎上島町 二十九億九千九 百二十九万九千円、広島県世羅町 四十九億四千 四百一十八万八千円、広島県神石高原町 五十二億 千二百三十三万五千円、山口県 千五百九十二億 四千二百二十九万七千円、山口県下関市 二百 四十五億三千七百三十三万二千円、山口県宇部市 八十億九千六百十四万六千円、山口県山口市 百九億六千二百五十九万九千円、山口県萩市 百 二十一億六千六百二十一万四千円、山口県防府 市 十九億四千七百十四万三千円、山口県下松 市 五億六千八百八十九万九千円、山口県岩国 市 百三十二億五千六百六十九万九千円、山口 県光市 二十三億八千九百九十七万七千円、山口県 長門市 七十五億三千二百七十五万四千円、山 口県柳井市 三十八億六千四百六十六万六千円、 山口県美祢市 六十億八千六百八十三万五千 円、山口県周南市 四十九億五千五十万九千円、 山口県山陽小野田市 三十五億四千八百七十一	万三千円、山口県周防大島町 七十五億三千百 十六万四千円、山口県和木町 二億二千二百五十 万三千円、山口県上関町 十五億八千六百五十四 万円、山口県田布施町 十五億四千五百六十三 万九千円、山口県平生町 十七億五千四百九十九 万九千円、山口県阿武町 十五億六千四百三十八 万五千円、山口県阿東町 二十一億七千六百四 十三万二千円、愛知県 四百六億三百二十万四 千円、愛知県名古屋市中区 零円、大分県 千五百 七十一億七千六百二十七万五千円、大分県大分 市 七十億七千七百三十一万九千九百九十九円、大分県別 府市 六十九億二千六百四十九万四千円、大分 県中津市 百七億九千四百五十八万四千円、大 分県日田市 百二十億八千四百五十八万八千 円、大分県佐伯市 百七十二億二千二百九十九万二 千円、大分県臼杵市 五十八億五千四百九十五 万三千円、大分県津久見市 二十七億七百三十 五万六千円、大分県竹田市 七十四億八千五百 七十五万七千円、大分県豊後高田市 五十九億 七千四百四十三万三千円、大分県杵築市 六十一億 四千三百三十二万八千円、大分県宇佐市 八十四億 四千九百二十六万四千円、大分県豊後大野市 百十七億二千八百四十九万九千九百九十九円、大分県由布 市 四十三億七千五百四十一万五千円、大分県 国東市 八十六億七千七百五十三万四千円、大分 県姫島村 十一億九千八百八十六万六千円、大 分県日出町 二十一億八百二十二万六千円、大 分県九重町 二十一億九千六百六十一万六千 円、大分県玖珠町 二十六億八千七百五十一万 九千円、大阪府大阪市 三百七十二億二千五百	八十九万五千円、岩手県 二千三百三億六千八百 九十二万二千円、岩手県盛岡市 百五十六億二 千三百三十七万七千円、岩手県紫波町 四十億五 千六百五十五万四千円、岩手県矢野町 十九億 四百七十二万九千円、神奈川県開成町 零円、北海 道乙部町 十八億六千六十三万九千円、神奈川県 五 百十億四千四百三十四万六千円、神奈川県横浜 市 零円、神奈川県川崎市 零円、愛媛県 千 六百四億八千八百九十九万九千九百九十九円、愛媛県松山市 二 百二十九億七千七百九十五万七千九百九十九円、愛媛県東温 市 三十六億九千九百九十六万二千九百九十九円、愛媛県 久万高原町 四十九億四千二百八十九万九千九百九十九円、愛 媛県内子町 四十八億七千四百八十八万九千九百九十九円、大阪 府 二千九百一十一億三千七百三十三万七千九百九十九円、神奈川 千八百六十二億六千六百八十八万七千九百九十九円、長野 県 二千二百二十六億四千四百四十四万四千九百九十九円、長野 九十一億五千六百三十九万四千九百九十九円、佐賀県 千 二百三十三億九千八百五十七万九千九百九十九円、東京都 零円、東京都八王子市 零円、東京都立川市 零円、東京都武蔵野市 零円、東京都三鷹市 零円、東京都青梅市 十億六千八百四十一万六 千九百九十九円、東京都府中市 零円、東京都昭島市 零 円、東京都調布市 零円、東京都町田市 零 円、東京都小金井市 零円、東京都小平市 零 円、東京都日野市 零円、東京都東村山市 二 十七億五千五百三十三万三千九百九十九円、東京都国分寺市 零円、東京都国立市 零円、東京都福生市 十 九億四千三百二十六万八千九百九十九円、東京都狛江市 七億四千五百七十二万八千九百九十九円、東京都東大和 市 七億六千六百七十三万九千九百九十九円、東京都清瀬	市 二十九億九千九百九十四万九千九百九十九円、東京都東 久留米市 二十億七百四十七万九千九百九十九円、東京都 武蔵村山市 十二億四百四十三万九千九百九十九円、東京都多摩 市 零円、東京都稲城市 二億八千五百五十九万 九千九百九十九円、東京都羽村市 零円、東京都あきる野 市 二十八億三千六百七十八万三千九百九十九円、東京都 西東京市 二十二億八千八百四十三万七千九百九十九円、 東京都瑞穂町 零円、東京都日の出町 五億三 千四百七十四万八千九百九十九円、東京都檜原村 八億五 千九百四十一万七千九百九十九円、東京都奥多摩町 十一 億八千八百八十二万八千九百九十九円、東京都大島町 十五 億八千六百九十九万九千九百九十九円、東京都利島村 二億六 千三百七十九万五千九百九十九円、東京都新島村 九億九 千二百九十一万九千九百九十九円、東京都神津島村 七億二 千七百九十六万九千九百九十九円、東京都三宅村 十億七千七 百三十一万五千九百九十九円、東京都御蔵島村 二億七千七百 三十一万九千九百九十九円、東京都八丈町 十九億八千七百 九十二万二千九百九十九円、東京都青ヶ島村 二億八千二 百四十一万二千九百九十九円、東京都小笠原村 九億八千 七百六十一万九千九百九十九円、神奈川県横須賀市 八十九 億四千三百九十一万九千九百九十九円、神奈川県鎌倉市 零円、神奈川県逗子市 六億七千四百七十一万 二千九百九十九円、神奈川県三浦市 二十億三十二万四千 九百九十九円、神奈川県葉山町 八百一十三万三千九百九十九 円、千二百五十六億四百四十五万三千九百九十九円、栃木県 宇都宮市 二十三億五千六百九十四万四千九百九十九円、栃木 県上三川町 零円、栃木県下野市 二十三億九 千九百九十九万六千九百九十九円、茨城県 千六百四十二億九千 六百五十七万六千九百九十九円、茨城県水戸市 五十九億 七千二百五十五万六千九百九十九円、茨城県日立市 四十七
---	--	--	---

億五千二百七十八千円、茨城県土浦市 十六億 八千七百七十四万七千円、茨城県古河市 四十七 億六千四百四十九万九千円、茨城県石岡市 五十 三億四千七百四十三万七千円、茨城県結城市 二十一億七千七百二万円、茨城県龍ヶ崎市 二 十三億八百四十三万五千円、茨城県下妻市 三 十一億九千八百六十八万五千円、茨城県常総 市 二十七億九千四百四十五万七千円、茨城県常 陸太田市 八十三億九千三百七十九万九千円、茨 城県高萩市 二十一億三千三百六十九万六千 円、茨城県北茨城市 二十五億五千二百五十七 万九千円、茨城県笠間市 四十九億九千九十七 万円、茨城県取手市 二十一億六千六百七十九万 八千円、茨城県牛久市 五億四千八百六十六万九 千円、茨城県つくば市 十三億九千二百四十九 万三千円、茨城県ひたちなか市 二億百三十九 万三千円、茨城県鹿嶋市 一億二千五百七十九 万九千円、茨城県潮来市 二十九億四千二百二十 九万九千円、茨城県守谷市 零円、茨城県常陸大宮 市 七十三億九千九百二十九万九千円、茨城県那 珂市 三十二億七千六百六十二万二千円、茨城県 筑西市 六十五億二百六十六万二千円、茨城県坂 東市 三十七億九千九百二十一万二千円、茨城県 稲敷市 五十二億六千六百六十八万四千円、茨城 県かすみがうら市 三十一億七千五百五十五万 四千円、茨城県桜川市 五十二億九千二百三十 一万五千円、茨城県神栖市 五億二千九十一万 九千円、茨城県行方市 五十三億七千七百十一万 三千円、茨城県銚田市 五十九億三千九百八十 四万九千円、茨城県つくばみらい市 二十一億九千	百六十一万七千円、茨城県小美玉市 三十九億 九千二百万九千円、茨城県茨城町 二十五億四百十 万九千円、茨城県大洗町 五億八千九百五十八万 六千円、茨城県城里町 三十八億六千三百五万 円、茨城県東海村 零円、茨城県大子町 三十 四億六千六百五十万七千円、茨城県美浦村 二 億四千四百二十六万三千円、茨城県阿見町 七 億九百八十七万六千円、茨城県河内町 十四億 八千四百六十九万九千円、茨城県八千代町 十八億二 千四百六十万九千円、茨城県五霞町 三億五千五 百七十五万九千円、茨城県境町 十三億百二十三万 円、茨城県利根町 十四億五千三百七十七万二千 円、栃木県足利市 五十六億五千三百八十八万四千 円、栃木県栃木市 二十九億二千五百七十七万 円、栃木県佐野市 五十九億九千二百二十九万八 千円、栃木県鹿沼市 四十八億五百五十五万五千 円、栃木県日光市 七十億千一百一十二万二千円、 栃木県小山市 零円、栃木県真岡市 十五億七 千五百一十一万九千九百九十九円、栃木県大田原市 五十三 億二千七百二十四万五千円、栃木県矢板市 十 四億五千五百八十八万九千九百九十九円、栃木県那須塩原市 四十 億五千五百八十八万九千九百九十九円、栃木県さくら市 二十億九千九百九十六万六千九百九十九円、栃木県那須烏山 市 三十七億七千七百六十二万四千九百九十九円、栃木県 西方町 七億九千九百七十四万三千九百九十九円、栃木県益 子町 十三億三千五百二十八万三千九百九十九円、栃木県 茂木町 十九億九千九百二十六万九千九百九十九円、栃木県市 貝町 六億七千二百二十四万八千九百九十九円、栃木県芳 賀町 零円、栃木県壬生町 十七億九千九百六十 七万九千九百九十九円、栃木県野木町 三億六千七百三十四万	四千円、栃木県大平町 九億三千九百八十二万 四千九百九十九円、栃木県藤岡町 十三億二千二百二万七 千九百九十九円、栃木県岩舟町 十三億六千三百五十万三 千九百九十九円、栃木県都賀町 十億六千七百六十六万七 千九百九十九円、栃木県塩谷町 十五億二千六百八十万二 千九百九十九円、栃木県高根沢町 四億九千六百四十九万 九千九百九十九円、栃木県那須町 十二億八千九百九十二万 四千九百九十九円、栃木県那珂川町 三十億八千九百九十五万七 千九百九十九円、群馬県 千二百八十六億八千九百九十四万三 千九百九十九円、群馬県前橋市 百十六億四千二百六 十三万三千九百九十九円、群馬県高崎市 七十八億九千九 百二十六万四千九百九十九円、群馬県桐生市 九十三億三千 九百七十七万九千九百九十九円、群馬県伊勢崎市 五十九億九 千九百七十七万九千九百九十九円、群馬県太田市 二十億四千六百 二十五万三千九百九十九円、群馬県沼田市 六十三億七 百八十五万六千九百九十九円、群馬県館林市 十八億九千 七百九十九万七千九百九十九円、群馬県渋川市 七十億七千五 百三十九万七千九百九十九円、群馬県藤岡市 三十九億八 千八百二十八万九千九百九十九円、群馬県富岡市 三十四億 七千五百四十四万九千九百九十九円、群馬県安中市 二十二 億五千七百六十四万八千九百九十九円、群馬県みどり市 三十二億三千五百二十六万八千九百九十九円、群馬県富士 見村 十五億五千五百二十二万九千九百九十九円、群馬県榛東 村 九億七千三百八十七万六千九百九十九円、群馬県吉岡 町 九億四千四百五十六万五千九百九十九円、群馬県吉井 町 十五億七千五百八十六万六千九百九十九円、群馬県上野 村 零円、群馬県神流町 十四億五千六百六十四万 九千九百九十九円、群馬県下仁田町 十九億六千二百六十六 万七千九百九十九円、群馬県南牧村 十一億三千六十六 千九百九十九円、群馬県甘楽町 十六億百四十四万五千	円、群馬県中之条町 二十三億七千九百九十九万六千 九百九十九円、群馬県長野原町 十一億五千九百二十五万五 千九百九十九円、群馬県嬬恋村 十七億九百九十九万九千九 百九十九円、群馬県草津町 一億四百六十八万三千九百九十九 円、群馬県六村 九億八千七百三十二万二千九百九十九円、群馬 県高山村 九億六千七百七十二万四千九百九十九円、群馬 県東吾妻町 二十六億八千四百八十三万八千九百九十九円、群馬 県片品村 十七億三千四百四十二万九千九百九十九円、群馬 県川場村 十一億七千三百四十二万九千九百九十九円、群馬 県昭和村 十三億九千二百九十九万九千九百九十九円、群馬 県みなかみ町 四十四億四千九百九十九万九千九百九十九円、群馬 県板倉町 十三億五千四百四十八万八千九百九十九円、群馬 県明和町 五億七千八百八十一万四千九百九十九円、群馬 県千代田町 四億四千四百三十三万九千九百九十九円、群馬 県大泉町 零円、群馬県邑楽町 七億九千九百九十九万四千九 百九十九万四千九百九十九円、群馬県川越市 零円、埼 玉県熊谷市 三十億七千八百五十八万九千九百九十九円、埼 玉県川口市 零円、埼玉県行田市 三十五億九千九百九十九万六 千九百九十九円、埼玉県秩父市 六十億四千七百二十五万五千九 百九十九円、埼玉県所沢市 零円、埼玉県飯能市 二十三億二千四百八十二万七千 九百九十九円、埼玉県加須市 十八億六千九百九十九万七 千九百九十九円、埼玉県本庄市 三十億七千四百八十九万九 千九百九十九円、埼玉県東松山市 十三億八十七万二千九百九十九 円、埼玉県春日部市 五十九億九千二百二十九万九千九百九十九 円、埼玉県狭山市 零円、埼玉県羽生市 十八億五千五百九十八万三千九百九十九円、埼玉 県深谷市 五十七億七千二百二十万五千九百九十九円、埼玉 県草加市 六億八千七百七十四万九千九百九十九円、埼玉県越谷
---	--	--	--

市 九億六千二百六十一万六千円、埼玉県蕨市 八億四千四百三十万千円、埼玉県入間市 零円、埼玉県鳩ヶ谷市 十五億八千八百七十七万八千円、埼玉県久喜市 三億九千四百九十一万四千円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 二十五億九千四百二十二万二千円、埼玉県三郷市 九千八百四十一万三千円、埼玉県蓮田市 十四億六千四百八十七万九千円、埼玉県坂戸市 十二億百十八万六千円、埼玉県幸手市 十四億四千六百三十九万四千円、埼玉県鶴ヶ島市 三億八千六百八十八万円、埼玉県日高市 五億七千七百一十一万三千円、埼玉県吉川市 八億四千四百一十三万二千円、埼玉県ふじみ野市 二十一億七千七百九十九万七千円、埼玉県三芳町 零円、埼玉県毛呂山町 十四億六百六十三万二千円、埼玉県越生町 八億八千三百三十三万五千円、埼玉県滑川町 三千七百三万千円、埼玉県嵐山町 五億八千二百六十万九千円、埼玉県小川町 十三億六千二百二十七万六千円、埼玉県川島町 九億六千九百七十四万二千円、埼玉県吉見町 十二億九千二百六十二万九千円、埼玉県鳩山町 八億五千三百八十八万九千円、埼玉県ときがわ町 十三億九千三百七十一万四千円、埼玉県横瀬町 五億七千四百四十八万四千円、埼玉県皆野町 十一億五千二百三十九万四千円、埼玉県長瀬町 八億六千三百九十六万九千円、埼玉県小鹿野町 二十三億七千七百二十五万三千円、埼玉県東秩父村 九億二千二百五十五万七千円、埼玉県美里町 四億六千七百二十五万六千円、埼玉県神川町 十三億九千四百六十八万九千円、埼玉県上里町 六億三千二百二十四万三千円、埼玉県寄居町 十三億五百六十二万五千円、埼玉県騎西町 十四億六千三百九十五万五千円、埼玉県北川辺町 九億九千九百三十七万七千円、埼玉県大利根町 五億四千四万五千円、埼玉県宮代町 十四億七千八百五十六万五千円、埼玉県白岡町 六億二千三百六十五万八千円、埼玉県菫蒲町 九億八千五百六十八万二千円、埼玉県栗橋町 七億二千三百三十七万七千円、埼玉県鷲宮町 十億四千九百一十三万七千円、埼玉県杉戸町 十三億八千二百七十六万四千円、埼玉県松伏町 十三億三千八百六十八万二千円、福岡県添田町 二十八億二千八百二十万九千円	平成二十二年普通交付税交付決定額 埼玉県 二千二十五億六千四百二十二万九千円、埼玉県さいたま市 三十一億五千三百六十五万八千円、埼玉県鴻巣市 四十六億九千四百八十八万二千円、埼玉県上尾市 二十一億四千四百四十五万五千円、埼玉県朝霞市 零円、埼玉県志木市 十三億六千五百八十七万二千円、埼玉県和光市 零円、埼玉県新座市 二十二億五百九十六万二千円、埼玉県桶川市 十六億二千三百三十二万九千円、埼玉県北本市 十六億四千三百三十四万五千円、埼玉県伊奈町 八億五百三十四万四千円、埼玉県戸田市 零円、滋賀県 千六百五十九万四千三百三十四万四千円、島根県 千七百八十八万九千四百三十八万五千円、島根県松江市 二百三十三万三千八百七十五万五千円、島根県浜田市 百三十三万九千九百四十六万五千円、島根県出雲市 百八十五億七百四十六万六千円、島根県益田市 七十五億八千五百八十一万三千円、島根県大田市 九十三億六千五百五十七万七千円、島根県安来市 八十一億三千五百五十七万七千円、島根県江津市 五十億四千四百九十九万五千円、島根県雲南市 百三十四億七千四百九十九万九千円、島根県東出雲町 十六億四百九十八万五千円、島根県奥出雲町 六十一億六千六百五十九万五千円、島根県飯南町 三十五億四千七百三十八万二千円、島根県斐川町 三十億四千六百二十二万九千円、島根県川本町 十八億四百五十六万八千円、島根県美郷町 三十二億五千八百五十一万四千円、島根県邑南町 六十億八千五百三十二万七千円、島根県津和野町 四十一億七千七百四十四万六千円、島根県吉賀町 三十三億五千六百二十五万七千円、島根県海士町 十九億八千二百一十七万七千円、島根県西ノ島町 十八億八百四十五万五千円、島根県知夫村 六億八千四百六十八万八千円、島根県隠岐の島町 七十二億九千二百六十八万八千円、鳥取県 千二百億四千二百二十八万五千円、鳥取県鳥取市 二百二十六億九千四百八十八万四千円、鳥取県米子市 八十六億九千九百九十九万九千円、鳥取県倉吉市 七十四億九百九十九万五千円、鳥取県境港市 三十二億六千五百九十九万九千円、鳥取県岩美町 二十四億七千五百三十五万六千円、鳥取県若桜町 十六億九千二百二十四万五千円、鳥取県智頭町 二十五億九千二百六十八万七千円、鳥取県八頭町 五十億三千七百六十七万八千円、鳥取県三朝町 十九億五十万二千円、鳥取県湯梨浜町 四十一億五千五百五十四万二千円、鳥取県琴浦町 三十六億二千二百九十九万四千円、鳥取県北栄町 三十二億六千六百八十四万五千円、鳥取県日吉津村 一億三千七百四十五万三千円、鳥取県大山町 五十億三千八百四十八万四千円、鳥取県南部町 三十億五千九百五十五万三千円、鳥取県伯耆町 三十億九百五十九万二千円、鳥取県日南町 三十億二千七百五十三万三千円、鳥取県日野町 十七億九千八百九十八万九千円、鳥取県江府町 十三億九百九十九万五千円、岡山県 千六百一億七千六百九十九万八千円、岡山県岡山市 三百二十四億九千三百三十六万六千円、岡山県倉敷市 百十九億八千二百七十八万八千円、岡山県津山市 百十七億八百四十四万八千円、岡山県玉野市 四十五億六千四百四十三万九千円、岡山県笠岡市 五十五億三千九百一十一万七千円、岡山県井原市 六十九億三千九百七十一万八千円、岡山県総社市 五十五億四千九百九十一万五千円、岡山県高梁市 百二億二千三万九千円、岡山県新見市 百一十二億九千六百六十六万三千円、岡山県備前市 五十四億八千九百八十三万五千円、岡山県瀬戸内市 四十七億三千九百三十二万五千円、岡山県赤磐市 六十二億四千四百八十七万五千円、岡山県真庭市 百三十六億三千四百七十一万二千円、岡山県美作市 百五億五千四百七十七万二千円、岡山県浅口市 四十六億九千八百八十八万四千円、岡山県和気町 三十五億四百五十八万八千円、岡山県早島町 八億四千二百三十一万六千円、岡山県里庄町 七億四千六百六十二万二千円、岡山県矢掛町 二十三億四千九百七十二万五千円、岡山県新庄村 六億二千九百九十六万四千
---	--

岡山県鏡野町 四十一億八千八百八十二万二千円、岡山県勝央町 十四億七千八百四十三万二千円、岡山県奈義町 十四億五百九十一万一千円、岡山県西粟倉村 九億八百三十四万四千円、岡山県久米南町 十八億九千四百九十九万三千円、岡山県美咲町 五十六億九千二百六十四万七千円、岡山県吉備中央町 四十億九千九百八十八万五千円、広島県 千八百八十二億七千四百三十三万七千円、広島県広島市 四百四億六百七十七万四千円、広島県呉市 二百五億八十万二千円、広島県竹原市 二十億三千九百四十七万三千円、広島県三原市 八十三億七千八百八十四万四千円、広島県尾道市 百三十億二千八百八十三万三千円、広島県福山市 百四十八億二千四百四十六万五千円、広島県府中市 四十八億八千三百二十万二千円、広島県三次市 百五十一億九千四百六十六万四千円、広島県庄原市 百四十億九百四十四万六千円、広島県大竹市 七億二千五百一十七万七千円、広島県東広島市 七十三億八千三百九十二万三千円、広島県廿日市市 七十五億四千八百二十八万七千円、広島県安芸高田市 九十二億四千四百八十五万七千円、広島県江田島市 五十九億五千六百三十二万四千円、広島県府中町 五億九千九百三十九万四千円、広島県海田町 八億四千九百三十三万六千円、広島県熊野町 十六億四千九百九十六万六千円、広島県坂町 六億百七十一万八千円、広島県安芸太田町 三十八億七千九百四十五万四千円、広島県北広島町 六十四億四千二百八十万二千円、広島県大崎上島町 三十一億六百四十一万六千円、広島県世羅町 五十	一億四千三百八十一万二千円、広島県神石高原町 五十三億三千九百六十六万八千円、山口県 千六百六十九億四千九百五十三万四千円、山口県下関市 二百六十五億五百二十四万六千円、山口県宇部市 九十億六百九十二万二千円、山口県山口市 百三十九億五千一百一十八万四千円、山口県萩市 百二十五億五千二百八十六万四千円、山口県防府市 二十九億七千七百六十三万六千円、山口県下松市 十億九千九百三十九万八千円、山口県岩国市 百三十九億八千八百八十四万九千円、山口県光市 三十億五千三百九十六万九千円、山口県長門市 七十八億七千四百七十九万九千円、山口県柳井市 四十億六千五百五十一万三千円、山口県美祿市 六十一億六千二百六十六万六千円、山口県周南市 五十八億六千六百八十八万八千円、山口県山陽小野田市 三十七億六千二百五十三万二千円、山口県周防大島町 七十八億二千二百三十七万六千円、山口県和木町 二億三千五百五十八万七千円、山口県上関町 十六億二千一百一十二万四千円、山口県平生町 十七億九千五百三十四万五千円、山口県阿武町 十五億八千九百八十一万九千円、愛知県 五百二十一億八千八百九十万七千円、愛知県名古屋市 三十二億九千九百八十四万四千円、大分県 千六百三十九億五千九百九十四万七千円、大分県大分市 八十三億九千二百二十二万八千円、大分県別府市 七十六億八千七百十六万五千円、大分県中津市 百十三億二千五百五十五万四千円、大分県日田市 百二十一億六千五百九十二	万円、大分県佐伯市 百七十三億千八百一十五万四千円、大分県臼杵市 六十一億九千三百五十二万二千円、大分県津久見市 二十八億五千三百三十五万七千円、大分県竹田市 七十九億九千九百九十九万九千円、大分県豊後高田市 六十一億二千三百六十三万二千円、大分県杵築市 六十五億九千五百七十四万四千円、大分県宇佐市 八十七億三千五百五十五万五千円、大分県豊後大野市 百十九億四千六百八十万四千円、大分県由布市 四十九億八千八百三十四万二千円、大分県国東市 八十九億三千七百九万九千円、大分県姫島村 十二億千六百六十六万六千円、大分県日出町 二十三億七千円、大分県九重町 二十三億三千四百九十九万三千円、大分県玖珠町 二十九億七百一十一万五千円、大阪府大阪府 四百六十二億八千六百四十四万二千円、岩手県 二千二百億八千八百九十六万四千円、岩手県盛岡市 百七十億四千八百六十八万五千円、岩手県紫波町 四十二億八百二十二万七千円、岩手県矢巾町 二十億二千八百六十二万五千円、神奈川県開成町 二億四百一十萬、北海道乙部町 十九億三千三百一十三万三千円、神奈川県 八百六十一億二千八百八十二万八千円、神奈川県横浜 百三十八億八千二百一十萬、神奈川県川崎市 零円、愛媛県 千六百五十五億六千五十六万六千円、愛媛県松山市 二百四十六億五千四百二十二万六千円、愛媛県東温市 三十八億八千五百七十六万六千円、愛媛県久万高原町 五十二億六千三百三十三万四千円、愛媛県内子町 五十億八千四百九十七万九千円、大阪府 二千九百二十八億二千二百一十三万五千	円、沖縄県 千九百六十三億五千三百三十二万八千円、長野県 二千二百三十一億五百七十六万二千円、長崎県 二千三百三十四億九千八百五十四万三千円、佐賀県 千三百二十億九百五十七万九千円、東京都 零円、東京都八王子市 四十八億百三十万四千円、東京都立川市 零円、東京都武蔵野市 零円、東京都三鷹市 零円、東京都青梅市 二十八億七千三百三十一万九千九百円、東京都府中市 零円、東京都昭島市 三億三千六百五十九万六千円、東京都調布市 零円、東京都町田市 二千九百三十万三千円、東京都小金井市 零円、東京都小平市 十一億四千七百二万八千円、東京都日野市 十二億九千九百八十八万七千円、東京都東村山市 三十五億四千三百三十八万九千円、東京都国分寺市 一億五千七百七十七万二千円、東京都国立市 一億五千三百八十八万七千円、東京都福生市 二十三億三千八百九十六万九千円、東京都狛江市 十五億二千三百三十三万四千円、東京都東大和市 十四億八千九百二十九万九千円、東京都清瀬市 三十四億九千五百七十四万九千円、東京都東久留米市 二十六億九千三百六十三万六千円、東京都武蔵村山市 十五億二千二百五十二万七千円、東京都多摩市 零円、東京都稲城市 十億三千六百十三万二千円、東京都羽村市 二億八千五百八十一万三千円、東京都あきる野市 三十四億五千二百三十六万六千円、東京都西東京市 四十一億二千二百九万九千円、東京都瑞穂町 零円、東京都日の出町 六億七千七百五十五万五千円、東京都檜原村 九億二千四百二十九
--	---	---	---

万二千円、東京都奥多摩町 十二億五千九百二十 二万七千円、東京都大島町 十六億七千五万 二千円、東京都利島村 二億六千八百五十八万 九千円、東京都新島村 十億三千五百五十二万 九千円、東京都神津島村 七億二千七百二十六 万四千円、東京都三宅村 九億九千四百六十一 万六千円、東京都御蔵島村 二億七千七百五十八 万三千円、東京都八丈町 二十億六千九百九十 六万四千円、東京都青ヶ島村 二億六千三百九十二 万九千円、東京都小笠原村 十億八千五百五万 九千円、神奈川県横須賀市 百九億三千三百三 万五千円、神奈川県鎌倉市 零円、神奈川県逗 子市 十一億五千二百八十万円、神奈川県三浦 市 二十一億四千二百三十万五千円、神奈川県 葉山町 二億八千三百三十七万七千円、栃木 県宇都宮市 四十九億八百八十八万七千円、栃 木県上三川町 一億九千六百八十七万九千円、栃 木県下野市 二十六億二千三百五十五万五千円、茨 城県 千七百三十一億二百七十二万四千円、茨 城県水戸市 七十二億六千四百一十一万六千円、 茨城県日立市 五十四億六千八百七十八万五千 円、茨城県土浦市 二十九億二千八百十八万五千 円、茨城県古河市 五十七億七千九百七十五 千円、茨城県石岡市 五十七億七千九百七十五 万円、茨城県結城市 二十五億二千五百七十九 万五千円、茨城県龍ヶ崎市 二十七億八千三百 七万九千円、茨城県下妻市 三十四億七千七百十 一万千円、茨城県常総市 三十三億九千六百五 十七万八千円、茨城県常陸太田市 八十七億九	千七百五十四万七千円、茨城県高萩市 二十四 億三百二十三万四千円、茨城県北茨城市 二十 七億八千七百九十三万九千円、茨城県笠間市 五十八億九千八百八十九万五千円、茨城県取手市 三 十四億八千四百二十一万五千円、茨城県牛久 市 十億三千六百七十四万三千円、茨城県つく ば市 十億八千八百八十五万六千円、茨城県ひた ちなか市 十五億七千六百六十一万七千円、茨城 県鹿嶋市 七千六百九十二万五千円、茨城県潮来 市 三十一億二千八百十五万五千円、茨城県守 谷市 一億七千二百六十六万六千円、茨城県常陸 大宮市 七十八億五千五百七十四万四千円、茨城 県那珂市 三十五億五千五百五十二万七千円、茨 城県筑西市 七十二億七千九百五十八万三千 九千円、茨城県坂東市 四十一億二千八百三十三万 九千円、茨城県稲敷市 五十六億八千八百五十二 万九千円、茨城県かすが市 三十四億六千 二十九万九千円、茨城県桜川市 五十七億二千二 十八万四千円、茨城県神栖市 六億三千五百八十 八万四千円、茨城県行方市 五十六億七千六百五 十八万四千円、茨城県鉾田市 六十五億九千六百四 十二万六千円、茨城県つくばみらい市 二十五 億九千六百六十二万三千円、茨城県小美玉市 四十二億五千六百七十四万四千円、茨城県茨城 町 二十六億三千八百三十九万四千円、茨城県 大洗町 六億六千六百一十一万八千円、茨城県城 里町 三十九億七千七百万円、茨城県東海村 零円、茨城県大子町 三十六億三千五百一十一万 四千円、茨城県美浦村 四億二千四百三十万 円、茨城県阿見町 十億七千七百五十八万九千	円、茨城県河内町 十五億二千五百九十九万六千 円、茨城県八千代町 十九億六千二百九十七万 四千円、茨城県五霞町 四億六千六万四千円、 茨城県境町 十五億四十三万三千円、茨城県利 根町 十五億八千九百九十一万九千円、栃木県足利 市 六十四億二百五十九万二千円、栃木県栃木 市 七十六億七百五十七万三千円、栃木県佐野 市 六十二億四千五百六十九万五千円、栃木 県沼市 五十四億二千二百四十一万八千円、栃木 県日光市 七十四億五千五百九十三万三千円、栃 木県小山市 十四億五千七百九十二万二千円、栃 木県真岡市 二十五億五千五百四十四万四千円、栃 木県原市 六十億六千四百四十九万九千円、栃木 市 十七億五千七百六十六万六千円、栃木県那須塩原 市 四十六億二千六百八十四万七千円、栃木 市 さくら市 二十二億三千四百六十三万三千円、栃木 県那須烏山市 四十億三千三百二十万九千円、栃木 県西方町 八億二千二百七十九万九千円、栃木 県益子町 十七億四千七百七十三万六千円、栃木 県茂木町 二十億九千四百一十二万九千円、栃木 県貝町 七億四千七百六十六万五千円、栃木県芳賀 町 零円、栃木県壬生町 二十億四百九十二万 五千円、栃木県野木町 五億五千五百三十四万 二千円、栃木県岩舟町 十四億五千三百七十七 千円、栃木県塩谷町 十六億六千四百四十三万二千 円、栃木県高根沢町 九億九百一十一万六千円、 栃木県那須町 十二億四千七百七十三万九千円、 栃木県那珂川町 三十二億千九百七十五万五千円、 群馬県 千三百六十四億八千五百七十五万五千円、 群馬県前橋市 百五十一億九千七百八十一万六	千円、群馬県高崎市 百一十一億五千八百二十五 万六千円、群馬県桐生市 九十五億七千八百二 十四万四千円、群馬県伊勢崎市 六十五億二千九 百九十二万八千円、群馬県太田市 三十三億九 千六百三十一万六千円、群馬県沼田町 六十四 億四千四百七十四万八千円、群馬県館林市 二十 三億三千四百三十三万三千円、群馬県渋川市 七十八 億四千四百九十九万四千円、群馬県藤岡市 四十 四億九千七百七十七万九千円、群馬県富岡市 三十七 億四千七百四十二万六千円、群馬県安中市 三 十二億五千五百二十二万八千円、群馬県みどり市 十五億三千八百八十八万八千円、群馬県榛東村 十 億九千五百五十二万二千円、群馬県吉岡町 十 億二千九百七十一万七千円、群馬県上野村 零 円、群馬県神流町 十四億三千三百四十九万三千 円、群馬県下仁田町 二十億四千八百六十八万八 千円、群馬県南牧村 十一億六千七百四十二万九 千円、群馬県甘楽町 十六億三千七百三十六万 三千円、群馬県中之条町 三十五億四千九百二 十九万八千円、群馬県長野原町 十二億七百二 十二万四千円、群馬県嬬恋村 十九億二千九百九 十一万六千円、群馬県草津町 一億五千五百十六 万二千円、群馬県高山村 十億三千九百九十一万九 千円、群馬県東吾妻町 二十八億六千四百七十七 千円、群馬県片品村 十七億四千八百八十一万七 千円、群馬県川場村 十二億九千九百七十二万 円、群馬県昭和村 十四億四千三百三十三万二千 円、群馬県みなかみ町 四十五億五千三百九十九 万八千円、群馬県玉村町 十一億九千三百三十六 万三千円、群馬県板倉町 十四億四千四百三十九
---	--	---	---

万五千円、群馬県明和町 三億七千二百六十万円、群馬県千代田町 五億二千三百六十七万円、群馬県大泉町 零円、群馬県邑楽町 九億七千八百四十六万円、埼玉県川越市 十五億八千三百六十七万六千円、埼玉県熊谷市 五十一億九千二百二十五万七千円、埼玉県川口市 十四億四千八百二十三万三千円、埼玉県行田市 三十八億九千九百三十六万円、埼玉県秩父市 六十億六千四百四十九万二千円、埼玉県所沢市 十億八千六百十六万六千円、埼玉県飯能市 二十七億五千五百万円、埼玉県加須市 六十億四千九百九十六万八千円、埼玉県本庄市 三十五億四千四百七十六万五千円、埼玉県東松山市 十九億九百四十七万五千円、埼玉県春日部市 七十二億七千九百九十二万二千円、埼玉県狭山市 十六億四千三百四十万九千円、埼玉県羽生市 十八億五千八百七十一万四千円、埼玉県深谷市 六十六億九千二百二十九万二千円、埼玉県草加市 二十九億五千九百九十五万五千円、埼玉県越谷市 三十一億八千三百五十一万三千円、埼玉県蕨市 十四億三千四百五十二万三千円、埼玉県入間市 十一億八千二百四十八万五千円、埼玉県鳩ヶ谷市 十七億五千六百九十五万二千円、埼玉県久喜市 四十七億千二百六十七万七千円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 三十四億二千二百七十九万九千円、埼玉県三郷市 十億六千六百三十三万七千円、埼玉県蓮田市 十六億七千七百二十七万五千円、埼玉県坂戸市 十八億二千五百五十五万六千円、埼玉県幸手市 十七億七千九百二十三万五千円、埼玉県鶴ヶ島市 十	億二千三百三十四万四千円、埼玉県日高市 九億四千四百五十二万七千円、埼玉県吉川市 十二億二千四百六十八万七千円、埼玉県ふじみ野市 二十七億八千二百三十九万二千円、埼玉県三芳町 零円、埼玉県毛呂山町 十六億七百六十五万五千円、埼玉県越生町 九億五千三百八十八万二千円、埼玉県滑川町 三億三千九百九十七万七千円、埼玉県嵐山町 六億三千八百二十三万七千円、埼玉県小川町 十四億二千九百八十三万二千円、埼玉県川島町 十億六千八百三十八万二千円、埼玉県吉見町 十三億三千八百八十九万六千円、埼玉県鳩山町 九億五千四百四十三万二千円、埼玉県ときがわ町 十五億二千六百八十八万二千円、埼玉県横瀬町 七億五千二百六十六万二千円、埼玉県皆野町 十二億六千八百二十七万七千円、埼玉県長瀨町 九億二千五百九十五万五千円、埼玉県東秩父村 九億四千六百七十一万二千円、埼玉県美里町 三億六千三百九十九万五千円、埼玉県神川町 十三億二千八百九十九万三千円、埼玉県上里町 八億六千八百三十六万五千円、埼玉県寄居町 十四億八千五百二十二万八千円、埼玉県宮代町 十七億千七百七十三万三千円、埼玉県白岡町 十億七千七百三十三万三千円、埼玉県杉戸町 十六億二千四百四十七万五千円、埼玉県松伏町 十四億五千六十万六千円、福岡県添田町 二十八億九千八百九十一万二千円、平成二十年度特別交付税交付額 埼玉県 十一億八千七百七十七万七千円、埼玉県さいたま市 十五億九千九百二十三万九千九百九千円、埼玉県鴻巣市 三億	七千五百二十三万九千円、埼玉県上尾市 二億六千九百八十九万九千円、埼玉県朝霞市 一億三千九百九十七万九千円、埼玉県志木市 三億四千一百二十五万五千円、埼玉県和光市 一億三千九百八十八万三千三百円、埼玉県新座市 二億八千九百九十九万九千九百九十九円、埼玉県桶川市 二億五千五百四十二万七千九百九十九円、埼玉県本市 二億千五百五十二万三千九百九十九円、埼玉県伊奈町 九千六百八十八万四千九百九十九円、埼玉県四万六千九百九十九円、滋賀県 十八億二千五百四十二万五千九百九十九円、島根県 十九億五千三百三十七万五千九百九十九円、島根県松江市 二十一億三千七百七十五万九千九百九十九円、島根県浜田市 十五億八千三百九十九万九千九百九十九円、島根県雲南市 二十二億四千四百九十九万九千九百九十九円、島根県益田市 十億六千三百三十五万九千九百九十九円、島根県大田市 十一億四千四百四十三万九千九百九十九円、島根県安来市 十二億四百四十一万二千九百九十九円、島根県江津市 八億四千八百八十八万九千九百九十九円、島根県雲南市 十五億八百八十八万八千九百九十九円、島根県東出雲町 二億四千三百五十九万八千九百九十九円、島根県奥出雲町 七億五千九百九十九万九千九百九十九円、島根県飯南町 五億七千九百九十九万九千九百九十九円、島根県斐川町 二億九千九百九十九万九千九百九十九円、島根県美郷町 三億七千七百二十三万四千九百九十九円、島根県邑南町 五億六千四百七十九万四千九百九十九円、島根県津和野町 五億三千八百四十六万四千九百九十九円、島根県吉賀町 三億三千五百二十二万九千九百九十九円、島根県海士町 二億七千五百九十九万八千九百九十九円、島根県西ノ島町 三億五千六百七十五万二千九百九十九円、島根県知夫村 一億七千七百一十一万九千九百九十九円、島根県隠岐の島町 七億九百九十五万九千九百九十九円、鳥取	県 二十六億五千九百九十二万六千九百九十九円、鳥取県鳥取市 二十億七百六十二万九千九百九十九円、鳥取県米子市 九億七千七百五十三万四千九百九十九円、鳥取県倉吉市 八億八千八百八十九万五千九百九十九円、鳥取県境港市 五億九千二百二十五万九千九百九十九円、鳥取県岩美町 四億九百九十九万九千九百九十九円、鳥取県若桜町 一億五千九百九十九万九千九百九十九円、鳥取県智頭町 二億六千七百六十三万六千九百九十九円、鳥取県八頭町 三億八千六百四十四万九千九百九十九円、鳥取県三朝町 二億三千四百九十一万二千九百九十九円、鳥取県湯梨浜町 二億七千三百四十四万二千九百九十九円、鳥取県琴浦町 三億三千七百八十五万九千九百九十九円、鳥取県北栄町 二億六千二百二十八万六千九百九十九円、鳥取県日吉津村 七千二百二十九万八千九百九十九円、鳥取県大山町 四億六千三百三十一万六千九百九十九円、鳥取県南部町 三億五千五百三十三万三千九百九十九円、鳥取県伯耆町 三億二千九百九十八万九千九百九十九円、鳥取県日野町 四億二千五百五十一万三千九百九十九円、鳥取県日野町 二億四千八百三十九万六千九百九十九円、鳥取県江府町 二億九百三十三万七千九百九十九円、鳥取県大山町 十九億七千九百九十九万九千九百九十九円、岡山県倉敷市 十一億九千九百九十九万九千九百九十九円、岡山県津山市 十二億八千九百九十九万九千九百九十九円、岡山県笠岡市 八億三千九百九十九万八千九百九十九円、岡山県井原市 九億六千九百九十九万七千九百九十九円、岡山県総社市 八億七千九百九十九万九千九百九十九円、岡山県高梁市 十二億七千二百四十五万三千九百九十九円、岡山県新見市 十億六千八百八十八万九千九百九十九円、岡山県備前市 十億六千四百四十七万三千九百九十九円、岡山県瀬戸内市 六億二千七百七十七万九千九百九十九円、岡山県赤磐
---	---	---	---

市 六億千五百七十二万五千円、岡山県真庭市 十二億三百二十七万八千円、岡山県美作市 九億三千三百七十六万二千円、岡山県浅口市 五億五千三百六十六万二千円、岡山県和気町 四億五千八百四十六万円、岡山県早島町 一億三千一百四十四千円、岡山県里庄町 一億二千四百九十七万円、岡山県矢掛町 二億三千四百四十九万八千円、岡山県新庄村 一億七百六十四万円、岡山県鏡野町 四億九千八百四十九万七千円、岡山県勝央町 一億八千四百九十九万八千円、岡山県奈義町 一億六千六百三十八万七千円、岡山県西栗倉村 一億四千三百三十六万七千円、岡山県久米南町 一億二千八百八十三万九千円、岡山県美咲町 五億二千五百三十四万八千円、岡山県吉備中央町 四億九千五百七十二万五千円、広島県 二十一億二千二百九十三万七千円、広島県広島市 十三億七千三百七十七万二千円、広島県呉市 十八億八千八百九十一万一千円、広島県竹原市 四億七千九百五十一万二千円、広島県三原市 十億八千九百五十五万三千円、広島県尾道市 十八億九百九十五万七千円、広島県福山市 十一億三千九百九十五万五千円、広島県府中市 八億四百七十五万九千円、広島県三次市 十六億四千五百十万六千円、広島県庄原市 十五億三千二百八十五万五千円、広島県大竹市 三億六千六百六十三万三千円、広島県廿日市市 三億九千五百五十三万二千円、広島県廿日市市 九億三百六十五万九千円、広島県安芸高田市 七億七千四百四十八万八千円、広島県江田島市 五億九千六百三十四万八千円、広島県府中町	三千四百七十七万四千円、広島県海田町 五千八百四十六万六千円、広島県熊野町 六千二百九十七万七千円、広島県坂町 四千四百三十二万九千円、広島県安芸太田町 五億三千二百四十四万円、広島県北広島町 六億六千七百四十一万一千円、広島県大崎上島町 三億三千四百六十八万八千円、広島県世羅町 四億九千六百七十五万九千円、広島県神石高原町 五億百一十二万九千円、山口県 二十五億二千七百七十七万八千円、山口県下関市 十八億二百二十四万四千円、山口県宇部市 十億二千五百九十二万六千円、山口県山口市 十五億二千九百三十三万二千円、山口県萩市 十六億三千四百四十八万四千円、山口県防府市 七億二千二百四十九万九千円、山口県下松市 三億九千八百八十九万五千円、山口県岩国市 十九億二千六百七十四万六千円、山口県光市 七億三千二百五十六万六千円、山口県長門市 八億九千七百三十四万四千円、山口県柳井市 七億九千四百四十万四千円、山口県美祢市 十二億四千二百六十六万四千円、山口県周南市 九億九千七百五十九万九千円、山口県周防大島町 八億六千七百三十三万五千円、山口県和木町 六千二百八十八万五千円、山口県上関町 二億二千七百七十五万五千円、山口県布施町 一億六千七百七十五万三千円、山口県平生町 一億二千九百七十六万六千円、山口県阿武町 一億九百二十六万四千円、山口県阿東町 二億五千九百六十四万六千円、愛知県 四億四十五万三千円、愛知県名古屋市 五億七千四百八十二万二千円、大分県 二十九億五千四百七十七万七千円、大分県大分市 十億七千八百八十二万七千円、大分県別府市 二億九千六百二十一万五千円、大分県中津市 九億九千六百五十五万四千円、大分県日田市 十三億九百八十八万四千円、大分県佐伯市 十三億八千二百五十六万四千円、大分県臼杵市 六億八千四百六十四万四千円、大分県津久見市 四億九千四百四十一万一千円、大分県竹田市 九億二千七百八十七万七千円、大分県豊後高田市 六億六千七百五十万九千円、大分県杵築市 六億六千八百五十六万六千円、大分県宇佐市 九億八千九百九十二万八千円、大分県大野市 九億五千四百四十二万三千円、大分県由布市 五億七千七百五十二万二千円、大分県国東市 七億八千四百四十六万六千円、大分県姫島村 二億六千六百七十七万六千円、大分県日出町 一億四千四百五十六万三千円、大分県九重町 二億四千三百八十八万九千円、大分県玖珠町 二億六千九百三十二万九千円、大分県大分市 七億二千五百八十九万八千円、岩手県 十二億七千六百四十四万八千円、岩手県盛岡市 十二億六千八百六十六万六千円、岩手県紫波町 一億八千八百九十七万七千円、岩手県矢野町 一億五千二百八十一万九千円、神奈川県開成町 六千六百四十九万九千円、北海道乙部町 二億三千六百二十五万五千円、神奈川県 四億九千四百三十三万七千円、神奈川県横浜市 十一億二百五十九万九千円、神奈川県川崎市 四億六千六百六十一万九千円、愛媛県 二十一億四千二百二十万九千円、愛媛県松山市 十五億七千一百一十九万九千円、愛媛県東温市 三億三千九百四十一万四千円、愛媛	県久万高原町 四億六千六百九十九万九千円、愛媛県内子町 四億五千七百一十六万四千円、大阪府 九億四千四百五十七万七千円、沖縄県 三十億三百四十九万九千円、長野県 二十四億七千六百十五万八千円、長崎県 三十億八千四百四十五万四千円、佐賀県 二十六億五千三百八十八万二千円、東京都 零円、東京都八王子市 二億七千六十六万九千円、東京都立川市 四千二十万九千円、東京都武蔵野市 二千八百九十万九千円、東京都三鷹市 三千六百七十八万四千円、東京都青梅市 一億七千九百二十五万二千円、東京都府中市 五千四百四十四万三千円、東京都昭島市 七千三百六十一万六千円、東京都調布市 七千九百九十九万二千円、東京都町田市 四千五百五十七万五千円、東京都小金井市 五千八百六十六万七千円、東京都小平市 九千四百七十七万七千円、東京都日野市 九千五百五十四万八千円、東京都東村山市 一億四千四百四十二万四千円、東京都国分寺市 五千三百五十三万七千円、東京都国立市 九千七百三十六万九千円、東京都福生市 四億四千四十一万四千円、東京都狛江市 二億五千一百二十二万二千円、東京都東大和市 一億二千八百二十三万六千円、東京都清瀬市 一億六千二百八十八万四千円、東京都東久留米市 九千八百四十二万九千円、東京都武蔵村山市 一億八千四百四十五万四千円、東京都多摩市 八千七百五十七万二千円、東京都稲城市 二億三千九百七十四万四千円、東京都羽村市 六千五百八十八万七千円、東京都あきる野市 五億七千九百三十九万七千円、東京都西東京市 三億九千二百四
---	---	--

十二万九千円、東京都瑞穂町 八千三百三十八万三千円、東京都日の出町 八千二百七十四万三千円、東京都檜原村 一億九千三百九十三万五千円、東京都奥多摩町 一億五千五百五十万六千円、東京都大島町 二億八千三百七十三万九千円、東京都利島村 八千七百七十五万五千円、東京都新島村 二億六百五十六万五千円、東京都神津島村 一億七千九百九十四万四千円、東京都三宅村 三億六千六百六十九万九千円、東京都御蔵島村 一億九千九百六十二万三千円、東京都八丈町 三億三千七百九十九万九千円、東京都青ヶ島村 一億四百六十九万三千円、東京都小笠原村 二億四千二百二十六万二千円、神奈川県横須賀市 十億二千四百四十万五千円、神奈川県鎌倉市 四億五千七千円、神奈川県逗子市 八千三百四十一万七千円、神奈川県三浦市 七億四千六百六十三万四千円、神奈川県葉山町 四千五百四十五万四千円、栃木県 二十二億四百二十一万、栃木県宇都宮市 三億六千八百四十八万六千円、栃木県上三川町 九千九百七十五万五千円、栃木県下野市 六億四千九百四十一万五千円、茨城県 十二億六千五百三十六万八千円、茨城県水戸市 五億八千二百一十一万五千円、茨城県日立市 五億九千四百四十万五千円、茨城県土浦市 五億五千七百七十万、茨城県古河市 五億六千四百六十五万二千円、茨城県石岡市 五億五千四百二十五万二千円、茨城県結城市 三億五千四百四十五万二千円、茨城県龍ヶ崎市 五億五千六百一十八万八千円、茨城県下妻市 五億四千七百三十五万五千円、茨城県常総市 六億七千九百四十九万九千円、

茨城県常陸太田市 十億七千四百九十九万五千円、茨城県高萩市 三億四千九百六十六万六千円、茨城県北茨城市 四億八千二百八十八万八千円、茨城県笠間市 七億三千七百六十九万四千円、茨城県取手市 三億七千九百一十二万七千円、茨城県牛久市 二億八千八百一十一万三千円、茨城県つくば市 三億四千六百二十四万八千円、茨城県ひたちなか市 七億二千二百九十九万六千円、茨城県鹿嶋市 一億四千九百八十八万三千円、茨城県潮来市 三億五百一十一万六千円、茨城県守谷市 一億六千六百四十一万二千円、茨城県常陸大宮市 八億七千四百六十三万三千円、茨城県那珂市 三億四千三百九十一万九千円、茨城県筑西市 七億九千四百五十五万七千円、茨城県坂東市 五億二千六百九十七万七千円、茨城県稲敷市 四億八千八百四十万五千円、茨城県かすみがうら市 二億八千六百二十万五千円、茨城県桜川市 五億四百三十九万九千円、茨城県神栖市 二億二千万円、茨城県鉾田市 三億八千六百七十八万九千円、茨城県つくばみらい市 三億六千五百三十四万六千円、茨城県小美玉市 五億四千四百四十二万六千円、茨城県茨城町 九千二百一十一万五千円、茨城県大洗町 一億八千二百二十七万二千円、茨城県城里町 二億六千一百五十五万四千円、茨城県東海村 千七百三十万四千円、茨城県大子町 一億八千八百七十七万七千円、茨城県美浦村 四千二百五十一万三千円、茨城県阿見町 一億六千六百六十一万四千円、茨城県河内町 八千二百六十四万八千円、茨城県八千代町 一億四百六十七万二千

円、茨城県五霞町 九千七百八十万二千円、茨城県境町 八千二百九十万三千円、茨城県利根町 八千六百八十五万七千円、栃木県足利市 六億九千九百三十万、栃木県栃木市 四億五千四百四十三万七千円、栃木県佐野市 八億三千二百二十九万、栃木県鹿沼市 七億四千五百四十七万六千円、栃木県日光市 十二億八千九百九十八万九千円、栃木県小山市 三億五千六百七十七千円、栃木県真岡市 五億九千七百二十二万九千円、栃木県大田原市 七億五百八十五万九千円、栃木県矢板市 三億四千七百三十六万八千円、栃木県那須塩原市 七億二千五百九十九万八千円、栃木県さくら市 三億九千二百三十五万九千円、栃木県那須烏山市 五億二千七百二十七万三千円、栃木県西方町 一億七千七百五十七万二千円、栃木県二宮町 一億九千二百一十萬千円、栃木県益子町 一億八千五百一十七万八千円、栃木県茂木町 二億六千六百四十九万九千円、栃木県市貝町 九千三百六十四万三千円、栃木県芳賀町 三千三百三十七万二千円、栃木県壬生町 一億九千六百二十八万二千円、栃木県野木町 一億八百四十五万八千円、栃木県大平町 一億七千五百五十五万四千円、栃木県藤岡町 一億七千二百八十一万六千円、栃木県岩舟町 一億五千六百八十六万六千円、栃木県都賀町 一億二千二百八十六万二千円、栃木県塩谷町 二億四千九百九十六万六千円、栃木県那須町 二億五千二百七十七万八千円、栃木県那珂川町 四億八千七百七十七万七千円、群馬県 二十億三千四百四万

二千円、群馬県前橋市 十億六千四百四十八万八千円、群馬県高崎市 十九億四千七百七十七万二千円、群馬県桐生市 五億九千九百四十四万八千円、群馬県伊勢崎市 八億六千四百二十一万八千円、群馬県沼田市 六億七千九百一十六万六千円、群馬県館林市 四億九千七百六十二万六千円、群馬県渋川市 十一億七千五百一十八万八千円、群馬県藤岡市 七億九千八百五十八万三千円、群馬県富岡市 七億四千六百六十二万八千円、群馬県安中市 七億四千六百六十二万八千円、群馬県みどり市 四億二千三百三十三万、群馬県富士見村 一億四千四百六十六万六千円、群馬県榛東村 一億七千六百八十二万六千円、群馬県吉岡町 一億二千七百一十一万四千円、群馬県吉井町 一億七千四百九十万六千円、群馬県上野村 八千九百九万二千円、群馬県神流町 二億五百九十三万三千円、群馬県下仁田町 一億九千四百三十四万五千円、群馬県南牧村 一億四千六百二十六万四千円、群馬県甘楽町 一億三千三十三万、群馬県中之条町 二億七百七十七万三千円、群馬県長野原町 一億八千六百七十七万六千円、群馬県嬬恋村 一億五千六百七十七万三千円、群馬県草津町 二億四十二万三千円、群馬県六合村 一億四百三十二万四千円、群馬県高山村 八千五百一十六万六千円、群馬県東吾妻町 三億三千四百一十一万四千円、群馬県片品村 一億三千四万九千円、群馬県川場村 九千九百六十三万九千円、群馬県昭和村 一億三千八百一十二万九千九千円、群馬県みなかみ町 三億四千四百六十五万

馬島板倉町	一億三千七百三十三万円、群馬県明和町	八千十万円、群馬県千代田町	一億四千七百三十三万円九千元、群馬県大泉町	九千二百四十万円、群馬県邑楽町	一億二千八百二十二万七千円、埼玉県川越市	二億三千四百十九万二千円、埼玉県熊谷市	六億九千七百六十五万五千円、埼玉県川口市	三億三千八百十七万七千円、埼玉県行田市	五億六百二十六万二千元、埼玉県秩父市	九億三百四十八万八千元、埼玉県所沢市	一億二千九百七十九万七千元、埼玉県飯能市	三億五千九万六千元、埼玉県加須市	三億四百四十万三千元、埼玉県本庄市	八億八千八百七十八万六千元、埼玉県東松山市	三億九千九百五十三万六千元、埼玉県春日部市	四億四千六百六十二千元、埼玉県狭山市	一億六千三百六十六万五千元、埼玉県羽生市	二億八千七百八十五万九千元、埼玉県深谷市	八億七千三百二十万円、埼玉県草加市	三億二千二十三万五千元、埼玉県越谷市	二億七千六百七十四千元、埼玉県蕨市	一億四千三十一万九千元、埼玉県入間市	二億三千五百七十七千元、埼玉県鳩ヶ谷市	一億九千五百四十六千元、埼玉県久喜市	二億九百七十四千元、埼玉県八潮市	一億九百五十五万二千元、埼玉県富士見市	二億五千六百二十一万六千元、埼玉県三郷市	二億二千四百六十五万二千元、埼玉県蓮田市	二億九百九十六千元、埼玉県坂戸市	三億四千二百九十八万八千元、埼玉県幸手市	二億四千五百六十三万六千元、埼玉県鶴ヶ島市	二億九千九百六十三万六千元、埼玉県鶴ヶ島市	二億九千九百六十三万六千元、埼玉県鶴ヶ島市																																																													
五百四十七万七千元、埼玉県日高市	二億四千二百三十三万四千円、埼玉県吉川市	二億六百六十四万六千元、埼玉県ふじみ野市	三億八千七百四十五万七千元、埼玉県三芳町	三千九百七十一万八千元、埼玉県毛呂山町	九千七百八十一万八千元、埼玉県越生町	九千五百六十八万九千円、埼玉県滑川町	七千三百三十三万五千円、埼玉県嵐山町	九千五百二十二万六千元、埼玉県小川町	一億三百四十七万七千元、埼玉県川島町	一億九万九千元、埼玉県吉見町	一億二千九百八十八万九千元、埼玉県鳩山町	七千六百四十六千元、埼玉県ときがわ町	二億五千四百七十二万七千元、埼玉県横瀬町	一億三百五十万四千円、埼玉県皆野町	一億五千四百二十万三千円、埼玉県長瀝町	一億二千三百四十二万四千円、埼玉県小鹿野町	三億七千四百八十四万三千元、埼玉県東秩父村	一億三千六百八十八万六千元、埼玉県美里町	一億七百四十二万四千円、埼玉県神川町	二億八千六百八十七万円、埼玉県上里町	一億二千七百二十二万八千元、埼玉県寄居町	一億四千九百六十七万円、埼玉県駒西町	一億千百二十四万四千円、埼玉県北川辺町	一億二千六百五十万九千元、埼玉県大利根町	八千九百一万五千元、埼玉県宮代町	一億千七百八十五千元、埼玉県白岡町	一億二千四百九万八千元、埼玉県菫蒲町	一億二千五百六十六万六千元、埼玉県栗橋町	一億千八百九万七千元、埼玉県鷲宮町	一億五百七十三万七千円、埼玉県杉戸町	一億二千八百七十八万二千円、埼玉県松伏町	九千六百五十四万八千円、福岡県添田町	五億七千三百三十五万円	平成二十一年度特別交付税交付額	埼玉県	十二億八千六百七十七万六千元、埼玉県さいたま市	十五億六千二百二十八万九千元、埼玉県鴻巣市	三億八千四百七十一万七千元、埼玉県上尾市	二億八千九百六十六万九千元、埼玉県朝霞市	一億四千一百二十四千元、埼玉県志木市	三億五千四百五十五万二千元、埼玉県和光市	一億三千九百八十八万三千元、埼玉県新座市	二億九千九百六十六万六千元、埼玉県桶川市	二億九千九百六十六万六千元、埼玉県伊奈町	一億九百五十三万四千円、埼玉県戸田市	四千六百五十六万九千元、滋賀県	十九億九百八十九万二千元、島根県松江市	二十一億七千九百四十一万九千元、島根県浜田市	十五億三千八百一十一万三千元、島根県出雲市	二十二億四千九百九十三万二千元、島根県益田市	十億九千五百七十七万四千円、島根県大田市	十一億七千二百六十三万八千元、島根県安来市	十二億二千五百五十二万三千元、島根県江津市	八億二千六百七十七万二千元、島根県雲南市	十五億三千八百一十一万二千元、島根県東出雲町	二億五百一十二万八千元、島根県奥出雲町	六億九千三百六十五万五千元、島根県飯南町	五億三千六百八十三万七千元、島根県斐川町	三億千二百二十万六千元、島根県川本市	二億五千九百一十二万五千元、島根県美郷町	四億八千三百八十二万九千元、島根県邑南町	六億三千四百七十二万六千元、島根県津和野町	五億四千二百一十四万四千円、島根県吉賀町	三億四千二百一十九万九千元、島根県海士町	二億六千三百三十八万二千元、島根県西ノ島町	三億四千三百五十八万六千元、島根県知夫村	一億六千六百五十一万九千元、島根県隠岐の島町	七億四千八百一十二万九千元、鳥取県	二十七億五千九百八十八千元、鳥取県鳥取市	二十億四千四百四十八万九千元、鳥取県米子市	九億四千五百三十二万九千元、鳥取県倉吉市	八億三千二百五十七万二千元、鳥取県境港市	六億五百九十八万四千円、鳥取県岩美町	三億七千五百二十二万五千円、鳥取県若桜町	一億九千九百二十一万六千元、鳥取県智頭町	三億八千五百十八万六千元、鳥取県八頭町	三億九千七百四十四万六千元、鳥取県三朝町	二億三千三十八万円、鳥取県湯梨浜町	二億五千四百六十三万五千元、鳥取県琴浦町	三億二千三百三十八万八千元、鳥取県北栄町	二億四千四百九十八万八千元、鳥取県日吉津村	八千九百九十万六千元、鳥取県大山町	三億七千六百一十二万八千元、鳥取県南部町	三億六千四百四十二万三千元、鳥取県伯耆町	二億九千九百三十三千元、鳥取県日南町	四億四千九十六万六千元、鳥取県日野町	二億八千四百五十八万二千元、鳥取県江府町	二億七千六百八十八万九千元、岡山県	二十八億六千六百八十八万八千元、岡山県岡山市	二十億千五百五十三万九千元、岡山県倉敷市	十二億二千三十一万六千元、岡山県津山市	十二億二千二百七十七万七千元、岡山県玉野市	六億百十万七千元、岡山県笠岡市	八億四千八百一十一万円、岡山県井原市

市 九億八千六百五十八萬四千円、岡山県総社市 八億九千九百八十一萬円、岡山県高梁市 十三億百四十四萬九千円、岡山県新見市 十一億二千五百九十九萬九千円、岡山県備前市 十一億三百七十八萬八千円、岡山県瀬戸内市 六億二千二百三十萬九千九百九十九円、岡山県赤磐市 六億二千九百七十六萬四千九百九十九円、岡山県真庭市 十二億二千六百九十六萬九千九百九十九円、岡山県美作市 十一億二千九百六十九萬四千九百九十九円、岡山県浅口市 五億二百六十六萬九千九百九十九円、岡山県和気町 四億三千九百七十七千九百九十九円、岡山県早島町 一億二千六百六十八萬八千九百九十九円、岡山県里庄町 一億二千五百五十二千九百九十九円、岡山県矢掛町 二億四千七百九十九萬四千九百九十九円、岡山県新庄村 一億三千三百四十八萬八千九百九十九円、岡山県鏡野町 五億三千七百九十九萬七千九百九十九円、岡山県勝央町 一億八千六百三十九萬九千九百九十九円、岡山県奈義町 一億七千四百九十九萬三千九百九十九円、岡山県西粟倉村 一億四千五百六十五萬五千九百九十九円、岡山県久米南町 一億三千三百八十四萬四千九百九十九円、岡山県美咲町 六億四千五百二十四萬三千九百九十九円、岡山県吉備中央町 五億四十五萬二千九百九十九円、広島県 二十億八千八百三十二萬三千九百九十九円、広島県広島市 十三億九千六百三十二萬三千九百九十九円、広島県呉市 十九億七千六百八十六萬九千九百九十九円、広島県竹原市 四億八千九百五十萬九千九百九十九円、広島県三原市 十一億三千三百一十四萬四千九百九十九円、広島県尾道市 十七億五千七百二十七萬三千九百九十九円、広島県福山市 十億六千六百五十六萬九千九百九十九円、広島県府中市 八億四千三百八十五萬五千九百九十九円、広島県三次市 十七億三千三百二十二萬三千九百九十九円、広島県庄原市 十六億二千三百三十萬五千九百九十九円、広島県大竹市 三億三千六百六十二萬八千九百九十九円、広島県東広島市 十四億三千四百五十六萬九千九百九十九円、広島県廿日市市 九億二千二百二十七萬七千九百九十九円、広島県安芸高田市 八億九千四百六十六萬九千九百九十九円、広島県江田島市 六億五千六百六十七萬七千九百九十九円、広島県府中町 五千三百二十四萬九千九百九十九円、広島県海田町 三億二千二百三十一萬七千九百九十九円、広島県熊野町 三億二千九百四十八萬八千九百九十九円、広島県坂田町 一億四千三百九十六萬七千九百九十九円、広島県安芸太田町 五億三千三百九十一萬九千九百九十九円、広島県北広島町 六億三千七百四十八萬五千九百九十九円、広島県大崎上島町 三億五千九百九十一萬二千九百九十九円、広島県世羅町 五億五千六百六十七萬七千九百九十九円、広島県神石高原町 四億八千四百一十七萬七千九百九十九円、山口県 二十七億七千九百八十九萬九千九百九十九円、山口県下関市 十八億八千七百七十七萬四千九百九十九円、山口県宇部市 十億七千五百三十三萬六千九百九十九円、山口県山口市 二十二億七千五百八十二萬三千九百九十九円、山口県萩市 十七億三千八百八十五萬八千九百九十九円、山口県防府市 十億四千三百七十七萬八千九百九十九円、山口県下松市 四億十萬六千九百九十九円、山口県岩国市 十八億四千二百九十六萬四千九百九十九円、山口県光市 七億四千七百九十四萬七千九百九十九円、山口県長門市 九億四千五百四十四萬四千九百九十九円、山口県柳井市 八億四千四百六十七萬七千九百九十九円、山口県美祿市 十三億五千五百八十八萬九千九百九十九円、山口県周南市 十億四千五百八十七萬九百九十九円、山口県山陽小野田市 七億三千七百四十六萬九千九百九十九円、山口県周防大島町 八億七千三百三十九萬六千九百九十九円、山口県和木町 九千七百七十三萬九百九十九円、山口県上関町 二億二千六百六十二萬二千九百九十九円、山口県田布施町 一億六千四百三十二萬六千九百九十九円、山口県平生町 一億二千七百七十一萬五千九百九十九円、山口県阿武町 一億九千九百九十五萬九千九百九十九円、愛知県 六億九百八十五萬九千九百九十九円、愛知県名古屋市 六億三千八百四十八萬九千九百九十九円、大分県 三十億三千三百二十五萬九千九百九十九円、大分県大分市 十億九千七百三十三萬五千九百九十九円、大分県別府市 二億九千九百九十一萬九千九百九十九円、大分県津市 十億四千四百九十九萬九千九百九十九円、大分県日田市 十三億三千九百八十九萬九千九百九十九円、大分県佐伯市 十四億四千五百八十五萬六千九百九十九円、大分県臼杵市 七億三千六百六十三萬六千九百九十九円、大分県津久見市 五億二千五百萬三千九百九十九円、大分県竹田市 九億五千六百二十四萬四千九百九十九円、大分県豊後高田市 六億八千三百一十一萬八千九百九十九円、大分県杵築市 六億八千三百二十四萬八千九百九十九円、大分県宇佐市 九億二千五百六十六萬七千九百九十九円、大分県豊後大野市 九億八千三百五十五萬七千九百九十九円、大分県由布市 五億三千三百七十七萬七千九百九十九円、大分県国東市 七億三千八百三十三千九百九十九円、大分県姫島村 二億二千四百十六萬八千九百九十九円、大分県日出町 一億四千三百六十八萬八千九百九十九円、大分県九重町 二億四千二百九十八萬五千九百九十九円、大分県玖珠町 二億七千七百五十九萬七千九百九十九円、大阪府 八億五百九十三萬八千九百九十九円、大阪府大阪市 八億五千五百三十八萬八千九百九十九円、岩手県 三十五億四千六百三十八萬八千九百九十九円、岩手県盛岡市 十二億八千四百六十六萬九千九百九十九円、岩手県紫波町 一億八千五百一十二萬九千九百九十九円、岩手県矢巾町 一億七千七十六萬九千九百九十九円、神奈川 六億三千三百三十四萬四千五百一十萬九千九百九十九円、神奈川川崎市 四億六千九百六十四萬九千九百九十九円、愛媛県 二十二億三千五百三十七萬九千九百九十九円、愛媛県松山市 十六億四千五百六十六萬九千九百九十九円、愛媛県東温市 三億七千三百五十二萬九千九百九十九円、愛媛県久高高原町 四億八千七百三十萬九千九百九十九円、愛媛県内子町 四億七千八百四十七萬四千九百九十九円、大分県 十一億九百八十八萬二千九百九十九円、沖繩県 三十六億七千三百二十七萬九千九百九十九円、長野県 二十六億六千七十七萬二千九百九十九円、長崎県 三十一億四千四百五十九萬四千九百九十九円、佐賀県 二十七億五千九百九十七萬九千九百九十九円、東京都 零円、東京都八王子市 二億九千八百三十八萬八千九百九十九円、東京都立川市 四千二百二十六萬六千九百九十九円、東京都武蔵野市 二千八百九十六萬九千九百九十九円、東京都三鷹市 三千六百七十八萬四千九百九十九円、東京都青梅市 一億九千六百七十三萬三千九百九十九円、東京都府中市 五千四百四十三萬三千九百九十九円、東京都昭島市 九千九百四十四萬九千九百九十九円、東京都調布市 七千九百七十二萬三千九百九十九円、東京都小金井市 五千九百六十一萬九千九百九十九円、東京都小平市 一億二千四百八十五萬二千九百九十九円、東京都日野市 一億二千五百五十九萬六千九百九十九円、東京都東村山市 一億二千九百六十七萬九千九百九十九円、東京都国分寺市 七千七百九十一萬九千九百九十九円、東京都国立市 一億四百九十八萬九千九百九十九円、東京都福生市 四億九千九百二十六萬七千九百九十九円、東京都狛江市 二億五千九百三十三萬七千九百九十九円、東京都東大和市 一億四千八百七十二萬九千九百九十九円、東京都清瀬市 一億六千六百一十三萬九千九百九十九円、東京都東久留米市 一億八千八百七十九萬四千九百九十九円、東京都武蔵村山市 一億八千七百七十	市 三億三千六百六十二萬八千九百九十九円、広島県東広島市 十四億三千四百五十六萬九千九百九十九円、広島県廿日市市 九億二千二百二十七萬七千九百九十九円、広島県安芸高田市 八億九千四百六十六萬九千九百九十九円、広島県江田島市 六億五千六百六十七萬七千九百九十九円、広島県府中町 五千三百二十四萬九千九百九十九円、広島県海田町 三億二千二百三十一萬七千九百九十九円、広島県熊野町 三億二千九百四十八萬八千九百九十九円、広島県坂田町 一億四千三百九十六萬七千九百九十九円、広島県安芸太田町 五億三千三百九十一萬九千九百九十九円、広島県北広島町 六億三千七百四十八萬五千九百九十九円、広島県大崎上島町 三億五千九百九十一萬二千九百九十九円、広島県世羅町 五億五千六百六十七萬七千九百九十九円、広島県神石高原町 四億八千四百一十七萬七千九百九十九円、山口県 二十七億七千九百八十九萬九千九百九十九円、山口県下関市 十八億八千七百七十七萬四千九百九十九円、山口県宇部市 十億七千五百三十三萬六千九百九十九円、山口県山口市 二十二億七千五百八十二萬三千九百九十九円、山口県萩市 十七億三千八百八十五萬八千九百九十九円、山口県防府市 十億四千三百七十七萬八千九百九十九円、山口県下松市 四億十萬六千九百九十九円、山口県岩国市 十八億四千二百九十六萬四千九百九十九円、山口県光市 七億四千七百九十四萬七千九百九十九円、山口県長門市 九億四千五百四十四萬四千九百九十九円、山口県柳井市 八億四千四百六十七萬七千九百九十九円、山口県美祿市 十三億五千五百八十八萬九千九百九十九円、山口県周南市 十億四千五百八十七萬九百九十九円、山口県山陽小野田市 七億三千七百四十六萬九千九百九十九円、山口県周防大島町 八億七千三百三十九萬六千九百九十九円、山口県和木町 九千七百七十三萬九百九十九円、山口県上関町 二億二千六百六十二萬二千九百九十九円、山口県田布施町 一億六千四百三十二萬六千九百九十九円、山口県平生町 一億二千七百七十一萬五千九百九十九円、山口県阿武町 一億九千九百九十五萬九千九百九十九円、愛知県 六億九百八十五萬九千九百九十九円、愛知県名古屋市 六億三千八百四十八萬九千九百九十九円、大分県 三十億三千三百二十五萬九千九百九十九円、大分県大分市 十億九千七百三十三萬五千九百九十九円、大分県別府市 二億九千九百九十一萬九千九百九十九円、大分県津市 十億四千四百九十九萬九千九百九十九円、大分県日田市 十三億三千九百八十九萬九千九百九十九円、大分県佐伯市 十四億四千五百八十五萬六千九百九十九円、大分県臼杵市 七億三千六百六十三萬六千九百九十九円、大分県津久見市 五億二千五百萬三千九百九十九円、大分県竹田市 九億五千六百二十四萬四千九百九十九円、大分県豊後高田市 六億八千三百一十一萬八千九百九十九円、大分県杵築市 六億八千三百二十四萬八千九百九十九円、大分県宇佐市 九億二千五百六十六萬七千九百九十九円、大分県豊後大野市 九億八千三百五十五萬七千九百九十九円、大分県由布市 五億三千三百七十七萬七千九百九十九円、大分県国東市 七億三千八百三十三千九百九十九円、大分県姫島村 二億二千四百十六萬八千九百九十九円、大分県日出町 一億四千三百六十八萬八千九百九十九円、大分県九重町 二億四千二百九十八萬五千九百九十九円、大分県玖珠町 二億七千七百五十九萬七千九百九十九円、大阪府 八億五百九十三萬八千九百九十九円、大阪府大阪市 八億五千五百三十八萬八千九百九十九円、岩手県 三十五億四千六百三十八萬八千九百九十九円、岩手県盛岡市 十二億八千四百六十六萬九千九百九十九円、岩手県紫波町 一億八千五百一十二萬九千九百九十九円、岩手県矢巾町 一億七千七十六萬九千九百九十九円、神奈川 六億三千三百三十四萬四千五百一十萬九千九百九十九円、神奈川川崎市 四億六千九百六十四萬九千九百九十九円、愛媛県 二十二億三千五百三十七萬九千九百九十九円、愛媛県松山市 十六億四千五百六十六萬九千九百九十九円、愛媛県東温市 三億七千三百五十二萬九千九百九十九円、愛媛県久高高原町 四億八千七百三十萬九千九百九十九円、愛媛県内子町 四億七千八百四十七萬四千九百九十九円、大分県 十一億九百八十八萬二千九百九十九円、沖繩県 三十六億七千三百二十七萬九千九百九十九円、長野県 二十六億六千七十七萬二千九百九十九円、長崎県 三十一億四千四百五十九萬四千九百九十九円、佐賀県 二十七億五千九百九十七萬九千九百九十九円
--	---

万七千円、東京都多摩市 八千八百二十二万二千円、東京都稲城市 二億四千四百一十一万九千円、東京都羽村市 一億六十六万七千円、東京都あきる野市 五億八千九百二十二万九千円、東京都西東京市 四億五十八万六千円、東京都瑞穂町 八千六百六十二万七千円、東京都日の出町 六千九百四十五万円、東京都檜原村 二億四十一万七千円、東京都奥多摩町 一億七千九百九十二万二千円、東京都大島町 三億三百六十三万八千円、東京都利島村 九千六百六十一万八千円、東京都新島村 二億四千四百五十一万六千円、東京都神津島村 一億六千九百三十五万五千円、東京都三宅村 三億二千九百五十二万七千円、東京都御蔵島村 一億八千八百九十一万四千円、東京都八丈町 三億三千九百一十一万九千円、東京都青ヶ島村 一億千二百六十四万五千円、東京都小笠原村 二億五千一百一十一万九千円、東京都横須賀市 十億四千四百一十七万円、神奈川県鎌倉市 四千四百八十一万八千円、神奈川県逗子市 八千五百六十九万七千円、神奈川県三浦市 七億六千九百三十二万七千円、神奈川県葉山町 四千二百五十二万三千円、栃木県 二億八千七百九十二万八千円、栃木県宇都宮市 五億二千五百六十九万四千円、栃木県上三川町 一億三千四百三十五万五千円、栃木県下野市 五億七千九百七十七万七千円、茨城県 二億三千四百七十七万六千円、茨城県水戸市 五億八千四百七十七万二千円、茨城県日立市 六億五百五十万五千円、茨城県土浦市 五億五千二百六十九万二千円、茨城県古河市 五億七千六百四十五万七千円、茨城県石岡市 五億六千二百一十七万二千円、茨城県結城市 三億六千二百五十八万円、茨城県龍ヶ崎市 五億七千四百二十六万三千円、茨城県下妻市 五億八千四百三十三万九千円、茨城県常総市 六億二千七百二十三万七千円、茨城県常陸太田市 十億九千五百六十九万四千円、茨城県高萩市 三億五千九百四十四万九千円、茨城県北茨城市 五億九千万円、茨城県笠間市 六億八千六百九十一万八千円、茨城県取手市 三億八千五百六十五万八千円、茨城県牛久市 二億八千八百三十九万六千円、茨城県つくば市 四億二千六百三十七万七千円、茨城県ひたちなか市 七億二千三百六十八万八千円、茨城県鹿嶋市 一億四千八百八十九万八千円、茨城県潮来市 三億六千七百七十七万七千円、茨城県守谷市 一億七千七百三十七万八千円、茨城県常陸大宮市 八億九千五百五十二万三千円、茨城県那珂市 三億五千四百四十二万四千円、茨城県筑西市 八億七千七百四十九万九千円、茨城県坂東市 五億三千六百七十七万七千円、茨城県稲敷市 四億二千七百八十一万六千円、茨城県かすが市 二億九千九百三十九万三千円、茨城県桜川市 五億五千五百六十二万二千円、茨城県神栖市 二億二千万円、茨城県行方市 三億五千九百二十二万三千円、茨城県鉾田市 三億九千五百七十七万五千円、茨城県つくばみらい市 三億二千六百七十七万七千円、茨城県小美玉市 四億九千九百六十一万三千円、茨城県茨城町 九千五百四十九万九千円、茨城県大洗町 一億八千三百二十五万五千円、茨城県城里町 二億四	千四百五十七万七千円、茨城県東海村 千七百二十八万円、茨城県大子町 二億五十六万六千円、茨城県美浦村 四千八百二十一万八千円、茨城県阿見町 一億七千七百九十九万四千円、茨城県河内町 八千七百七十六万七千円、茨城県八千代町 一億八千二百六十八万八千円、茨城県五霞町 一億六千四百四十二万二千円、茨城県境町 八千七百七十七万七千円、茨城県利根町 九千三百三十八万七千円、栃木県足利市 六億三千二百四十八万八千円、栃木県栃本市 五億六千二百三十三万八千円、栃木県佐野市 八億四千九百五十二万二千円、栃木県鹿沼市 六億四千九百二十万七千円、栃木県日光市 十二億五千万八千円、栃木県小山市 四億七千四百六十八万六千円、栃木県真岡市 五億二千四百五十一万五千円、栃木県大田原市 七億四千六百六十五万九千円、栃木県矢板市 三億五千七百八十八万七千円、栃木県那須塩原市 七億五千四百七十三万三千円、栃木県さくら市 四億二千六百八十八万二千円、栃木県那須烏山市 五億四千四百七十七万八千円、栃木県西方町 一億九千九百六十六万八千円、栃木県益子町 一億七千九百四十一万五千円、栃木県茂木町 二億六千四百九十三万五千円、栃木県市貝町 一億九百六十五万五千円、栃木県芳賀町 三千三百一十六万二千円、栃木県壬生町 一億八千五百九十九万四千円、栃木県野木町 一億千九百九十八万八千円、栃木県大平町 二億二千二百八十三万三千円、栃木県藤岡町 一億九千四百八十九万五千円、栃木県岩舟町 一億五千五百九十七万八千円、栃木県都賀町 一億四千三百七十八万六千円、栃木	県塩谷町 二億四千四百七十七万六千円、栃木県高根沢町 一億五千四百六十九万四千円、栃木県那須町 二億二千四百四十万四千円、栃木県那珂川町 四億二千四百七十七万六千円、群馬県 二十億六千六百四十七万二千円、群馬県前橋市 十二億六千六百七十五万二千円、群馬県高崎市 一億六千六百七十七万八千円、群馬県桐生市 六億五千九百九十九万九千円、群馬県伊勢崎市 八億八千四百九十九万八千円、群馬県太田市 八億八千四百九十九万八千円、群馬県沼田市 六億九千四百五十一万二千円、群馬県館林市 五億九百三十一万二千円、群馬県渋川市 十億九千七百七十六万二千円、群馬県藤岡市 七億六千七百五十三万五千円、群馬県富岡市 六億七千六百六十三万四千円、群馬県安中市 七億四千六百七十六万七千円、群馬県みどり市 三億三千四百六十九万九千円、群馬県榛東村 一億七千六百八十九万九千円、群馬県吉岡町 一億二千八百九十三万九千円、群馬県上野村 八千九百九十七万七千円、群馬県神流町 二億四千四百二十七万三千円、群馬県下仁田町 二億六千六百二十二万三千円、群馬県南牧村 一億五千九百九十九万九千円、群馬県中之条町 二億九千四百六十五万三千円、群馬県長野原町 二億九千四百六十五万三千円、群馬県嬬恋村 一億五千九百五十四万四千円、群馬県草津町 一億九千二百七十一万三千円、群馬県六合村 一億四千二百一十五万二千円、群馬県高山村 八千七百三十三万二千円、群馬県東吾妻町 二億五千九百九十七万九千円、群馬県片品村 一億四千九百九十四万四千円、群
---	--	--

馬場川場村 九千五百三十六万七千円、群馬県昭和村 一億三千四百九十九万円、群馬県みなかみ町 二億九千八百八十八万八千円、群馬県玉村町 一億七千三百四十九万二千円、群馬県板倉町 一億二千九百九十二万六千円、群馬県明和町 一億百二十二万五千円、群馬県千代田町 一億四千四百四十六万八千円、群馬県大泉町 八千八百八十五万九千円、群馬県邑楽町 一億四千八百八十五万八千円、群馬県川口市 七億三千三百五十六万四千円、群馬県熊谷市 七億三千三百五十六万四千円、群馬県行田市 四億八千三百八十六万八千円、群馬県秩父市 九億二千三百三十五万四千円、群馬県所沢市 一億四千四百四十五万七千円、群馬県飯能市 三億六千八百八十二万八千円、群馬県加須市 四億二千四百七十九万三千円、群馬県本庄市 七億五千二百六十三万七千円、群馬県東松山市 四億四千四百六十三万四千円、群馬県春日部市 四億四千八百七十六万四千円、群馬県狭山市 二億二千四百六十七万七千円、群馬県羽生市 二億九千三百五十六万三千円、群馬県深谷市 八億四百五十三万四千円、群馬県草加市 三億三千八百五十二万二千円、埼玉県越谷市 三億八十七万七千円、埼玉県蕨市 一億四千二百四十四万四千円、埼玉県入間市 二億三千九百八十九万七千円、埼玉県鳩ヶ谷市 二億二千九百八十九万七千円、埼玉県久喜市 三億七千七百五十万五千円、埼玉県八潮市 一億二千二十五万五千円、埼玉県富士見市 二億六千二百二十九万五千円、埼玉県三郷市 二億二千九百九十九万五千円、埼玉県蓮田市 二億二千六百四十三万六千円、埼玉県坂戸市 三億五千四百五十万六千円、埼玉県幸手市 二億五千九百九十九万七千円、埼玉県鶴ヶ島市 三億七百三十七万四千円、埼玉県日高市 二億五千五百四十四万四千円、埼玉県吉川市 二億七百三十二万二千円、埼玉県ふじみ野市 三億九千六百六十七万二千円、埼玉県三芳町 三千九百八十三万八千円、埼玉県毛呂山町 一億八百三十六万五千円、埼玉県越生町 九千四百四十六万六千円、埼玉県滑川町 八千五百六十七万七千円、埼玉県嵐山町 一億二千三百六十六万八千円、埼玉県小川町 一億九百八十八万六千円、埼玉県川島町 一億五千五百七十三万四千円、埼玉県吉見町 一億三千三百三十九万八千円、埼玉県鳩山町 八千四百三十三万四千円、埼玉県ときがわ町 一億七千七百一十四万四千円、埼玉県横瀬町 一億四百五十七万八千円、埼玉県皆野町 一億四千四百六十六万六千円、埼玉県長瀨町 一億六千六百六十二万六千円、埼玉県小鹿野町 一億三千四百六十九万九千円、埼玉県美里村 一億三千四百六十九万九千円、埼玉県東秩父村 一億三千八百六十五万六千円、埼玉県東秩父町 一億三千三百二十六万二千円、埼玉県神川町 一億九千六百六十三万四千円、埼玉県上里町 一億二千四百六十九万八千円、埼玉県寄居町 一億四千四百四十八万二千円、埼玉県騎西町 二億三千三百七十七万七千円、埼玉県北川辺町 一億七千八百五十五万七千円、埼玉県大利根町 一億七千五百五十五万五千円、埼玉県宮代町 一億二千九百六十九万七千円、埼玉県白岡町 一億八千九百九十五万三千円、埼玉県葛蒲町 一億七千三百	百十四万四千円、埼玉県栗橋町 一億七千七百六十六万四千円、埼玉県鷲宮町 二億六百万三十三万四千円、埼玉県杉戸町 一億二千四百四十八万六千円、埼玉県松伏町 一億七十五万九千円、福岡県添田町 五億八千九百八十九万九千円 平成二十二年特別交付税交付決定額については、現時点で未定である。 平成二十年度において同意又は許可を得た地方債の額 埼玉県 二千五百八十四億八千三百八十一万八千円、埼玉県さいたま市 五百八億四千六百四十七万七千円、埼玉県鴻巣市 四十六億六千五百八十三万七千円、埼玉県上尾市 五十六億四千四百九十九万七千円、埼玉県朝霞市 二十九億四千五百八十七万八千円、埼玉県志木市 十二億七千三百四十四万四千円、埼玉県和光市 十二億二千四百三十二万六千円、埼玉県新座市 三十七億七千九百七十七万七千円、埼玉県桶川市 二十一億三千六百七十二万九千九百九十九円、埼玉県北本市 十七億九百二十万六千円、埼玉県伊奈町 八億六千七百九十一万六千円、埼玉県戸田市 十億三千八百二十万六千円、滋賀県 九百二十七億九千二百二十二万六千円、滋賀県 八百億七千七百三十三万八千円、島根県松江市 百十六億二千九百九十九万六千円、島根県出雲市 五十五億九千九百九十九万六千円、島根県益田市 三十六億八千八百八十八万八千円、島根県大田市 四十六億六千五百五十五万五千円、島根県安来市 三十五億五千七百七十七万七千円、島根県江津市 三十四億五千三百三十万六千円、島根県雲南市 三十七億八千七百七十七万六千円、島根県出雲町 十五億二千四百九十九万	円、島根県奥出雲町 三十八億三千二百九十一万八千円、島根県飯南町 十億三百三十万六千円、島根県斐川町 三億四千二百七十七万六千円、島根県川本町 一億七千四百八十八万六千円、島根県美郷町 六億四千二百五十万六千円、島根県邑南町 二十六億八千五百五十万六千円、島根県津和野町 七億三千三百六十六万五千円、島根県吉賀町 七億八千九百五十万六千円、島根県海士町 十億六千万六千円、島根県西ノ島町 五億四千七十七万六千円、島根県知夫村 四千六百七十七万三千円、島根県隠岐の島町 二十七億四千四百三十万六千円、鳥取県五百五十億九千四百三十五万四千円、鳥取県鳥取市 百二十億四千四百四十五万二千円、鳥取県米子市 四十七億三千九百九十九万七千円、鳥取県倉吉市 二十二億四千八百五十三万三千円、鳥取県境港市 十二億七千七百四十万六千円、鳥取県岩美町 二十一億百二十万六千円、鳥取県若桜町 二億六千八百四十万七千七千円、鳥取県智頭町 十億二千九百九十九万六千円、鳥取県八頭町 十四億六千九百九十九万六千円、鳥取県三朝町 三億二千七百八十八万六千円、鳥取県湯梨浜町 二十四億四千八百八十九万六千円、鳥取県琴浦町 十七億六千六百八十三万九千九千円、鳥取県北栄町 十九億二千三百二十五万五千円、鳥取県日吉津村 二億三千三百三十九万六千円、鳥取県大山町 十一億九千四百九十九万六千円、鳥取県南部町 十四億二千八百四十万六千円、鳥取県日野町 五億四千四百七十七万五千円、鳥取県日野町 一億二千六百六十六万六千円、鳥取県江府町 三億九千七百七十七万六千円、岡山県 千四百三十三億二千二百二十
---	--	---

万円、岡山県岡山市 三百五十一億二千八百七十六万五千円、岡山県倉敷市 二百三十一億九千九百九十九万三千円、岡山県津山市 八十五億五千二百六十六万三千円、岡山県玉野市 三十八億三千五百六十五万八千円、岡山県笠岡市 十九億八千六百六十三万四千円、岡山県井原市 二十三億八千二百二十五万八千円、岡山県総社市 三十一億九千六百七十七万円、岡山県高梁市 三十六億五千三百四十万四千円、岡山県新見市 三十五億八千万円、岡山県備前市 二十八億九千九百三十三万四千円、岡山県瀬戸内市 三十億三千七百八十四万八千円、岡山県赤磐市 二十六億九千九百二十五万五千円、岡山県真庭市 四十九億五千八百七十三万七千円、岡山県美作市 四十九億九百四十九万三千円、岡山県浅口市 二十億四千五百八十八万円、岡山県和気町 十二億六千六百六十六万九千円、岡山県早島町 三億八千六百六十九万五千円、岡山県里庄町 七億八千五百五十二万七千円、岡山県矢掛町 十四億六千八百九十七万五千円、岡山県新庄村 二億三千六百六十六万五千円、岡山県鏡野町 十二億三千九百九十九万七千円、岡山県勝央町 九億二千五百九十九万二千円、岡山県奈義町 四億六千六百五十四万四千円、岡山県西粟倉村 二億四千三百五十二万四千円、岡山県久米南町 四億四千八百二十六万五千円、岡山県美咲町 十八億六千五百八十八万八千円、岡山県吉備中央町 五億二千三百二十九万四千円、広島県 千五百億六千五百二十四万円、広島県広島市 九百三十二億七千八百八十二万二千円、広島県呉市 三百五十七億八千五百三十万二千円、広島県竹原市 七億二千三百七十九万七千円、広島県三原市 六十七億七千七百六十五万五千円、広島県尾道市 七十八億七千五百五十九万五千円、広島県福山市 二百二十二億二千二百四十三万五千円、広島県府中市 三十七億四千五百九十九万九千円、広島県三次市 七十八億五千八百六十四万九千九百九十九円、広島県庄原市 五十四億五千八百三十四万五千円、広島県大竹市 二十二億二千三百九十七万二千円、広島県東広島市 八十七億六千六百四十万四千円、広島県廿日市市 五十四億五千二百四十七万九千九百九十九円、広島県安芸高田市 二十一億八千二百五十万四千円、広島県江田島市 十八億八千八百三十三万二千円、広島県府中市 二十四億五千七百二十八万五千円、広島県海田町 十三億五千六百三十七万六千九百九十九円、広島県熊野町 六億六千九百二十万九千九百九十九円、広島県安芸太田町 三億六千七百七十一万五千九百九十九円、広島県北田町 十一億七千四百三十九万七千九百九十九円、広島県大島町 三十七億七百三十三万九千九百九十九円、広島県大崎上島町 十六億二千三百二十七万六千九百九十九円、広島県世羅町 十七億四千三百三十五万五千九百九十九円、広島県石高町 八億七千三百三十五万五千九百九十九円、広島県神石高原町 八億七千三百三十五万五千九百九十九円、山口県 千九百六十九億九千七百七十九万九千九百九十九円、山口県下関市 二百四十億九千八百八十万九千九百九十九円、山口県宇部市 七十三億三千六十万九千九百九十九円、山口県山口市 九十三億三千八百二十六万七千九百九十九円、山口県萩市 三十五億三千三百九十九万九千九百九十九円、山口県防府市 四十九億二千三百四十万九千九百九十九円、山口県下松市 十五億六千八百八十八万九千九百九十九円、山口県岩国市 四十五億二千八百八十八万九千九百九十九円、山口県光市 十九億四千五百六十六万九千九百九十九円、山口県長門市 十八億八百三十二万五千九百九十九円、山口県柳井市 十二億七千四百二十五万九千九百九十九円、山口県美祿市 二十億九百六十六万九千九百九十九円、山口県周南市 七十九億三千二百五十六万九千九百九十九円、山口県山陽小野田市 四十七億五千六百三十万九千九百九十九円、山口県周防大島町 三十二億三千九百八十八万九千九百九十九円、山口県和木町 四億六千五百五十万九千九百九十九円、山口県上関町 一億九千九百九十九万九千九百九十九円、山口県田布施町 七億七千三百九十二万八千九百九十九円、山口県平生町 四億九千六百六十三万三千九百九十九円、山口県阿武町 三億六千二百二十万九千九百九十九円、山口県阿東町 四億二千九百九十九万九千九百九十九円、愛知県名古屋市中区 千八百四十七億九千九百九十九万九千九百九十九円、大分県 九百三十六億七千四百九十九万九千九百九十九円、大分県大分市 二百六十六億三千四百八十八万九千九百九十九円、大分県別府市 四十二億九千九百九十九万九千九百九十九円、大分県中津市 四十二億七千四百二十九万七千九百九十九円、大分県日田市 五十億九千八百五十五万九千九百九十九円、大分県佐伯市 七十五億三千二百七十三万三千九百九十九円、大分県臼杵市 二十九億四千六百九十九万九千九百九十九円、大分県津久見市 十二億五千八百九十九万九千九百九十九円、大分県豊後高田市 二十一億八千三百三十五万九千九百九十九円、大分県杵築市 二十九億四千八百八十八万九千九百九十九円、大分県宇佐市 二十八億七千五百六十五万九千九百九十九円、大分県豊後大野市 三十四億三千七百九十九万九千九百九十九円、大分県由布市 十三億三千三十三万三千九百九十九円、大分県国東市 二十五億五千七百七十七万七千九百九十九円、大分県姫島村 二億八十八万九千九百九十九円、大分県日出町 九億三千六百五十四万八千九百九十九円、大分県九重町 十三億千七百七十八万八千九百九十九円、大分県玖珠町 七億二千二百四十万九千九百九十九円、大阪府大阪市 二千二百五十六億六千八百五十四万九千九百九十九円、岩手県 千二百四十九億九百九十九万九千九百九十九円、岩手県盛岡市 百二十六億六千三百八十八万九千九百九十九円、岩手県紫波町 十三億二千七百五十万三千九百九十九円、岩手県矢巾町 八億六千六百七十八万三千九百九十九円、岩手県開成町 三億七千六百九十九万九千九百九十九円、北海道 二億二千五百七十六万九千九百九十九円、神奈川県横浜市 二千八百八十八億六千四百七十八万四千九百九十九円、神奈川県川崎市 千五百四十四億八千六百九十九万九千九百九十九円、愛媛県 九百十五億四千六百九十三万六千九百九十九円、愛媛県松山市 百七十九億七千八百一十一万九千九百九十九円、愛媛県東温市 二十二億五千八百三十万九千九百九十九円、愛媛県久万高原町 十二億八千八百九十九万九千九百九十九円、子町 十三億八千八百九十九万九千九百九十九円、十六億二千六百六十八万八千九百九十九円、神奈川県 六百三十四億四千六百六十六万六千九百九十九円、長野県 千二百五十一億二千六百六十二万四千九百九十九円、長野県 千四百九十九億九千五百六十六万九千九百九十九円、佐賀県 六百二十七億二千二百三十万九千九百九十九円、東京都 四千八百八十三億八千五百三十三万八千九百九十九円、東京都千代田区 零円、東京都中央区 零円、東京都港区 零円、東京都新宿区 二十一億八千三百三十三万九千九百九十九円、東京都文京区 零円、東京都台東区 四十一億七千九百九十九万九千九百九十九円、東京都墨田区 十六億二千四百九十九万九千九百九十九円、東京都江東区 七十八億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都品川区 零円、東京都目黒区 三十七億三千三百九十九万九千九百九十九円、東京都大田区 七億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都世田谷区 十億	万二千円、広島県竹原市 七億二千三百七十九万七千円、広島県三原市 六十七億七千七百六十五万五千円、広島県尾道市 七十八億七千五百五十九万五千円、広島県福山市 二百二十二億二千二百四十三万五千円、広島県府中市 三十七億四千五百九十九万九千九百九十九円、広島県三次市 七十八億五千八百六十四万九千九百九十九円、広島県庄原市 五十四億五千八百三十四万五千円、広島県大竹市 二十二億二千三百九十七万二千円、広島県東広島市 八十七億六千六百四十万四千円、広島県廿日市市 五十四億五千二百四十七万九千九百九十九円、広島県安芸高田市 二十一億八千二百五十万四千円、広島県江田島市 十八億八千八百三十三万二千円、広島県府中市 二十四億五千七百二十八万五千円、広島県海田町 十三億五千六百三十七万六千九百九十九円、広島県熊野町 六億六千九百二十万九千九百九十九円、広島県安芸太田町 三億六千七百七十一万五千九百九十九円、広島県北田町 十一億七千四百三十九万七千九百九十九円、広島県大島町 三十七億七百三十三万九千九百九十九円、広島県大崎上島町 十六億二千三百二十七万六千九百九十九円、広島県世羅町 十七億四千三百三十五万五千九百九十九円、広島県石高町 八億七千三百三十五万五千九百九十九円、広島県神石高原町 八億七千三百三十五万五千九百九十九円、山口県 千九百六十九億九千七百七十九万九千九百九十九円、山口県下関市 二百四十億九千八百八十万九千九百九十九円、山口県宇部市 七十三億三千六十万九千九百九十九円、山口県山口市 九十三億三千八百二十六万七千九百九十九円、山口県萩市 三十五億三千三百九十九万九千九百九十九円、山口県防府市 四十九億二千三百四十万九千九百九十九円、山口県下松市 十五億六千八百八十八万九千九百九十九円、山口県岩国市 四十五億二千八百八十八万九千九百九十九円、山口県光市 十九億四千五百六十六万九千九百九十九円、山口県長門市 十八億八百三十二万五千九百九十九円、山口県柳井市 十二億七千四百二十五万九千九百九十九円、山口県美祿市 二十億九百六十六万九千九百九十九円、山口県周南市 七十九億三千二百五十六万九千九百九十九円、山口県山陽小野田市 四十七億五千六百三十万九千九百九十九円、山口県周防大島町 三十二億三千九百八十八万九千九百九十九円、山口県和木町 四億六千五百五十万九千九百九十九円、山口県上関町 一億九千九百九十九万九千九百九十九円、山口県田布施町 七億七千三百九十二万八千九百九十九円、山口県平生町 四億九千六百六十三万三千九百九十九円、山口県阿武町 三億六千二百二十万九千九百九十九円、山口県阿東町 四億二千九百九十九万九千九百九十九円、愛知県名古屋市中区 千八百四十七億九千九百九十九万九千九百九十九円、大分県 九百三十六億七千四百九十九万九千九百九十九円、大分県大分市 二百六十六億三千四百八十八万九千九百九十九円、大分県別府市 四十二億九千九百九十九万九千九百九十九円、大分県中津市 四十二億七千四百二十九万七千九百九十九円、大分県日田市 五十億九千八百五十五万九千九百九十九円、大分県佐伯市 七十五億三千二百七十三万三千九百九十九円、大分県臼杵市 二十九億四千六百九十九万九千九百九十九円、大分県津久見市 十二億五千八百九十九万九千九百九十九円、大分県豊後高田市 二十一億八千三百三十五万九千九百九十九円、大分県杵築市 二十九億四千八百八十八万九千九百九十九円、大分県宇佐市 二十八億七千五百六十五万九千九百九十九円、大分県豊後大野市 三十四億三千七百九十九万九千九百九十九円、大分県由布市 十三億三千三十三万三千九百九十九円、大分県国東市 二十五億五千七百七十七万七千九百九十九円、大分県姫島村 二億八十八万九千九百九十九円、大分県日出町 九億三千六百五十四万八千九百九十九円、大分県九重町 十三億千七百七十八万八千九百九十九円、大分県玖珠町 七億二千二百四十万九千九百九十九円、大阪府大阪市 二千二百五十六億六千八百五十四万九千九百九十九円、岩手県 千二百四十九億九百九十九万九千九百九十九円、岩手県盛岡市 百二十六億六千三百八十八万九千九百九十九円、岩手県紫波町 十三億二千七百五十万三千九百九十九円、岩手県矢巾町 八億六千六百七十八万三千九百九十九円、岩手県開成町 三億七千六百九十九万九千九百九十九円、北海道 二億二千五百七十六万九千九百九十九円、神奈川県横浜市 二千八百八十八億六千四百七十八万四千九百九十九円、神奈川県川崎市 千五百四十四億八千六百九十九万九千九百九十九円、愛媛県 九百十五億四千六百九十三万六千九百九十九円、愛媛県松山市 百七十九億七千八百一十一万九千九百九十九円、愛媛県東温市 二十二億五千八百三十万九千九百九十九円、愛媛県久万高原町 十二億八千八百九十九万九千九百九十九円、子町 十三億八千八百九十九万九千九百九十九円、十六億二千六百六十八万八千九百九十九円、神奈川県 六百三十四億四千六百六十六万六千九百九十九円、長野県 千二百五十一億二千六百六十二万四千九百九十九円、長野県 千四百九十九億九千五百六十六万九千九百九十九円、佐賀県 六百二十七億二千二百三十万九千九百九十九円、東京都 四千八百八十三億八千五百三十三万八千九百九十九円、東京都千代田区 零円、東京都中央区 零円、東京都港区 零円、東京都新宿区 二十一億八千三百三十三万九千九百九十九円、東京都文京区 零円、東京都台東区 四十一億七千九百九十九万九千九百九十九円、東京都墨田区 十六億二千四百九十九万九千九百九十九円、東京都江東区 七十八億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都品川区 零円、東京都目黒区 三十七億三千三百九十九万九千九百九十九円、東京都大田区 七億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都世田谷区 十億	万八千円、大分県九重町 十三億千七百七十八万八千九百九十九円、大分県玖珠町 七億二千二百四十万九千九百九十九円、大阪府大阪市 二千二百五十六億六千八百五十四万九千九百九十九円、岩手県 千二百四十九億九百九十九万九千九百九十九円、岩手県盛岡市 百二十六億六千三百八十八万九千九百九十九円、岩手県紫波町 十三億二千七百五十万三千九百九十九円、岩手県矢巾町 八億六千六百七十八万三千九百九十九円、岩手県開成町 三億七千六百九十九万九千九百九十九円、北海道 二億二千五百七十六万九千九百九十九円、神奈川県横浜市 二千八百八十八億六千四百七十八万四千九百九十九円、神奈川県川崎市 千五百四十四億八千六百九十九万九千九百九十九円、愛媛県 九百十五億四千六百九十三万六千九百九十九円、愛媛県松山市 百七十九億七千八百一十一万九千九百九十九円、愛媛県東温市 二十二億五千八百三十万九千九百九十九円、愛媛県久万高原町 十二億八千八百九十九万九千九百九十九円、子町 十三億八千八百九十九万九千九百九十九円、十六億二千六百六十八万八千九百九十九円、神奈川県 六百三十四億四千六百六十六万六千九百九十九円、長野県 千二百五十一億二千六百六十二万四千九百九十九円、長野県 千四百九十九億九千五百六十六万九千九百九十九円、佐賀県 六百二十七億二千二百三十万九千九百九十九円、東京都 四千八百八十三億八千五百三十三万八千九百九十九円、東京都千代田区 零円、東京都中央区 零円、東京都港区 零円、東京都新宿区 二十一億八千三百三十三万九千九百九十九円、東京都文京区 零円、東京都台東区 四十一億七千九百九十九万九千九百九十九円、東京都墨田区 十六億二千四百九十九万九千九百九十九円、東京都江東区 七十八億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都品川区 零円、東京都目黒区 三十七億三千三百九十九万九千九百九十九円、東京都大田区 七億九千九百九十九万九千九百九十九円、東京都世田谷区 十億
---	---	---

円、東京都渋谷区 零円、東京都中野区 十六億五千五百万円、東京都杉並区 零円、東京都豊島区 一億三千五百万円、東京都北区 五十億九千九百万円、東京都荒川区 五億九千二百万円、東京都板橋区 十五億円、東京都練馬区 二十億七千万円、東京都足立区 三十億二百万円、東京都葛飾区 二百六十七億二千四百万円、東京都江戸川区 十七億五千五百二十万円、東京都八王子市 七十三億六千七百八十万円、東京都立川市 三十億六千七百七十万円、東京都武蔵野市 十二億六千四百一十万円、東京都三鷹市 二十四億四千五十万円、東京都青梅市 五十二億六千五百六十二万円、東京都府中市 三十一億五千六百二十万円、東京都昭島市 七億七千万円、東京都調布市 二十億七千七百万円、東京都町田市 七十四億四千三百三十万円、東京都小金井市 十八億三十万円、東京都小平市 十三億八千五百万円、東京都日野市 二十四億四千八百八十万円、東京都東村山市 四十二億九百五十五万円、東京都国分寺市 二十二億四千四百三十万円、東京都国立市 十一億六千三百六十四万円、東京都福生市 一億八千九百四十万円、東京都狛江市 十一億七千四百八十万円、東京都東大和市 十六億五千五百二十六万円、東京都清瀬市 十三億七千九百万円、東京都東久留米市 十七億三千六百七十九万円、東京都武蔵村山市 七億八千六百七十九万円、東京都多摩市 十億八千九十万円、東京都稲城市 十三億三千八百四十四万円、東京都羽村市 八億三千八百八十万円、東	京都あきる野市 二十二億二千二百七十三万四千円、東京都西東京市 五十六億二千八百八十万円、東京都瑞穂町 二億三千五百二十万円、東京都日の出町 一億九千三百六十四万五千円、東京都檜原村 五億四千八百八十二万三千円、東京都奥多摩町 九億八千八百六十九万八千円、東京都大島町 六億四千九百三十七万二千円、東京都利島村 千八百五十万円、東京都新島村 六億七百六十九万九千円、東京都神津島村 五千六十九万二千円、東京都三宅村 一億二千四百七十一万九千円、東京都御蔵島村 二千三百五十万円、東京都八丈町 四億三千九百七十三千円、東京都青ヶ島村 二千四百万円、東京都小笠原村 四億四千九百九十万円、神奈川県横須賀市 百七十九億八千五百九十一万二千円、神奈川県鎌倉市 五十一億七百八十三万九千円、神奈川県逗子市 十一億四千二百三十万円、神奈川県三浦市 二十四億七千七百一十二万円、神奈川県葉山町 五億三千五百二十七万八千円、栃木県 八百八十四億三千七百四十万円、栃木県宇都宮市 百九十九億七千七百二十三万二千円、栃木県上三川町 十六億四千四百八十五万三千円、栃木県下野市 十九億六千六十万円、茨城県 千八百七億七千五百五十九万九千円、茨城県水戸市 百八十六億五千八百八十万円、茨城県日立市 五十二億四千五百七十万円、茨城県土浦市 四十八億四千四百六十万円、茨城県古河市 七十三億三千六百七十六万八千円、茨城県石岡市 三十四億七千八百二十万円、茨城県結城市 十七億三千七百八十万	円、茨城県龍ヶ崎町 三十六億四千四百七十万円、茨城県下妻市 二十八億七千二百四十万四千円、茨城県常総市 二十七億九千三百三十三万七千円、茨城県常陸太田市 三十五億六千一十万円、茨城県高萩市 二十四億四千七十万円、茨城県北茨城市 十七億九千九百二十万四千円、茨城県笠間市 四十二億五千九百五十万五千円、茨城県取手市 六十六億二千七百四十万五千円、茨城県牛久市 三十二億六千一十万円、茨城県つくば市 九十二億七千三百三十四万四千円、茨城県ひたちなか市 六十八億九千五百五十万五千円、茨城県鹿嶋市 十九億八千九百九十万円、茨城県潮来市 十三億七千八百二十七万七千円、茨城県守谷市 八億九千万円、茨城県常陸大宮市 二十九億八千六百七十七万七千円、茨城県那珂市 二十三億五千五百七十四万八千円、茨城県筑西市 四十三億四千四十万四千円、茨城県坂東市 二十三億二千五十二万五千円、茨城県稲敷市 十九億五千九百五十二万五千円、茨城県かすみがうら市 十八億九千九百六十万五千円、茨城県桜川市 十九億七千七百六十一万八千円、茨城県神栖市 二十億八千四百四十万五千円、茨城県行方市 十七億八千八百六十万円、茨城県鉾田市 二十二億三千五百三十万五千円、茨城県つくばみらい市 十五億四千四百九十三万二千円、茨城県小美玉市 二十七億九千九百一十二万四千円、茨城県茨城町 十四億六千三百三十万五千円、茨城県大洗町 三億六千四百三十万五千円、茨城県城里町 十六億四千四百五十七万五千円、茨城県東海村 十六億四千四百五十七万五千円、茨城県大子町 七億三千八百四十四万五千円、茨城県美	浦村 十億六千二百九十二万二千円、茨城県阿見町 十二億九千六百六十万四千円、茨城県河内町 三億五千八百七十万円、茨城県八千代町 八億九千九百六十万円、茨城県五霞町 三億五千九百四十万四千円、茨城県境町 九億三千九百七十九万九千円、茨城県利根町 二億九千六百七十六万五千円、栃木県足利市 三十七億六千七百二十万四千円、栃木県栃木市 十七億五千三百三十万四千円、栃木県佐野市 四十五億八千六百六十万四千円、栃木県鹿沼市 四十億七千七百五十万四千円、栃木県日光市 六十六億八千三百七十万四千円、栃木県小山市 六十八億四千八百六十万四千円、栃木県真岡市 二十八億四千八百八十四万八千円、栃木県大田原市 四十二億八千一十万四千円、栃木県矢板市 十億六千八百八十万四千円、栃木県那須塩原市 百八億四千五百六十万四千円、栃木県さくら市 三十億四千六百九十七万三千円、栃木県那須烏山市 十四億二千二百一十七万九千円、栃木県西方町 二億七千八百七十万四千円、栃木県益子町 三億三千六百六十三万七千円、栃木県茂木町 十億八千五百二十万四千円、栃木県市貝町 二億七千五百五十万四千円、栃木県芳賀町 三億二千三百万四千円、栃木県壬生町 十五億四千四百八十万四千円、栃木県野木町 四億二千二十万四千円、栃木県大平町 十億五千三百七十九万五千円、栃木県藤岡町 五億九千六百四十万四千円、栃木県岩舟町 四億三千六百四十六万六千円、栃木県都賀町 七億三千二百五十万四千円、栃木県塩谷町 三億三千四百五十万四千円、栃木県高根沢町 五億三千四百七十万四千円、栃木県那須町 六億五千五百八十万
---	---	---	--

円、栃木県那珂川町 十二億九千九十六万九千 円、群馬県 千七億五千四百十万円、群馬県前 橋市 百五十八億八千八百十万円、群馬県高崎 市 百六十七億二千七百七十万円、群馬県桐生 市 六十二億四千六百六十万円、群馬県伊勢崎 市 九十一億六千二百八十万円、群馬県太田 市 百七億三千五百九十七万五千円、群馬県沼 田市 二十一億四千六百二十三万四千円、群馬 県館林市 二十三億八千七百三十万円、群馬県 渋川市 三十九億五千九百三十万円、群馬県藤 岡市 三十六億七千六百六十六万三千円、群馬 県富岡市 二十億七千二百二十万円、群馬県安中 市 十九億八百五十万円、群馬県みどり市 二 十四億八千三百七十万円、群馬県富士見村 八 億七千九百四十万円、群馬県榛東村 七億三千 百二十二万七千円、群馬県吉岡町 九億六千三百 万円、群馬県吉井町 七億三千三百三十五万 円、群馬県上野村 十四億二千三百六十万円、群馬 県神流町 一億四千五百三十三万四千円、群馬 県下仁田町 四億二千二百八十万円、群馬県南牧 村 一億四千四百三十六万四千円、群馬県甘楽町 三億七千八十万円、群馬県中之条町 六億四千 三百二十万円、群馬県長野原町 五億六千六百 十万円、群馬県嬬恋村 五億八百万円、群馬 県草津町 二億九百四十万円、群馬県六合村 一億五千九百九十九万四千円、群馬県高山村 一億五 千七百三十万円、群馬県東吾妻町 十三億六千 五百十万円、群馬県片品村 一億八千六百八十 万円、群馬県川場村 一億四千四百七十万円、 群馬県昭和村 一億四千二百八十万円、群馬	県みなかみ町 二十億四千九十万円、群馬県玉 村町 十二億二百七十万円、群馬県板倉町 二 億三千九百九十万円、群馬県明和町 九億千 二百六十六万六千円、群馬県千代田町 三億三千六百 三十万円、群馬県大泉町 九億五千七百七十 円、群馬県邑楽町 五億九千八百六十二万 円、群馬県川越市 百三十八億四千四百七十 円、埼玉県熊谷市 四十二億四千二百四十万 円、埼玉県川口市 百五億九千九百三十三万 円、埼玉県秩父市 二十七億七百七十八万五千 円、埼玉県所沢市 四十一億四百八十万円、埼玉県 飯能市 二十三億九百五十万五千円、埼玉県加須市 二十四億三千三百八十七万七千円、埼玉県本庄市 十五億九千九百九十九万七千円、埼玉県東松山市 七千五百七十七万八千円、埼玉県春日部市 七十 九億八千三百七十七万六千円、埼玉県狭山市 五 十五億六千六百二十八万八千円、埼玉県羽生市 十 五億八千八百四十八万八千円、埼玉県深谷市 四十 六億八千九百三十九万九千円、埼玉県草加市 七 十七億七千八百二十万五千円、埼玉県越谷市 五十 七億八千九百五十万五千円、埼玉県蕨市 十四億五千九 百八十万円、埼玉県入間市 二十二億八千四百 十二万九千円、埼玉県鳩ヶ谷市 三十億八千八 百二十八万八千円、埼玉県久喜市 二十一億六千六 百六十六万六千円、埼玉県八潮市 五十六億三千二百 三十万六千円、埼玉県富士見市 二十四億二千五百七 十二万三千円、埼玉県三郷市 四十億五千七百 九十万円、埼玉県蓮田市 十七億二千二百六十 二万四千円、埼玉県坂戸市 二十五億九千九百	七十一万七千円、埼玉県幸手市 七億四千七百 八十万円、埼玉県鶴ヶ島市 八億七千八百八十 三万九千円、埼玉県日高市 九億八千三百八十八万三千 円、埼玉県吉川市 十五億二千二百八十九万七 千円、埼玉県ふじみ野市 三十億二千六百四十 一万九千円、埼玉県三芳町 五億七千七百七十 九万五千円、埼玉県毛呂山町 五億五千二百九 十二万六千円、埼玉県越生町 一億六千七百八 十六万五千円、埼玉県滑川町 六億七千六百六 四万九千円、埼玉県嵐山町 六億六千三百五十八万 九千円、埼玉県小川町 七億六千八百三十万 円、埼玉県川島町 十億九千三百三十九万六千 円、埼玉県吉見町 五億五十三万九千円、埼玉県鳩 山町 三億六千七百五十万五千円、埼玉県ときがわ 町 八億三千七百八十九万八千円、埼玉県横瀬 町 四億三千三百九十一万四千円、埼玉県皆野 町 四億八千二百六十万六千円、埼玉県長瀬町 一 億七千二百三十六万七千円、埼玉県小栗野町 七億四千四百四十三万七千円、埼玉県東秩父村 一億六千八百八十万円、埼玉県美里町 三億四千百 九十万円、埼玉県神川町 四億五千二百三十八 万九千円、埼玉県上里町 七億二千二百五十四万八 千円、埼玉県寄居町 七億八千七万七千円、埼玉 県騎西町 六億五千二百七十七万三千円、埼玉 県北川辺町 四億九千九百五十八万五千円、埼玉 県大利根町 三億四千四百九十万円、埼玉県宮代 町 七億五千六百三十七万四千円、埼玉県白岡 町 十六億六千五百四十一万五千円、埼玉県菫 蒲町 五億二千五百二十一万九千円、埼玉県栗橋 町 四億二千六百五十四万九千円、埼玉県鷲宮	町 三億九千九百九十四万五千円、埼玉県杉戸 町 十二億二千四百十五万五千円、埼玉県松伏町 四億二千四百六十七万七千円、福岡県添田町 十一 億九千四百八十四万二千円 平成二十一年度において同意又は許可を得た 地方債の額 埼玉県 三千四百四十一億三千九 百七十万三千円、埼玉県さいたま市 七百六十 六億四千七百二十二万三千円、埼玉県鴻巣市 五十九億四千八百四十二万二千円、埼玉県上尾 市 七十六億八千二百二十万五千円、埼玉県朝霞 市 四十四億七千五百九十三万三千円、埼玉県志 木市 十五億六千二百九十九万七千円、埼玉県和 光市 十九億四千七百三十七万五千円、埼玉県 新座市 五十三億九千九百三十万五千円、埼玉県桶川 市 三十一億五千五百八十八万七千円、埼玉県北本 市 三十三億四千九百七十七万七千円、埼玉県伊奈 町 十一億六千六百九十七万八千円、埼玉県戸田 市 三十八億八千二百二十万五千円、滋賀県 千百十四 億九千九百九十九万九千九百九十九円、島根県松江 市 百六十九億七千二百六 十萬円、島根県浜田市 六十九億八千九百九十九 万七千円、島根県出雲市 百五十三億八千八百 八万五千円、島根県益田市 四十七億三千三百六十六 万五千円、島根県大田市 四十億円、島根県安 来市 四十六億二千五百五十万五千円、島根県江津市 三十八億八千七百七十万五千円、島根県雲南市 四十四 億三百三十万五千円、島根県東出雲町 二十四億九千 九百二十万五千円、島根県出雲町 三十六億五千四 百二十万九千円、島根県飯南町 十五億六千四百 十五万五千円、島根県斐川町 十五億七千八百四十五万
---	---	---	--

三千円、島根県川本町 五億二千九百四十万円、島根県美郷町 二十九億七千九百六十万円、島根県邑南町 二十二億八千六百三十万円、島根県津和野町 十億四千七十七万三千円、島根県吉賀町 十一億五千二百二十万円、島根県海士町 九億三千六百十萬九千円、島根県西ノ島町 九億百三十万円、島根県知夫村 五千五百十万円、島根県隠岐の島町 二十二億円、鳥取県 八百二十七億四百五十万円、鳥取県鳥取市 百二十一億九千九百九十七万七千円、鳥取県米子市 六十七億四千二百六十三万六千円、鳥取県倉吉市 二十九億九百四十四万八千円、鳥取県境港市 十五億八千四百八十五万九千円、鳥取県岩美町 六億四千八百二十万円、鳥取県若桜町 三億六千五百四十八万八千円、鳥取県八頭町 五億六千万円、鳥取県八頭町 十八億二千一百十万円、鳥取県三朝町 三億九千八百万円、鳥取県湯梨浜町 十四億九千六百三十二万六千円、鳥取県琴浦町 二十億九千七百十六万四千円、鳥取県北栄町 十四億六千九百三十五万四千円、鳥取県日吉津村 二億六千七百五十五千円、鳥取県大山町 十二億四千九百万円、鳥取県南部町 十二億千六百三十万円、鳥取県伯耆町 四億千六百四十万円、鳥取県日南町 六億八千九百五十八万六千円、鳥取県日野町 一億七千四百七十五万五千円、鳥取県江府町 三億七千四百五十万円、岡山県 千三百六億三百万円、岡山県岡山市 三百六十五億五万八千円、岡山県倉敷市 二百二十四億五千六百十二万円、岡山県津山市 七十四億四千三百三十万九千円、岡山	県玉野市 三十九億八千四十九万九千円、岡山県笠岡市 二十一億八千九百九十九万九千円、岡山県井原市 二十六億二千四百七十二万三千円、岡山県総社市 二十六億三千四百四十八万九千円、岡山県高梁市 二十八億三千七百四十四万三千円、岡山県新見市 四十七億九千九百五十万九千円、岡山県前市 二十九億六千三百七十七万七千円、岡山県瀬戸内市 四十六億七千五百二十四万五千円、岡山県赤磐市 二十六億二千七百九十二万七千円、岡山県真庭市 三十七億七千九百五十六万七千円、岡山県美作市 四十六億五千四百二十三万六千円、岡山県浅口市 十五億五千五百三十三万四千円、岡山県和気町 二十億六千五百五十三万七千円、岡山県早島町 十億二千九百二十一万七千円、岡山県里庄町 六億九千七百八十六万三千円、岡山県矢掛町 十二億四千二百八十五万五千円、岡山県新庄村 一億八千二百八十二万五千円、岡山県鏡野町 十四億七千三百五十五万五千円、岡山県勝央町 四億六千五百七十六万二千円、岡山県奈義町 八億六千二百七十七万九千円、岡山県西粟倉村 二億五百九十一万九千九百九十九円、岡山県久米南町 八億二千二百二十五万六千円、岡山県美咲町 十六億八千二百三十三万六千円、岡山県吉備中央町 六億三千二百五十三万四千円、広島県 千九百三十八億七千七百七十二万九千九百九十九円、広島県広島市 千二十一億三千四百七十七万八千円、広島県呉市 百七十七億四千九百七十七万八千円、広島県竹原市 二十六億七千八百五十万七千円、広島県三原市 五十六億六千二百一十七万七千円、広島県尾道市 六十九億五千二百	万円、広島県福山市 二百五十二億八千二百九十二万六千円、広島県府中市 三十億九千万円、広島県三次市 百三億三百六十五万九千円、広島県庄原市 五十億二千六百六十五万九千円、広島県大竹市 二十九億二千三百四十万九千円、広島県東広島市 百二十七億七千八百八十万九千円、広島県廿日市市 六十一億八千四百七十九万八千九百九十九円、広島県安芸高田市 二十八億三千五百六十六万四千円、広島県江田島市 二十一億六千八百八十九万四千円、広島県府中町 三十二億二千二百三十三万四千円、広島県海田町 十三億四千二百一十萬円、広島県熊野町 八億二千七百三十一万二千円、広島県坂町 八億九千二百八十八万九千九百九十九円、広島県安芸太田町 八億五千七百七十四万三千九百九十九円、広島県北広島町 二十億八千九百九十九万九千九百九十九円、広島県大崎上島町 十二億三千八百二十二万二千九百九十九円、広島県世羅町 十七億七千九百九十九万九千九百九十九円、広島県石高町 十九億八千五百二十万九千九百九十九円、山口県 千四百四十二億五千九百九十二万四千九百九十九円、山口県下関市 百七十一億二千五百四十六万九千九百九十九円、山口県宇部市 八十一億六千二百二十万九千九百九十九円、山口県山口市 百四十五億四千四百二十一万八千九百九十九円、山口県萩市 四十八億九百八十四万九千九百九十九円、山口県防府市 八十三億六千五百八十八万五千九百九十九円、山口県下松市 二十二億二千三百九十万九千九百九十九円、山口県岩国市 四十八億二千四百五十万九千九百九十九円、山口県光市 二十三億五千五百二十万九千九百九十九円、山口県長門市 二十九億三千三百五十六万二千九百九十九円、山口県柳井市 十三億三千三百五十九万九千九百九十九円、山口県美祢市 二十億七千六百八十八万九千九百九十九円、山口県周南市 百四十一億五千二百四十三万六千九百九十九円、山口県山陽小野田市 四十八億八千八百九十九万九千九百九十九円、山口県周防大島町 四十七億九百四十五万七千九百九十九円、山口県和木町 四億七千四百四十万九千九百九十九円、山口県上関町 二億四千七百六十万九千九百九十九円、山口県田布施町 六億七千二百七十五万九千九百九十九円、山口県平生町 六億五千七百三十九万五千九百九十九円、山口県阿武町 三億三千七百二十万九千九百九十九円、愛知県 五千七百五十五億七千四百九十万九千九百九十九円、愛知県名古屋 千八百九十四億三千二百万九千九百九十九円、大分県 千三百三十三億三千三百万九千九百九十九円、大分県大分市 二百四十六億九千三百六十八万二千九百九十九円、大分県別府市 四十一億六千九百四十三万五千九百九十九円、大分県中津市 七十八億三千八百六十六万九千九百九十九円、大分県日田市 六十六億四千六百六十六万九千九百九十九円、大分県佐伯市 七十五億三千八百四十三万六千九百九十九円、大分県臼杵市 三十八億六千九百四十万九千九百九十九円、大分県津久見市 十四億七千五百五十四万七千九百九十九円、大分県津久市 二十八億四千七百四十七万九千九百九十九円、大分県豊後高田市 二十二億八千二百四十五万九千九百九十九円、大分県杵築市 三十億四千二百二十二万六千九百九十九円、大分県宇佐市 三十七億三千四百五十九万九千九百九十九円、大分県豊後大野市 三十二億七千五百三十三万六千九百九十九円、大分県由布市 十九億七千七百六十四万五千九百九十九円、大分県国東市 二十八億八千八百五十五万九千九百九十九円、大分県姫島村 一億七千五百七十七万九千九百九十九円、大分県日出町 十一億三千四百五十二万六千九百九十九円、大分県九重町 三億九千七百七十七万九千九百九十九円、大分県玖珠町 六億七千四百五十万九千九百九十九円、大阪府 大阪府 二千四百二億三千八百八十九万九千九百九十九円
---	--	---

三千円、岩手県 千二百八十六億九千三百三十五万二千円、岩手県盛岡市 百五十一億三千九百五十万円、岩手県紫波町 十四億八千三百九十一万円、岩手県矢巾町 十億五千六十万円、神奈川県開成町 十九億四千九百九十万円、北海道乙部町 五億九千九百三十一万二千円、神奈川県 三千五百五十九億九千六百六十五万二千円、神奈川県横浜市 二千三百九十四億四千二百万円、神奈川県川崎市 千二百二十億五千五百円、愛媛県 千四百四十億三千九百七十三万七千円、愛媛県松山市 百九十九億三千五百七十七万二千円、愛媛県東温市 三十三億二千九百九十九万六千円、愛媛県久万高原町 九億二千六百二十万円、愛媛県内子町 十三億百六十二万三千円、大阪府 四千一億三千六百六十五万円、神奈川県 八百六十億五千五百四十万、長野県 千七百三十九億九千四百二十二万四千円、長崎県 千三百六十五億八千八百二十一万四千円、佐賀県 九百三十九億九千六百二十五万二千円、東京都 七千五百億六千二百六十七万四千円、東京都千代田区 零円、東京都中央区 零円、東京都港区 零円、東京都新宿区 十三億千万円、東京都文京区 零円、東京都台東区 二十一億七千二百万円、東京都墨田区 二十三億五百万円、東京都江東区 十五億二千二百万円、東京都品川区 七億四百三十万、東京都目黒区 十一億二千万円、東京都大田区 二十八億二千万円、東京都世田谷区 六十一億五千三百万円、東京都渋谷区 零円、東京都中野区 二百四十一億八千八百万円、東京都杉並区 零

円、東京都豊島区 十一億二千七百六十万円、東京都北区 三十四億二百五十万、東京都荒川区 十一億五百万円、東京都板橋区 三十一億五千万円、東京都練馬区 六十二億四千八百万円、東京都足立区 六十七億八千万円、東京都葛飾区 十七億七千八百万円、東京都江戸川区 十五億円、東京都八王子市 百五十六億五千三百万円、東京都立川市 五十三億七千五百三十万、東京都武蔵野市 十億八千三百三十万、東京都三鷹市 三十四億九千五百六十万円、東京都青梅市 六十七億六十六万三千円、東京都昭島市 十六億三千二百八十万円、東京都調布市 十九億四千五百五十万、東京都町田市 七十八億三千三百六十万円、東京都小金井市 二十四億三千二百四十万、東京都小平市 二十四億五千四百六十万、東京都日野市 二十五億三千八百十万円、東京都東村山市 三十六億六千二百七十二万三千円、東京都国分寺市 四億八千八百五十万、東京都国立市 十八億二千九百六十五万五千円、東京都福生市 一億八千九百八十万円、東京都狛江市 十九億八千二百九十万円、東京都東大和市 十九億四千六百六十二万三千円、東京都清瀬市 二十五億七千八百四十万、東京都東久留米市 二十七億九千六百三十七万、東京都武蔵村山市 十一億四千二百二十万、東京都多摩市 十億八千七百六十万円、東京都稲城市 十四億八千八百万円、東京都羽村市 七億三百八十万円、東京都あきる野市 二十一億六千八百八十

万七千円、東京都西東京市 六十六億四百八十四万八千円、東京都瑞穂町 四億八千三百八十万円、東京都日の出町 二億九千七百七十五万八千円、東京都檜原村 四億五百六十一万八千円、東京都奥多摩町 七億二千九百三十三万二千円、東京都大島町 二億五千六百八十七万九千円、東京都利島村 二千九百万円、東京都新島村 二億四千六百七十七万、東京都神津島村 一億九千六十八万、東京都三宅村 三億二千八百二十七万七千、東京都御蔵島村 三千六百五十万、東京都八丈町 五億三千五百五十七万九千、東京都青ヶ島村 零円、東京都小笠原村 五億八千八百九十万、神奈川県横須賀市 二百四十一億四百一十一万七千、神奈川県鎌倉市 六十八億八千九百五十万、神奈川県逗子市 十五億七千三百三十万、神奈川県三浦市 二十二億四千七百六十九万九千、神奈川県葉山町 八億四千四百九十九万八千、栃木県 千三百三十七億二千五百六十万、栃木県宇都宮市 二百十六億四千九百十万、栃木県上三川町 十九億七千八百十万、栃木県下野市 二十二億二千八百五十万、茨城県 二千六百二十五億五千五十万、茨城県水戸市 二百七十万、茨城県日立市 五十八億六千六百万、茨城県土浦市 六十六億三千七百万、茨城県古河市 百五十五億六千六百二十万五千円、茨城県石岡市 四十一億二千九百二十万、茨城県龍ヶ崎 二十六億二千七百万、茨城県下妻市 二十億三千三百三十五万、

茨城県常総市 四十九億七千六百一十六万、茨城県常陸太田市 三十六億四千九百六十万、茨城県高萩市 十二億五千四十万、茨城県北茨城市 十四億八千五百五十五万六千、茨城県笠間市 四十七億四千四百七十八万、茨城県取手市 四十六億五千四百四十万、茨城県牛久市 三十三億七千九百五十四万七千、茨城県つくば市 百三十七億八千六百二十六万、茨城県ひたちなか市 八十八億四千二百二十万、茨城県鹿嶋市 二十六億九千二百六十万、茨城県潮来市 十九億四千三百三十九万三千、茨城県守谷市 四億二千八十万、茨城県常陸大宮市 二十九億四千八百六十六万、茨城県那珂市 二十五億四千七百六十八万八千、茨城県筑西市 五十七億三千三百三十万、茨城県坂東市 二十六億九千七百七十万、茨城県稲敷市 二十九億六千五百六十四万九千、茨城県かずみがうら市 二十二億六千四百三十万、茨城県桜川市 二十二億九千九百八十八万、茨城県神栖市 二十二億三千三百七十万、茨城県行方市 二十二億九千六十万、茨城県鉾田 三十三億六千三百三十万、茨城県つくばみらい市 十五億八千三百八十八万五千、茨城県小美玉市 四十五億八千九百二十万、茨城県茨城町 十五億六千九百八十万、茨城県大洗町 六億四千四百九十九万、茨城県城里町 十六億九千二百五十万、茨城県東海村 十四億六千四百四十万、茨城県大子町 十四億二千六百八十七万、茨城県美浦村 七億九千八百八十五万九千、茨城県阿見町 十八億九千三

百三十万円、茨城県河内町 三億五千九百九十万円、茨城県八千代町 十三億六千八百八十八万円、茨城県五霞町 二億九千三百五十万円、茨城県境町 十一億二千九百七十一万四千円、茨城県利根町 三億七千八百九千円、栃木県足利市 四十二億三千七百四十万円、栃木県栃木市 五十一億八百五十九万七千円、栃木県佐野市 四十九億二千八百七十万円、栃木県鹿沼市 四十七億三千七十万円、栃木県日光市 七十六億千八百八十万円、栃木県小山市 八十二億千六百二十万円、栃木県真岡市 二十八億六千九百九十九万五千円、栃木県大田原市 六十三億七千三千万円、栃木県矢板市 十六億六千六百五十万円、栃木県那須塩原市 六十七億六千二十万円、栃木県さくら市 三十九億三千八十六万三千円、栃木県那須烏山市 十七億九千九十万円、栃木県西方町 二億九千九百七十万円、栃木県益子町 四億五千九百五十五万八千円、栃木県茂木町 五億七千二百万円、栃木県市貝町 四億五百二十万円、栃木県芳賀町 二億三千二百五十万円、栃木県壬生町 十億八千五百六十万円、栃木県野木町 六億九千四百二十万円、栃木県岩舟町 五億七千七百九十万円、栃木県塩谷町 三億千六百万円、栃木県高根沢町 五億四百六十万円、栃木県那須町 八億八千八百六十万円、栃木県那珂川町 九億四千六百三十七万六千円、群馬県 千三百四十三億五千九百三十五万五千円、群馬県前橋市 百六十一億三千七百四十四円、群馬県高崎市 百七十三億九千九百六十万円、群馬県桐生市 六十九億七千九百万円、群馬県伊勢崎市 七十六億二百七十万円、群馬県太田市 百二十億五百七十七万三千円、群馬県沼田市 十八億七千六百七十九万九千円、群馬県館林市 十五億七千三百四十万円、群馬県渋川市 四十九億六千五百五十万円、群馬県藤岡市 三十七億三十四万四千円、群馬県富岡市 十二億八千二百三十万円、群馬県安中市 三十一億三千六百十万円、群馬県みどり市 二十億九百四十万円、群馬県榛東村 八億二千九百八十万円、群馬県上野村 八億六千四百四十万円、群馬県神流町 一億七千四百四十七万九千円、群馬県下仁田町 八億五千四百四十万円、群馬県南牧村 二億三千七百六十六万四千円、群馬県甘楽町 三億七千八百八十万円、群馬県中之条町 九億六千六百五十七万七千円、群馬県長野原町 七億五千三百九十万円、群馬県嬬恋村 四億三千九百万円、群馬県草津町 六億二千二百四十万円、群馬県高山村 二億七千五百五十万円、群馬県東吾妻町 十億七千万円、群馬県片品村 三億二千八百八十万円、群馬県川場村 二億三百四十万円、群馬県昭和村 二億五千四百三十九万九千円、群馬県みなかみ町 二十六億四千四百十万円、群馬県玉村町 十八億九千万円、群馬県板倉町 三億七千七百十万円、群馬県明和町 六億六千四百九十九万九千円、群馬県千代田町 五億九千六百八十万円、群馬県大泉町 十一億五千三百九十万円、群馬県邑楽町 七億四千五百六十万円、埼玉県 百八十三億九千七百四十万円、埼玉県熊谷市 五十億	七千七百十万円、埼玉県川口市 百四十億一萬六千円、埼玉県行田市 二十六億九千四百三十一万九千円、埼玉県秩父市 三十八億三千七百八十万円、埼玉県所沢市 五十七億四千五百五十二万三千円、埼玉県飯能市 二十五億九千四百二十万九千円、埼玉県加須市 三十一億六千五百十四万九千九百円、埼玉県本庄市 三十六億二千三百十万円、埼玉県東松山市 二十四億九千二百二十六万九千円、埼玉県春日部市 百五億八千八百三十四万八千円、埼玉県狭山市 五十一億七千六百六十七万八千円、埼玉県羽生市 十七億六千六百三十一万九千円、埼玉県深谷市 五十一億八千九百二十四万二千円、埼玉県草加市 百一億七千二百五十万九千円、埼玉県越谷市 八十九億四千九十万九千円、埼玉県蕨市 二十億三千三百六十万九千円、埼玉県入間市 三十五億三千三百九十七万三千円、埼玉県鳩ヶ谷市 三十九億五千四百九十六万九千九百円、埼玉県久喜市 五十四億八千八百二十七万六千九百円、埼玉県八潮市 八十二億六千九百三十万九千九百円、埼玉県富士見市 十九億六千四百六十六万九千五百九十五円、埼玉県三郷市 四十四億七千九百一十萬九千九百円、埼玉県蓮田市 十八億四千三百六十六万九千九百円、埼玉県坂戸市 三十一億九千二百四十万九千九百円、埼玉県幸手市 九億四千七十万九千九百円、埼玉県鶴ヶ島市 十一億八千九百三十三万二千九百九十五円、埼玉県高市 十一億五千三百三十三万三千九百九十五円、埼玉県ふじみ野市 二十二億三千三百三十三万七千九百九十五円、埼玉県三芳町 十二億三千六百七十七万三千九百九十五円、埼玉県毛呂山町 七億三千七百八十四万七千九百九十五円、	越生町 二億六千五百三十三万二千九百九十五円、埼玉県滑川町 十六億二千九百九十四万八千九百九十五円、埼玉県嵐山町 十二億九千三百七十七万九千九百九十五円、埼玉県小川町 十二億二千六百八十八万九千九百九十五円、埼玉県川島町 八億八千四百三十六万六千九百九十五円、埼玉県吉見町 五億三千八百三十三万二千九百九十五円、埼玉県鳩山町 七億二千七百九十三万三千九百九十五円、埼玉県ときがわ町 十五億六千二百六十八万七千九百九十五円、埼玉県横瀬町 七億八千九百五十五万八千九百九十五円、埼玉県皆野町 二億六千六百八十万九千九百九十五円、埼玉県長瀨町 四億六千六百六十五万九千九百九十五円、埼玉県小鹿野町 五億三千三百六十六万九千九百九十五円、埼玉県東秩父村 一億六千八百七十七万九千九百九十五円、埼玉県美里町 八億七千七百五十五万五千九百九十五円、埼玉県神川町 四億九千九百三十四万四千九百九十五円、埼玉県上里町 九億三千六百四万九千九百九十五円、埼玉県寄居町 七億五千五百六十一万三千九百九十五円、埼玉県宮代町 九億五百九十八万九千九百九十五円、埼玉県白岡町 十六億六千六百三十三万三千九百九十五円、埼玉県杉戸町 九億二千七百九十五万三千九百九十五円、埼玉県松伏町 十億二千三百二十一万七千九百九十五円、埼玉県添田町 九億六千九百三十万九千九百九十五円、平成二十二年度において同意又は許可を得た地方債の額 埼玉県 三千六百九十九億七十七万八千九百九十五円、埼玉県さいたま市 六百八十二億七千三百七十七万九千九百九十五円、埼玉県鴻巣市 四十九億二千八百五十八万六千九百九十五円、埼玉県上尾市 五十八億五千五百八十五万九千九百九十五円、埼玉県朝霞市 十九億七千七百五十三万九千九百九十五円、埼玉県志木市 十二億五千三百五十三万七千九百九十五円、埼玉県和光市 十二億九千九百五十七万九千九百九十五円、埼玉県新座市 三十三億九千九百
---	---	--

九十万円、埼玉県桶川市 二十億二千二百四十 五万円、埼玉県北本市 二十一億七千九百十 二万二千元、埼玉県伊奈町 十四億五千六百七 十八万円、埼玉県戸田市 二十三億三千八百 七十万円、滋賀県 九百六十八億四千九百九十 万円、島根県 九百五十三億八千二百五十六万四 千元、島根県松江市 百八十六億三千五百三十 万四千元、島根県浜田市 三十九億四千三百二 十万円、島根県出雲市 九十二億九千五百四十 万円、島根県益田市 三十七億二千二百十四万 五千元、島根県大田市 二十四億二千九百七十 万円、島根県安来市 三十億四千六百二十万 円、島根県江津市 十六億五千九百九十九万 島根県雲南市 二十五億五千四百七十万円、島 根県東出雲町 十八億四千四百五十万円、島根 県出雲町 十六億三千八百八十四万六千元、島根 県飯南町 九億二千三百三十万円、島根県斐川 町 零円、島根県川本町 二億二千四百六十万 円、島根県美郷町 五億三千二百九十万円、島 根県邑南町 十一億五百五十万円、島根県津和 野町 九億四千二百二十万円、島根県吉賀町 六億四千二百九十万円、島根県海士町 三億二 千二百七十二万二千元、島根県西ノ島町 六億 二千三百五十万円、島根県知夫村 四千九百二 十二万円、島根県隠岐の島町 十二億六千九百 七十万円、鳥取県 七百億六千二百二十七万三 千円、鳥取県鳥取市 百二十八億九千七百六十 四万千元、鳥取県米子市 三十九億百三十万 円、鳥取県倉吉市 三十八億七千六十八万円、鳥 取県境港市 十一億六千五百二万九千元、鳥	取県岩美町 三億六千五百四十万円、鳥取県若 桜町 一億八千六百八十八万七千元、鳥取県智頭 町 五億四千四百九十万円、鳥取県八頭町 八 億五百七十万円、鳥取県三朝町 三億七十万 円、鳥取県湯梨浜町 十一億六千四百十四万四 千元、鳥取県琴浦町 二十一億六千五百五十二万 四千元、鳥取県北栄町 十三億二千六十万円、 鳥取県日吉津村 二億四千四百五十七万六千元、 鳥取県大山町 七億七千九百七十万円、鳥取県 南部町 六億五千五百二十万円、鳥取県伯耆 町 五億二千五百七十万円、鳥取県日南町 二 億二千八百三十三万四千元、鳥取県日野町 一 億八千七十七万七千元、鳥取県江府町 二億四千 七百五十七万五千元、岡山県 千百三十三億三 千二百万円、岡山県岡山市 二百七十二億四千 六百十二万六千元、岡山県倉敷市 百九十八億 六千六百六十万円、岡山県津山市 三十二億四 百六十万円、岡山県玉野市 三十七億六千七百 九十四万千元、岡山県笠岡市 十二億七千七百 十万円、岡山県井原市 八億七千二百九十万 円、岡山県総社市 十四億七千三百九十万円、 岡山県高梁市 九億千八十八万円、岡山県新見 市 十四億三千九百二十万円、岡山県備前市 十四億四千三百七十万円、岡山県瀬戸内市 十 四億六千八百万円、岡山県赤磐市 二十二億二 千五百四十四万九千元、岡山県真庭市 十五億 九千七百七十万円、岡山県美作市 二十五億六 千四百五十九万七千元、岡山県浅口市 十六億 千九百九十万円、岡山県和気町 八億二千九十九 四千元、岡山県早島町 四億九千五百九十九万七	円、岡山県里庄町 三億三千七百四十万円、岡 山県矢掛町 七億七千二百七十万二千元、岡山 県新庄村 二千六百六十万円、岡山県鏡野町 四 億六千九百九十万円、岡山県勝央町 二億五千四百 四十万円、岡山県奈義町 三千四百四十万円、 岡山県西粟倉村 一億千七百七十万二千元、岡山 県久米南町 六千五百三十万円、岡山県美咲 町 八億八千三百三十七万三千元、岡山県吉備 中央町 五億九千九百七十九万円、広島県 千 七百八億三千七百四十万円、広島県広島市 千三 億九千八百二十四万八千元、広島県呉市 百七 十七億四千五百六十万円、広島県竹原市 九億 六千九百九十八万三千元、広島県三原市 百八 億八千五百九十万円、広島県尾道市 五十五億 七千五百六十万円、広島県福山市 二百二十三 億九千七百四十五万六千元、広島県府中市 三 十四億七千六百三十万円、広島県三次市 六十 二億六千六百六十九万円、広島県庄原市 三十一 億八千九百三十二万四千元、広島県大竹市 二 十一億八千八百万円、広島県東広島市 百十二 億五千六百七十万円、広島県廿日市市 六十二 億九千七百九十四万八千元、広島県安芸高田 市 四十一億八千七十七万円、広島県江田島市 十四億千六百二十三万七千元、広島県府中町 十 二十三億三千九百三十万円、広島県海田町 十 億二千九百五十万円、広島県熊野町 九億五千 八百二十六万二千元、広島県坂町 五億五千三 百三十六万六千元、広島県安芸太田町 五億二 千二十六万六千元、広島県北広島町 十三億六千 八百八十万円、広島県大崎上島町 十億四千七	百万円、広島県世羅町 八億四千四百七十一万八 千元、広島県神石高原町 八億二千三百九十万 円、山口県 千百三十七億七千三百二十二万 円、山口県下関市 百六十三億二千五百六十万 円、山口県宇部市 七十八億八千八百九十万 円、山口県山口市 百十八億四千四万円、山口県 萩市 四十一億八千六百三十万円、山口県防府 市 五十億九千七百四十万円、山口県下松市 二十一億五千三百七十万円、山口県岩国市 六 十一億九千二百七十万円、山口県光市 二十九 億五千万円、山口県柳井市 十五億九千三百九 十一万七千元、山口県美祢市 十一億六千九百四 十万円、山口県周南市 百四十九億二千二百九 十八万五千元、山口県山陽小野田市 四十億三 千八百五十万円、山口県周防大島町 三十一億 三千二百六十万円、山口県和木町 一億二百九十 万円、山口県上関町 一億四千九百九十万円、山 口県田布施町 八億四千三百六十三万五千元、 山口県平生町 六億八百七十一万八千元、山口 県阿武町 一億七千九百九十万円、愛知県 四千 六億七千九百九十九万円、愛知県名古屋市中 九千九百九十九万円、大分県 九百三十六億六百万 円、大分県大分市 二百九億七千七百万円、大分 県別府市 三十九億八千九百五十二万円、大分 県中津市 五十四億九百九十三万五千元、大分 県日田市 五十八億五千九百九十一万千元、大 分県佐伯市 五十億千十万円、大分県臼杵市 二十七億九百九十九万円、大分県津久見市 七億八百 八十万円、大分県竹田市 十二億二千二百八十
--	--	--	--

万円、大分県豊後高田市 十六億三百二十万円、大分県杵築市 十七億七百二十万四千円、大分県宇佐市 二十六億七千三百六十六万六千円、大分県豊後大野市 三十三億千九百九十万八千円、大分県由布市 二十億七千三千万円、大分県国東市 二十億七百七十八万四千円、大分県姫島村 九千七百八十六万円、大分県日出町 十五億百二十三万五千円、大分県九重町 三億四千六百二十万円、大分県玖珠町 四億八千三百万円、大阪府大阪市 千八百六十一億九千九百万円、岩手県 千六百六十六億八千八百万円、岩手県盛岡市 百三十七億九千六百四十二万八千円、岩手県紫波町 十三億七千八百七十三万三千円、岩手県矢巾町 十四億四千四百六十万円、神奈川県開成町 三億四千六百八十万円、北海道乙部町 二億四千九百六十一万八千円、神奈川県 三千四百八十六億五千三百八十八万八千円、神奈川県横浜 千八百七億二千六百万円、神奈川県川崎市 千三十一億九千万円、愛媛県 九百六十一億五千四百六十七万七千円、愛媛県松山市 百八十二億三千四十万、愛媛県高松市 十六億四千三百二十万、愛媛県内子町 七億八百二十二万八千円、大阪府 四千三百三十三億九千九百六十四万四千円、神奈川県 八百八十八億七千六百九十九万四千円、長野県 千三百九十四億五千六百四十万、長崎県 千九十一億三千九百八十五万六千、佐賀県 八百億五千四百七十六万七千、東京都 六千八百八十九億三千七百六十七万八千、東京都千代田区 零円、	東京都中央区 六億九千五百万円、東京都港区 零円、東京都新宿区 一億八千万円、東京都文京区 零円、東京都台東区 零円、東京都墨田区 三十五億円、東京都江東区 五億円、東京都品川区 十一億七千二百万円、東京都目黒区 八億六千八百万円、東京都大田区 十五億円、東京都世田谷区 二十九億四千二百万円、東京都渋谷区 八億八百万円、東京都中野区 六十三億九千三百万円、東京都杉並区 零円、東京都豊島区 二十四億三千二百万円、東京都北区 零円、東京都荒川区 十四億八百万円、東京都板橋区 三十六億二千二百万円、東京都練馬区 四十八億七千万円、東京都足立区 四十九億九千万円、東京都葛飾区 零円、東京都江戸川区 零円、東京都八王子市 百三十億七千三百万円、東京都立川市 二十九億四千七百二十万、東京都武蔵野市 十二億二千四百五十万、東京都三鷹市 三十四億七千八百四十万、東京都青梅市 七十二億八千三百六十万円、東京都府中市 二十三億五千五百万、東京都昭島市 三十六億六千九百三十万、東京都調布市 十九億四千三百四十万、東京都町田市 百八億九千九百七十万、東京都小金井市 四十二億七千六百七十万、東京都小平市 二十三億九千七百五十万、東京都日野市 五億八千五百四十万、東京都東村山市 四十九億九千九百九十一万三千、東京都国分寺市 零円、東京都国立市 二十三億五千八百七十九万三千、東京都福生市 六億四千九百三十万、東京都狛江市 二十六億六千九百九十万	円、東京都東大和市 二十五億五千九百十四万円、東京都清瀬市 二十一億三千三百六十万、東京都東久留米市 二十七億四千四百十五万六千円、東京都武蔵村山市 十三億八百三十万、東京都多摩市 七億八千八百四十万、東京都稲城市 十六億七千六百七十万、東京都羽村市 九億四千四百万、東京都あきる野市 二十八億九千五百五十二万五千、東京都西東京市 九十八億二千六百五十七万八千、東京都瑞穂町 八億二百九十万、東京都日の出町 四億七千六百十三万九千、東京都檜原村 一億三千五百二十九万六千、東京都奥多摩町 二億七千三百七十一万六千、東京都大島町 五億三千六百八万四千、東京都利島村 三千二百五十万、東京都新島村 一億六千七百八十万、東京都神津島村 七千八百万、東京都三宅村 一億九百九十八万六千、東京都御蔵島村 三千九百九十万、東京都八丈町 八億二千七百四十一万七千、東京都青ヶ島村 零円、東京都小笠原村 三億四千四百万、神奈川県横須賀市 四十九億四千四百三十三万、神奈川県鎌倉市 百二億三千七十万、神奈川県逗子市 十二億五千五百四十万、神奈川県三浦市 百二十六億七千三百六十万、神奈川県葉山町 零円、栃木県 千二百六十億五千七百四十万、栃木県宇都宮市 百二十一億九千万、栃木県上三川町 三億九百九十万、栃木県下野市 十五億四千二百二十万、茨城県 二千三百八十九億四千七百六十六万四千、茨城県水戸市 百二十二億九千万	円、茨城県日立市 六十億九千二百二十万、茨城県土浦市 六十六億五千五百万、茨城県古河市 九十九億八千二百五十万、茨城県石岡市 二十五億七千七百十万、茨城県結城市 十六億五千六十万、茨城県龍ヶ崎市 十五億六千五百八十九万、茨城県下妻市 二十五億五千八百八十九万九千、茨城県常総市 三十五億五千三百三十一万、茨城県常陸太田市 二十七億九千八百五十万、茨城県高萩市 十三億六千八百万、茨城県北茨城市 十二億八千四百八十万、茨城県笠間市 三十八億二千八百三十四万四千、茨城県取手市 四十四億九千五百九十万、茨城県牛久市 十八億八千六百三十万、茨城県つくば市 五十五億六千六百六十万、茨城県ひたちなか市 百一億七千五百三十万、茨城県鹿嶋市 二十億六千万、茨城県潮来市 十七億二千六百六十六万、茨城県守谷市 零円、茨城県常陸大宮市 十億二千百万、茨城県那珂市 二十八億八千五百二十四万三千、茨城県筑西市 四十三億九千四百五十万、茨城県坂東市 二十九億七千二百二十万、茨城県稲敷市 二十八億九千五百七十一万九千、茨城県かすみがうら市 二十一億四千二百万、茨城県桜川市 二十二億三千九十万、茨城県神栖市 二十二億三千七百三十万、茨城県行方市 十八億七千四百二十万、茨城県銚田市 三十六億七千二百二十万、茨城県つくばみらい市 二十四億六千三百七十万、茨城県小美玉市 三十八億九百三十三万、茨城県茨城町 十一億三千七十万
---	---	---	--

茨城県大洗町 十一億四百五十万円、茨城県城里町 十八億二千四十万円、茨城県東海村 五億二千五百五十万円、茨城県大子町 四億九千四百四十六万七千円、茨城県美浦村 一億七千四百九十万円、茨城県阿見町 十三億三千八百八十万円、茨城県河内町 三億三千五百万円、茨城県八千代町 八億百二十二万四千円、茨城県五霞町 一億三千十万円、茨城県境町 十億四千九百六十万円、茨城県利根町 四億二千五百七十五万円、栃木県足利市 四十四億八千七百十万円、栃木県栃木市 五十一億三千八百八十万円、栃木県佐野市 三十二億六千二百二十万円、栃木県鹿沼市 五億四千六百五十万円、栃木県日光市 四十一億三千二十万円、栃木県小山市 五十六億五千六百四十万円、栃木県真岡市 二十八億六千三百二十万円、栃木県大田原市 三十一億九千八百七十万円、栃木県矢板市 九億九千五百万円、栃木県那須塩原市 二十二億八千六百四十万円、栃木県さくら市 二十三億五千七十万円、栃木県那須烏山市 八億七千一百十万円、栃木県西方町 一億八千九百四十万円、栃木県益子町 六億四千六百十五万二千円、栃木県茂木町 五億五千八百二十万円、栃木県市貝町 三億五千三百七十万円、栃木県芳賀町 三億八千八百万円、栃木県壬生町 十一億七千五百五十万円、栃木県野木町 七億七千四百八十万円、栃木県岩舟町 六億八百五十万円、栃木県塩谷町 二億八千二百万円、栃木県高根沢町 四億四千四百四十万円、栃木県那須町 十一億二千百万円、栃木県那珂川町 七千

八百万円、群馬県 千百五億八千六百四十九万九千円、群馬県前橋市 百八十三億七千七百九十万円、群馬県高崎市 百八十八億七千八百六十万円、群馬県桐生市 四十六億三千三百万円、群馬県伊勢崎市 四十二億七千六百五十万円、群馬県太田市 九十六億五千八百三十三万五千円、群馬県沼田市 十九億九千六百四十一万六千円、群馬県館林市 二十億九千五百五十万円、群馬県渋川市 四十七億八千三百九十万円、群馬県藤岡市 三十二億七千五百二十万六千円、群馬県富岡市 三億六千六百十万円、群馬県安中市 三十億三千二百五十万円、群馬県みどり市 十九億七千九百九十万円、群馬県榛東村 六億八千八百五十三万九千円、群馬県吉岡町 六億五千五百八十万円、群馬県上野村 零円、群馬県神流町 八百七十万円、群馬県下仁田町 三億六千五百五十万円、群馬県南牧村 一億三千七百二十七万二千円、群馬県甘楽町 四億四千七百七十万円、群馬県中之条町 八億八千九百九十万円、群馬県長野原町 五億二千二百万円、群馬県嬬恋村 五億九百九十万円、群馬県草津町 三億七千七百三十万円、群馬県高山村 一億二千七百三十万円、群馬県東吾妻町 十億六千五百二十万円、群馬県片品村 二億四千九百九十万円、群馬県川場村 二億七十万円、群馬県昭和村 一億九千三百百万円、群馬県みなかみ町 二十億二千七百二十万円、群馬県玉村町 十二億九千九百八十万円、群馬県板倉町 五億四千四百七十万円、群馬県明和町 五億五千三百二十万円、群馬県千代田町 六千四百九十万円、群馬県大泉町 九

億六千六百五十万円、群馬県邑楽町 七億二千四百四十万円、埼玉県川越市 六十九億七千三百六十万円、埼玉県熊谷市 四十八億七千二百二十万円、埼玉県川口市 百三十六億八千三百七十九万円、埼玉県行田市 十一億五千九百二十万円、埼玉県秩父市 二十六億八千二百七十二万九千円、埼玉県所沢市 五十七億八千四百二十二万三千円、埼玉県飯能市 四十四億三千三百三十八万六千円、埼玉県加須市 三十三億九千五百九十万円、埼玉県本庄市 三十三億八千七百七十万円、埼玉県東松山市 二十八億五千七百二十万七千五百円、埼玉県春日部市 百十億九千九百五十九万三千円、埼玉県狭山市 四十三億七千八百六十八万八千円、埼玉県羽生市 二十三億四千九百三十八万八千円、埼玉県深谷市 六十九億四千四百百万円、埼玉県草加市 七十四億七千六百二十万円、埼玉県越谷市 七十五億三千八百二十万円、埼玉県蕨市 十六億六百万円、埼玉県入間市 四十一億三千六百七十六万六千円、埼玉県鳩ヶ谷市 三十八億二千二百四十五万九千円、埼玉県久喜市 五十五億九千二百七十万円、埼玉県八潮市 三十七億七百四十万円、埼玉県富士見市 二十七億九千三百七十万円、埼玉県三郷市 四十二億二百三十万円、埼玉県蓮田市 十五億三千八百九十八万五千円、埼玉県坂戸市 十九億六千七百七十二万四千円、埼玉県幸手市 十四億三千六十万円、埼玉県鶴ヶ島市 十七億三千四百六十万円、埼玉県日高市 十七億六千六百七十三万四千円、埼玉県吉川市 十七億二千五百八十九万九千円、埼玉県ふじみ野

市 三十一億二千九百七十四万七千円、埼玉県三芳町 七億八千二百二十九万三千円、埼玉県毛呂山町 十二億八千四百八十七万五千円、埼玉県越生町 三億五千七百十五万六千円、埼玉県滑川町 四億七千五百九十八万五千円、埼玉県嵐山町 十一億二千九百九十九万四千円、埼玉県小川町 九億九千二百八十七万九千円、埼玉県川島町 六億四百六十七万七千円、埼玉県吉見町 八億六千五百二十二万三千円、埼玉県鳩山町 五億六千二百五十七万二千円、埼玉県ときがわ町 十一億五千五百五十四万四千円、埼玉県横瀬町 四億五千五百五十四万四千円、埼玉県皆野町 三億三千三百五十万円、埼玉県長瀬町 三億二千九十一万六千円、埼玉県小鹿野町 五億六千六百三十一万六千円、埼玉県東秩父村 一億四千二百四十万円、埼玉県神川町 三億八千五百七十万円、埼玉県上里町 七億八千二百二十万円、埼玉県寄居町 十億九千六百五十五万五千円、埼玉県宮代町 十一億三千三百三十三万三千円、埼玉県白岡町 十三億四千三百七十七万九千円、埼玉県杉戸町 十五億二百三十万七千円、埼玉県松伏町 七億二千二百四十九万六千円、福岡県添田町 四千三十万円

平成二十年年度補助金等交付額 埼玉県 千三百九十八万八千円、埼玉県さいたま市 一億二千九百六十一万九千円、埼玉県鴻巣市 六千三百五十一万八千円、埼玉県上尾市 二十二億八千五百万円、埼玉県朝霞市 零円、埼玉県志木市 五十万円、埼玉県和光市 三万九千円、埼玉県新座

市 零円、埼玉県桶川市 二百五十万円、埼玉 県北本市 九億九千六百七十六万五千円、埼玉 県伊奈町 千六百八十八万円、埼玉県戸田市 千三十五万九千円、滋賀県 三千五百一十一万六 千円、島根県 一億七千七百二十二万三千円、島 根県松江市 二十七億九千九百四十九万四千 円、島根県浜田市 十億二千五百六十四万二千 円、島根県出雲市 二十億九千四百五十五万五千 円、島根県益田市 六百万円、島根県大田市 八億 二千六百六十六万九千円、島根県安来市 六億 三千五百二十五万五千円、島根県江津市 二億八 百二十五万五千円、島根県雲南市 六億四千八百 円、島根県東出雲町 五百五十万円、島根県奥 出雲町 二億三千二百万円、島根県飯南町 六 千六百五十万円、島根県斐川町 九千五百五十 万円、島根県川本町 七百五十万円、島根県美 郷町 百万円、島根県邑南町 一億八千四百四十 円、島根県津和野町 九千二百八十万円、島根 県吉賀町 二千六百十八万円、島根県海士町 二百三十六万六千円、島根県西ノ島町 八百十 八万三千円、島根県知夫村 百二十万円、島根 県隠岐の島町 三千二百六十万円、鳥取県 六 百五十五万五千円、鳥取県鳥取市 二千九百四 十万円、鳥取県米子市 十六億四千三百九十五 万九千円、鳥取県倉吉市 七億四千四百四十三 千円、鳥取県境港市 五億二千二百万円、鳥取 県岩美町 一億九千三百五十万円、鳥取県若桜 町 五千三百六十八万円、鳥取県智頭町 一億 二千五百九十三万五千円、鳥取県八頭町 二億八 千六百九十四万八千円、鳥取県三朝町 八千五	百三十九万三千円、鳥取県湯梨浜町 二億六千 六百八十一万七千円、鳥取県琴浦町 二億九千 七百六十四万二千円、鳥取県北栄町 三億二千 百四十二万二千円、鳥取県日吉津村 四千七百萬 円、鳥取県大山町 二億七千万円、鳥取県南部 町 一億七千八百四十八万三千円、鳥取県伯耆 町 一億七千九百万円、鳥取県日南町 一億百 五十万円、鳥取県日野町 六千七百二十九万五 千円、鳥取県江府町 五千六百七十七万円、岡山 県 六百二十万円、岡山県岡山市 八千三百八 十一万九千円、岡山県倉敷市 千五百五十万三千 円、岡山県津山市 三千万円、岡山県玉野市 五十万円、岡山県笠岡市 零円、岡山県井原 市 一億九千九百九十九万四千円、岡山県総社 市 千九百万円、岡山県高梁市 二千二百七十 一万八千円、岡山県新見市 五千五百万円、岡 山県備前市 二百六十五万円、岡山県瀬戸内 市 九百四十一万三千円、岡山県赤磐市 百五 十万円、岡山県真庭市 千二百二十二万五千円、 岡山県美作市 四億七千六百六十万円、岡山県 浅口市 千二百六十万円、岡山県和気町 二千 四百六十三万六千円、岡山県早島町 九百三十 五万九千円、岡山県里庄町 零円、岡山県矢掛 町 二億三千二百万円、岡山県新庄村 千九百 三十四万円、岡山県鏡野町 二百一十四万七千 円、岡山県勝央町 二百九十四万四千円、岡山県奈 義町 八千六百九十万円、岡山県西粟倉村 二 千四百六十五万七千円、岡山県久米南町 二百 六十六万円、岡山県美咲町 三千九百三十七万 千円、岡山県吉備中央町 零円、広島県 百九	万九千円、広島県広島市 三百八十八万円、広島県 呉市 三千七百三十八万六千円、広島県竹原 市 二百七十四万三千円、広島県三原市 四千 七百六十六万五千円、広島県尾道市 二百万 円、広島県福山市 二千四百七十八万六千円、 広島県府中市 千九百三十三万九千円、広島県三次 市 八百一十一万七千円、広島県庄原市 千七百 八十二万八千円、広島県大竹市 百八十五万 円、広島県東広島市 四千六百三十三万七千円、 広島県廿日市市 五千三百三十二万五千円、広 島県安芸高田市 八千九百九十五万六千円、広 島県田島市 千四百万円、広島県府中町 零 円、広島県海田町 千三百三十八万八千円、広島県熊 野町 零円、広島県坂町 四百四十五万七千 円、広島県安芸太田町 零円、広島県北広島 町 一億五千七百七十一万九千円、広島県大崎上 島町 零円、広島県世羅町 四百二十七万円、 広島県神石高原町 零円、山口県 三百七十六 万三千円、山口県下関市 千四百六十三万九千 円、山口県宇部市 三千八百八十七万七千円、山 口県山口市 六千八百八十五万四千円、山口県萩 市 八億五千八百八十八万二千円、山口県防府 市 千六百二十七万五千円、山口県下松市 千 五百万円、山口県岩国市 一億二千万円、山口 県光市 八百八十六万四千円、山口県長門市 五 億八千九百三十万五千円、山口県柳井市 二億 千六百二十九万四千円、山口県美祿市 零円、山口 県周南市 八百万円、山口県山陽小野田市 零 円、山口県周防大島町 五百六十六万六千円、山 口県和木町 三百四十五万二千円、山口県上関	町 零円、山口県田布施町 五百万円、山口県 平生町 四百九十七万二千円、山口県阿武町 零円、山口県阿東町 零円、愛知県 二百八十 二万円、愛知県名古屋市 二億三千三百四十六 千円、大分県 三千一万六千円、大分県大分 市 四千六百四十六万九千円、大分県別府市 三千四百三十三万二千円、大分県中津市 三千 百二十二万三千円、大分県日田市 千五百二十 四万四千円、大分県佐伯市 三億八十万円、大分 県臼杵市 千六十万円、大分県津久見市 九百 五十八万九千円、大分県竹田市 四千八百九十 二万五千円、大分県豊後高田市 千五百万円、 大分県杵築市 三千九百三十三万五千円、大分県 宇佐市 三千六百四十一万五千円、大分県豊後 大野市 四千三百五十五万七千円、大分県由布 市 六千六百万円、大分県国東市 六千五百三 十二万七千円、大分県姫島村 四千七十五万五 千円、大分県日出町 五百万円、大分県九重町 三億四千七百六十四万四千円、大分県玖珠町 七 百二十三万三千円、大分県大分市 三億五千五百 万三千円、岩手県 一億五百三十六万六千円、岩手 県盛岡市 千七百四十八万九千円、岩手県紫波 町 四億四千二百九万九千円、岩手県矢巾町 三 億七千八百八十八万九千円、神奈川県開成町 五十五万四千円、北海道乙部町 六千三百四十 六万四千円、神奈川県 三百六十五万四千円、 神奈川県横浜市 一億三百三十三万三千円、神奈川 県川崎市 一億二百八十五万九千円、愛媛県 三百七十三万九千円、愛媛県松山市 五千九百 十二万二千円、愛媛県東温市 六百九十三万九
--	---	--	--

千円、愛媛県久万高原町 一億二千二百四十八万七千円、愛媛県内子町 三百八十三万円、大阪府 三十一万一千円、沖縄県 一億九千五百三十三万二千円、長野県 千五百三十三万五千円、長崎県 三千七百八十万二千円、佐賀県 一億千七百五十万円、東京都 四億八十二万八千円、東京都特別区 二百八十三億七千四百二十三万七千円、東京都八王子市 一億四千五百六十万九千円、東京都立川市 二十四億六千五百十五万九千円、東京都武蔵野市 十九億二千四百四十二万二千円、東京都三鷹市 十六億六千三百三十七万二千円、東京都青梅市 七百五十六万六千円、東京都府中市 三十四億五千七百九十七万六千円、東京都昭島市 二千五百五十四万二千円、東京都調布市 三十億六千六百三十五万四千円、東京都町田市 五十八億七千五百九十九万九千円、東京都小金井市 二百五十九万七千円、東京都小平市 二十五億六千二百七十三万三千円、東京都日野市 四千二百一十六万六千円、東京都東村山市 八千三百九十九万九千円、東京都国分寺市 百九万三千円、東京都国立市 四千三百七十四万四千円、東京都福生市 三百一十七万七千円、東京都狛江市 十億七千六百一十三万三千円、東京都東大和市 二百二十万九千円、東京都清瀬市 十億三千五百万円、東京都東久留米市 零円、東京都武蔵村山市 三百万円、東京都多摩市 零円、東京都稲城市 千八百八十万円、東京都羽村市 八億四千四百七十三万六千円、東京都あきる野市 二千三百七十四万五千円、東京都西東京市 千四百三十五万六千円、東京都瑞穂町 四億八千七百三十九万九千円、	東京都日の出町 二億二千七百九十万円、東京都檜原村 零円、東京都奥多摩町 一億五百四十七万二千円、東京都大島町 一億四千五百五十八万八千円、東京都利島村 四百七十四万五千円、東京都新島村 六十万円、東京都神津島村 百六十万円、東京都三宅村 千三百四十七万六千円、東京都御蔵島村 五百二十二万四千円、東京都八丈町 千九百九十万九千円、東京都青ヶ島村 二百五十四万四千円、東京都小笠原村 二百九十九万六千円、神奈川県鎌倉市 六十三万八千円、神奈川県鎌倉市 四百四十万、神奈川県逗子市 三千五百八十万二千円、神奈川県三浦市 五百九十四万九千円、神奈川県葉山町 四十二万二千円、栃木県 四百五十一万九千円、栃木県宇都宮市 三億八百四十八万六千円、栃木県上三川町 六百万円、栃木県下野市 一億六千六百三十六万五千円、茨城県 二十七万二千円、茨城県水戸市 千九百三十一万九千円、茨城県日立市 七億八千四百九十五万五千円、茨城県土浦市 千八百一十萬円、茨城県古河市 三百九十三万五千円、茨城県石岡市 五千二百三十万九千円、茨城県結城市 七百万円、茨城県龍ヶ崎 四百五十八万二千円、茨城県下妻市 三千七百七十七万九千円、茨城県常総市 千一百二十万九千円、茨城県常陸太田市 千九百九十三万九千円、茨城県高萩市 二百一十萬円、茨城県北茨城市 二百四十二万九千九百六十七万七千円、茨城県牛久市 千八百四十四万七千九百九十四円、茨城県ひたちなか市 千八百九十九万九千九百九十四円、	茨城県鹿嶋市 五億四千四百万円、茨城県潮来市 零円、茨城県守谷市 三十五万九千九百九十四円、茨城県常陸大宮市 三百二十万九千九百九十四円、茨城県筑西市 千一百二十二万九千九百九十四円、茨城県坂東市 九百三十八万九千九百九十四円、茨城県稲敷市 三百一十五万九千九百九十四円、茨城県かすみがうら市 六億三千二百七十七万九千九百九十四円、茨城県桜川市 四千六百六十六万九千九百九十四円、茨城県神栖市 五億二千九百九十四万九千九百九十四円、茨城県行方市 五億六千五百九十四万九千九百九十四円、茨城県つくばみらい市 二千三百四十四万九千九百九十四円、茨城県小美玉市 三千八百六十六万七千九百九十四円、茨城県茨城町 三百二十万九千九百九十四円、茨城県大洗町 四十一万八千九百九十四円、茨城県城里町 零円、茨城県東海村 三百三十九万九千九百九十四円、茨城県大子町 三億二千六百七十六万九千九百九十四円、茨城県美浦村 三百六十六万六千九百九十四円、茨城県阿見町 二百一十六万六千九百九十四円、茨城県河内町 千八百六十六万四千九百九十四円、茨城県八千代町 二百二十万九千九百九十四円、茨城県五霞町 零円、茨城県境町 零円、茨城県利根町 六十八万六千九百九十四円、栃木県足利市 六千六百九十七万七千九百九十四円、栃木県栃木市 三百四十万九千九百九十四円、栃木県佐野市 四千七十七万三千九百九十四円、栃木県鹿沼市 五千五百一十三万四千九百九十四円、栃木県日光市 五千五百一十三万四千九百九十四円、栃木県真岡市 九億四千七百七十六万八千九百九十四円、栃木県大田原市 五千五百三十七万三千九百九十四円、栃木県矢板市 三百五十万九千九百九十四円、栃木県那須塩原市 十六億四千二百八十八万八千九百九十四円、栃木県さくら市 二百一十萬九千九百九十四円、栃木県那須烏山市 八百三十万九千九百九十四円、栃木県西方町 四百一十萬九千九百九十四円、	二宮町 零円、栃木県益子町 三億五千二百九十八万九千九百九十四円、栃木県茂木町 三百一十三万九千九百九十四円、栃木県市貝町 三百一十萬九千九百九十四円、栃木県芳賀町 六十三万九千九百九十四円、栃木県壬生町 千八百一十萬九千九百九十四円、栃木県大平町 千三百一十萬九千九百九十四円、栃木県藤岡町 二百九十五万九千九百九十四円、栃木県岩舟町 七百四十六万九千九百九十四円、栃木県都賀町 一億六千九百九十四万九千九百九十四円、栃木県塩谷町 二千二百五十万九千九百九十四円、栃木県高根沢町 二百七十七万九千九百九十四円、栃木県那須町 五百一十萬九千九百九十四円、群馬県 三十万九千九百九十四円、群馬県前橋市 千九百九十四万九千九百九十四円、群馬県高崎市 二十二億二千五百四十六万九千九百九十四円、群馬県桐生市 一億四千二百七十二万七千九百九十四円、群馬県伊勢崎市 二千七百二十九万八千九百九十四円、群馬県太田市 零円、群馬県沼田市 四百六十万九千九百九十四円、群馬県館林市 千万九百九十四万九千九百九十四円、群馬県渋川市 千八百五十万九千九百九十四円、群馬県藤岡市 三千二百二十万九千九百九十四円、群馬県富岡市 四千八百一十萬九千九百九十四円、群馬県安中市 千九百九十四万九千九百九十四円、群馬県みどり市 零円、群馬県富土見村 零円、群馬県榛東村 七十万九千九百九十四円、群馬県吉岡町 二百一十萬九千九百九十四円、群馬県下仁田町 二百五十万九千九百九十四円、群馬県南牧村 五十万九千九百九十四円、群馬県甘楽町 三百五十一万三千九百九十四円、群馬県中之条町 五百一十萬九千九百九十四円、群馬県長野原町 二百七十万九千九百九十四円、群馬県草津町 二百七十万九千九百九十四円、群馬県六ヶ谷村 二千九百九十四万九千九百九十四円、群馬県高山村 六千四百七十二万三千九百九十四円、
--	--	--	--

群馬県東吾妻町 千九百九十六万二千元、群馬県片品村 八千五十万円、群馬県川場村 百八万円、群馬県昭和村 二百八十万円、群馬県みなかみ町 千三百万円、群馬県玉村町 四百五十四万七千元、群馬県板倉町 二千四百七十六万五千元、群馬県明和町 三十四万円、群馬県千代田町 四百三十万円、群馬県大泉町 千万円、群馬県邑楽町 三百三十万円、群馬県川越市 六百八十三万五千元、群馬県熊谷市 二十九億五千九百六十二万五千元、群馬県川口市 七十億八千九百三十四万五千元、群馬県行田市 二千六百万円、群馬県秩父市 十億三千七百一十一万円、群馬県所沢市 二億六千四百一十六万五千元、群馬県飯能市 二万円、群馬県加須市 三千七百六十五万円、群馬県本庄市 一億三百五十万円、群馬県東松山市 千万円、群馬県春日部市 二千五百六十八万円、群馬県狭山市 千五百二十万円、群馬県羽生市 八億二千二百七十六万四千円、群馬県深谷市 三千三十六万六千元、群馬県草加市 五百四十万円、群馬県越谷市 零円、群馬県蕨市 零円、群馬県入間市 五百五十三万六千元、群馬県鳩ヶ谷市 二千二百八十四万五千元、群馬県久喜市 三千六百三十万円、群馬県八潮市 二百六十四万七千元、群馬県富士見市 五千四百二十三万八千元、群馬県三郷市 八千百万円、群馬県蓮田市 三千八百八十六万八千元、群馬県坂戸市 六千四百七十七万七千元、群馬県幸手市 三千六百八十一万九千元、群馬県鶴ヶ島市 九億六千	五百六十三万四千円、群馬県日高市 零円、群馬県吉川市 三十万円、群馬県ふじみ野市 千二百万円、群馬県三芳町 二千百万円、群馬県毛呂山町 三百五十万円、群馬県越生町 零円、群馬県滑川町 零円、群馬県嵐山町 百三十万円、群馬県小川町 六百五十万円、群馬県川島町 四百九十三万九千元、群馬県吉見町 二百七十六万六千元、群馬県鳩山町 三百万円、群馬県ときがわ町 千二百五十万円、群馬県横瀬町 百十九万円、群馬県皆野町 一億六千二百二十万七千元、群馬県長瀨町 六百万円、群馬県小鹿野町 二千二百二十九万四千円、群馬県東秩父村 二百六十二万七千元、群馬県美里町 零円、群馬県神川町 千万円、群馬県上里町 百二十五万七千元、群馬県寄居町 二千三百七十八万四千円、群馬県騎西町 零円、群馬県北川辺町 百四十七万七千元、群馬県大利根町 二千四百三十万円、群馬県宮代町 二億六千万円、群馬県白岡町 零円、群馬県葛蒲町 二百四十六万円、群馬県栗橋町 百二十四万円、群馬県鷲宮町 一億八千八百万円、群馬県杉戸町 二千四百万円、群馬県松伏町 三十六万九千元、福岡県添田町 零円	九百九十二万七千元、埼玉県和光市 十一億二千八百四十五万円、埼玉県新座市 二十三億六千六百四十二万八千元、埼玉県桶川市 十一億四千八百九十八万八千元、埼玉県北本市 十億五千七百七十五万二千元、埼玉県伊奈町 六億二千六百五十八万八千元、埼玉県戸田市 十七億九千五百五十一万七千元、滋賀県 二千六百三十万円、島根県 二億六千二百二十万円、島根県松江市 二億八千二百二十五万五千元、島根県浜田市 四億三千九百三十二万五千元、島根県出雲市 二億五千四百七十三万六千元、島根県益田市 八億三千九百三十三万円、島根県大田市 四億四千八百七十六万三千元、島根県安来市 一億九千九百九十三万六千元、島根県江津市 二億四千七百四十四万四千円、島根県雲南市 六千九百四十五万六千元、島根県東出雲町 二億二千九百六十一万九千元、島根県奥出雲町 一億二千六百七十七万二千元、島根県斐川町 三億五千二百四十七万六千元、島根県本町 六千三百九十二万二千元、島根県美郷町 九千八百四十六万四千円、島根県邑南町 一億三百五十七万七千元、島根県津和野町 六千二百一十一万円、島根県吉賀町 一億二千二百七十六万六千元、島根県海士町 六千九百七十七万七千元、島根県西ノ島町 五千五百四十二万六千元、島根県知夫村 千八百八十七万六千元、島根県隠岐の島町 二億三千九百四十六万二千元、鳥取県 八千二百七十二万六千元、鳥取県鳥取市 三十億六千六十六万六千元、鳥取県米子	七億五百八十七万六千元、鳥取県倉吉市 八千四百七十五万五千元、鳥取県境港市 五千九百八十万五千元、鳥取県岩美町 二億五千四百一十一万八千元、鳥取県智頭町 三千四十七万円、鳥取県八頭町 七千六百五十六万七千元、鳥取県三朝町 三千九百七十六万八千元、鳥取県湯梨浜町 六千八百六十三万四千円、鳥取県琴浦町 千九百三十五万四千円、鳥取県北栄町 四千四百二十三万五千元、鳥取県日吉津村 五百九十六万八千元、鳥取県大山町 三千六十万五千元、鳥取県南部町 千九百八十六万二千元、鳥取県伯耆町 千九百五十四万七千元、鳥取県日南町 四百六十五万五千元、鳥取県日野町 四十万八千元、鳥取県江府町 五百七十一万六千元、岡山県 五億六千四百四十七万七千元、岡山県岡山市 百六億三千七百五十九万四千円、岡山県倉敷市 七十四億二百五十五万二千元、岡山県津山市 十六億九千三百九十六万五千元、岡山県玉野市 十億五千五百五十六万六千元、岡山県笠岡市 八億九千四百八十八万八千元、岡山県井原市 七億二千二百三十三万、岡山県総社市 十億四千三百六十九万八千元、岡山県高梁市 七億八千八百九十八万四千円、岡山県備前市 七億四千七百八十八万六千元、岡山県新見市 五億百九十九万八千元、岡山県瀬戸内市 六億七千九百八十八万五千元、岡山県赤磐市 七億二千二百五十四万四千円、岡山県真庭市 八億五千五百九十五万四千円、岡山県美作市 一億七百七十一
---	---	--	--

万円、岡山県浅口市 六億百五十二万二千元、岡山県和気町 二億六千五百三十八万三千元、岡山県早島町 一億八千七百九万二千元、岡山県里庄町 一億七千八百六十九万四千円、岡山県矢掛町 三千六十五万七千元、岡山県新庄村 百七十四万四千円、岡山県鏡野町 四億九千四百三十九万九千元、岡山県勝央町 一億八千三百四十二万二千元、岡山県奈義町 二千一百十四万円、岡山県西粟倉村 九百六十四万五千元、岡山県久米南町 九千三百四十三万四千円、岡山県美咲町 三億六千六十七万九千元、岡山県吉備中央町 二億二千四百二十九万九千元、広島県 一億九百六十一万六千元、広島県広島市 百七十七億四千二百五十二万七千元、広島県呉市 四十億四千六百四十七万六千元、広島県竹原市 四億八千四百五十九万五千元、広島県三原市 十六億三千三百九十一万三千元、広島県尾道市 二十三億九千七百九十九万八千元、広島県福山市 七十二億二千九百六十一万九千元、広島県府中市 七億七千五百五十五万二千元、広島県三次市 九億四千六百三十一万四千円、広島県庄原市 七億四千四百四十四万四千円、広島県大竹市 四億七千二百五十八万四千円、広島県東広島市 三十億千七百七十一万一千円、広島県廿日市市 十八億二千二百九十六万二千元、広島県安芸高田市 五億二千八百三十万千元、広島県江田島市 四億五千二百四十八万八千元、広島県府中町 七億九千七百六十五万六千元、広島県海田町 四億三千五百二十二万二千円、広島県熊野町 四億七百七十四万七千元、広島県坂町 二億二千一百六十六万二千元、広島県安芸太田町 一億四千七百七十七万五千元、広島県北広島町 五億五千三百五十六万六千元、広島県大崎上島町 一億七千二百四十一万四千円、広島県世羅町 三億三百九十八万八千元、広島県神石高原町 一億九千四百八十八万六千元、山口県 一億七千五百八十万五千元、山口県下関市 四十五億六千五百二十二万二千元、山口県宇部市 二十九億九千六百七十七万八千元、山口県山口市 三十億七千六百九十四万八千元、山口県萩市 二億三百九十五万七千元、山口県防府市 十八億五千五百二十万八千元、山口県下松市 八億五千三百三十三万八千元、山口県光市 八億六千六百七十五万五千円、山口県長門市 六千九百五十一万六千元、山口県柳井市 五億六千六百五十五万三千元、山口県美祢市 六億五千九百九十万九千元、山口県周南市 二十三億九千九百七十三万九千元、山口県山陽小野田市 十億七千三百七十二万八千元、山口県周防大島町 三億四千二百四十一万六千元、山口県和木町 一億七百六十一万二千元、山口県上関町 六千五百一十二万二千元、山口県田布施町 二億六千六百五十四万二千元、山口県平生町 二億三千三百六十三万六千元、山口県阿武町 六千八百八十九万二千元、山口県阿東町 零円、愛知県 二億二千二百九十八万七千元、愛知県名古屋市 三百三十七億二千二百九十七万九千元、大分県 七千五百七十二万二千元、大分県大分市 七十一億六千四百四十五万八千元、大分県別府市 十九億四千三百二十一万五千円、大分県中津市 十三億四千五百六十四万三千元、大分県日田市 十一億五千四百七十九万九千元、大分県佐伯市 九億九千五百四十三万九千元、大分県臼杵市 七億六千六百六十八万二千元、大分県津久見市 三億三千九百五十五万九千元、大分県竹田市 五億九千四百三十一万九千元、大分県豊後高田市 四億五千五百二十三万五千円、大分県杵築市 五億五千六百六十七万二千円、大分県宇佐市 十億八千八百二十四万七千元、大分県豊後大野市 六億六千八百八十八万四千円、大分県由布市 七億五千五百六十六万七千元、大分県国東市 六億四千五百五十五万九千元、大分県姫島村 四千二百二十四万九千元、大分県日出町 四億四千五百二十八万八千元、大分県九重町 十五億二千四百九十四万二千元、大分県玖珠町 三億四千三百三十八万八千元、大分県大分市 三百九十八億四千四百八十二万八千元、岩手県 二千六百六十六万三千元、岩手県盛岡市 四十五億四千四百六十八万七千元、岩手県紫波町 九千九百五十五万二千元、岩手県矢巾町 四千五百三十三万七千元、神奈川県 二億五千五百二十一万六千元、北海道 千五百五十九万八千元、神奈川県 一億九千二百七十五万五千円、神奈川県横濱市 五百五十三億二千六百七十万七千元、神奈川県川崎市 二百五十五億四千四百三十三万九千元、愛媛県 一億七千四百六十二万九千元、愛媛県松山市 八十一億二千四百三十一万三千元、愛媛県東温市 五億四千四百五十七万四千円、愛媛県久高町 七千八百五十八万八千元、愛媛県内子町 三億六千六百六十一万四千円、大阪府 千四百九十九万九千元、沖縄県 一億三千五百六十六万九千元、長野県 一億八千三十三万九千元、佐賀県 二千二百万円、東京都 六千五百九十四万九千元、東京都特別区 千八百一十一億二千四百五十九万九千元、東京都八王子市 八十三億三千九百四十九万七千元、東京都立川市 二億三千八百八十五万二千元、東京都武蔵野市 一億五千四百四十一万七千元、東京都三鷹市 十億三千三百七十一万九千元、東京都青梅市 二十一億四千八百二十万二千元、東京都府中市 三億百二万四千円、東京都昭島市 十七億八千八百八十一万四千円、東京都調布市 二億七千八百七十三万五千元、東京都町田市 五億六千三百九十六万六千元、東京都小金井市 十六億八千七百四十三万六千元、東京都小平市 二億六千三百九十六万七千元、東京都日野市 二十六億六千四百三十六万五千元、東京都東村山市 二十二億三千四百二十七万七千元、東京都国分寺市 十七億五千七百七十二万九千元、東京都国立市 十億八千四百八十八万八千元、東京都福生市 九億六千六百六十五万九千元、東京都狛江市 八千八百七十六万八千元、東京都東大和市 十二億七千九百九十二万五千円、東京都清瀬市 一億五百九十四万八千元、東京都東久留米市 十七億九千二百五十五万三千元、東京都武蔵村山市 十億九千四百九十三万九千元、	四億七百七十四万七千元、広島県坂町 二億二千一百六十六万二千元、広島県安芸太田町 一億四千七百七十七万五千元、広島県北広島町 五億五千三百五十六万六千元、広島県大崎上島町 一億七千二百四十一万四千円、広島県世羅町 三億三百九十八万八千元、山口県 一億七千五百八十万五千元、山口県下関市 四十五億六千五百二十二万二千元、山口県宇部市 二十九億九千六百七十七万八千元、山口県山口市 三十億七千六百九十四万八千元、山口県萩市 二億三百九十五万七千元、山口県防府市 十八億五千五百二十万八千元、山口県下松市 八億五千三百三十三万八千元、山口県光市 八億六千六百七十五万五千円、山口県長門市 六千九百五十一万六千元、山口県柳井市 五億六千六百五十五万三千元、山口県美祢市 六億五千九百九十万九千元、山口県周南市 二十三億九千九百七十三万九千元、山口県山陽小野田市 十億七千三百七十二万八千元、山口県周防大島町 三億四千二百四十一万六千元、山口県和木町 一億七百六十一万二千元、山口県上関町 六千五百一十二万二千元、山口県田布施町 二億六千六百五十四万二千元、山口県平生町 二億三千三百六十三万六千元、山口県阿武町 六千八百八十九万二千元、山口県阿東町 零円、愛知県 二億二千二百九十八万七千元、愛知県名古屋市 三百三十七億二千二百九十七万九千元、大分県 七千五百七十二万二千元、大分県大分市 七十一億六千四百四十五万八千元、大分県別府市 十九億四千三百二十一万五千円、大分県中津市 十三億四千五百六十四万三千元、大分県日田市 十一億五千四百七十九万九千元、大分県佐伯市 九億九千五百四十三万九千元、大分県臼杵市 七億六千六百六十八万二千元、大分県津久見市 三億三千九百五十五万九千元、大分県竹田市 五億九千四百三十一万九千元、大分県豊後高田市 四億五千五百二十三万五千円、大分県杵築市 五億五千六百六十七万二千円、大分県宇佐市 十億八千八百二十四万七千元、大分県豊後大野市 六億六千八百八十八万四千円、大分県由布市 七億五千五百六十六万七千元、大分県国東市 六億四千五百五十五万九千元、大分県姫島村 四千二百二十四万九千元、大分県日出町 四億四千五百二十八万八千元、大分県九重町 十五億二千四百九十四万二千元、大分県玖珠町 三億四千三百三十八万八千元、大分県大分市 三百九十八億四千四百八十二万八千元、岩手県 二千六百六十六万三千元、岩手県盛岡市 四十五億四千四百六十八万七千元、岩手県紫波町 九千九百五十五万二千元、岩手県矢巾町 四千五百三十三万七千元、神奈川県 二億五千五百二十一万六千元、北海道 千五百五十九万八千元、神奈川県 一億九千二百七十五万五千円、神奈川県横濱市 五百五十三億二千六百七十万七千元、神奈川県川崎市 二百五十五億四千四百三十三万九千元、愛媛県 一億七千四百六十二万九千元、愛媛県松山市 八十一億二千四百三十一万三千元、愛媛県東温市 五億四千四百五十七万四千円、愛媛県久高町 七千八百五十八万八千元、愛媛県内子町 三億六千六百六十一万四千円、大阪府 千四百九十九万九千元、沖縄県 一億三千五百六十六万九千元、長野県 一億八千三十三万九千元、佐賀県 二千二百万円、東京都 六千五百九十四万九千元、東京都特別区 千八百一十一億二千四百五十九万九千元、東京都八王子市 八十三億三千九百四十九万七千元、東京都立川市 二億三千八百八十五万二千元、東京都武蔵野市 一億五千四百四十一万七千元、東京都三鷹市 十億三千三百七十一万九千元、東京都青梅市 二十一億四千八百二十万二千元、東京都府中市 三億百二万四千円、東京都昭島市 十七億八千八百八十一万四千円、東京都調布市 二億七千八百七十三万五千元、東京都町田市 五億六千三百九十六万六千元、東京都小金井市 十六億八千七百四十三万六千元、東京都小平市 二億六千三百九十六万七千元、東京都日野市 二十六億六千四百三十六万五千元、東京都東村山市 二十二億三千四百二十七万七千元、東京都国分寺市 十七億五千七百七十二万九千元、東京都国立市 十億八千四百八十八万八千元、東京都福生市 九億六千六百六十五万九千元、東京都狛江市 八千八百七十六万八千元、東京都東大和市 十二億七千九百九十二万五千円、東京都清瀬市 一億五百九十四万八千元、東京都東久留米市 十七億九千二百五十五万三千元、東京都武蔵村山市 十億九千四百九十三万九千元、	三千元、愛媛県東温市 五億四千四百五十七万四千円、愛媛県久高町 七千八百五十八万八千元、愛媛県内子町 三億六千六百六十一万四千円、大阪府 千四百九十九万九千元、沖縄県 一億三千五百六十六万九千元、長野県 一億八千三十三万九千元、佐賀県 二千二百万円、東京都 六千五百九十四万九千元、東京都特別区 千八百一十一億二千四百五十九万九千元、東京都八王子市 八十三億三千九百四十九万七千元、東京都立川市 二億三千八百八十五万二千元、東京都武蔵野市 一億五千四百四十一万七千元、東京都三鷹市 十億三千三百七十一万九千元、東京都青梅市 二十一億四千八百二十万二千元、東京都府中市 三億百二万四千円、東京都昭島市 十七億八千八百八十一万四千円、東京都調布市 二億七千八百七十三万五千元、東京都町田市 五億六千三百九十六万六千元、東京都小金井市 十六億八千七百四十三万六千元、東京都小平市 二億六千三百九十六万七千元、東京都日野市 二十六億六千四百三十六万五千元、東京都東村山市 二十二億三千四百二十七万七千元、東京都国分寺市 十七億五千七百七十二万九千元、東京都国立市 十億八千四百八十八万八千元、東京都福生市 九億六千六百六十五万九千元、東京都狛江市 八千八百七十六万八千元、東京都東大和市 十二億七千九百九十二万五千円、東京都清瀬市 一億五百九十四万八千元、東京都東久留米市 十七億九千二百五十五万三千元、東京都武蔵村山市 十億九千四百九十三万九千元、
--	---	---

東京都多摩市 二十三億二千九百八十五万四千円、東京都稲城市 十二億四千九十万七千円、東京都羽村市 六千七百九十七万二千円、東京都あきる野市 十二億四千三百五十八万二千円、東京都西東京市 二十九億三千三百五十万四千円、東京都瑞穂町 四千六百一十一万六千円、東京都日の出町 二千四百二十万円、東京都檜原村 四千六百二十九万七千円、東京都奥多摩町 一億三百十九万二千円、東京都大島町 千六十八万三千円、東京都利島村 零円、東京都新島村 四千八百八十四万八千円、東京都神津島村 三千六百八十八万八千円、東京都三宅村 四千六百九十六万七千円、東京都御蔵島村 零円、東京都八丈町 一億三千八百七十五万九千円、東京都青ヶ島村 三万二千円、東京都小笠原村 三千七百七十三千円、神奈川県横須賀市 六十六億八千九百五十一万五千円、神奈川県鎌倉市 二十七億七千四百六十四万七千円、神奈川県逗子市 九億二千二百三十四万八千円、神奈川県三浦市 七億八千二百七十七万円、神奈川県葉山町 五億二千六百六十六万六千円、栃木県 一億七千八百六十三万円、栃木県宇都宮市 七十五億七千七百六十五万五千円、栃木県上三川町 四億八千二百四十五万五千円、栃木県下野市 九億二千三百二十六万七千円、茨城県 一億二千七百七十四万七千円、茨城県水戸市 四十一億二千六百六十四万四千円、茨城県日立市 二十三億二千八百八十八万八千円、茨城県土浦市 十二億二千七百五十四万七千円、茨城県古河市	二十二億二千七十七万二千円、茨城県石岡市 十二億五千四百二十六万七千円、茨城県結城市 八億九千九百二十万六千円、茨城県龍ヶ崎市の十二億八千八百五十三万八千円、茨城県下妻市 七億三千二百二十七万七千円、茨城県常総市 十億三千五百三十八万三千円、茨城県常陸太田市 九億四千五百五十八万四千円、茨城県高萩市 五億六千六十六万二千円、茨城県北茨城市 七億八千四百三十四万四千円、茨城県笠間市 十二億七千六百七十七万五千円、茨城県取手市 十七億二千九百九十三万三千円、茨城県牛久市 十一億八千八百三十五万六千円、茨城県つくば市 三十億九千二百九十三万七千円、茨城県ひたちなか市 二十四億三百七十一万七千円、茨城県鹿嶋市 五億五百七十八万三千円、茨城県潮来市 四億七千九百四十八万五千円、茨城県守谷市 八億九千五百四十七万七千円、茨城県常陸大宮市 七億五千六百六十七万七千円、茨城県那珂市 八億六千二百六十一万四千円、茨城県筑西市 十七億四千五百三十八万四千円、茨城県坂東市 八億八千五百五十五万九千円、茨城県稲敷市 七億四千四百二十三万六千円、茨城県かすみがうら市 六千四百七十六万六千円、茨城県桜川市 七億七千九百八十七万七千円、茨城県神栖市 八億九千二百二十九万三千円、茨城県行方市 六千六百六十七万七千円、茨城県鉾田市 八億七千二百四十九万七千円、茨城県つくばみらい市 六億七千九百九十三万二千円、茨城県小美玉市 八億三千三百三十万五千円、茨城県茨城町 五億四千四	百三十六万八千円、茨城県大洗町 二億九千七百八十万九千円、茨城県城里町 三億五千七百九十七万八千円、茨城県東海村 五億七千二百五万五千円、茨城県大子町 五千七百六十二万七千円、茨城県美浦村 二億七千三百八十六万八千円、茨城県阿見町 七億九千九百八十一万八千円、茨城県河内町 一億六千七百二十六万八千円、茨城県八千代町 三億七千五百九万八千円、茨城県五霞町 一億五千四百七十四万七千円、茨城県境町 四億三千三百七十三万三千円、茨城県利根町 二億七千六百三十六万二千円、栃木県足利市 二十四億二千二百四十三万八千円、栃木県栃木市 二十億五千九百三十二万二千円、栃木県佐野市 十九億六千四百三十五万六千円、栃木県鹿沼市 十六億六千六百三十三万八千円、栃木県日光市 十五億五千五百五十二万三千円、栃木県小山市 二十五億五千二百七十四万七千円、栃木県真岡市 十二億三千九百五十五万六千円、栃木県大田原市 十二億八千二百三十二万八千円、栃木県矢板市 五億四千七百七十七万八千円、栃木県塩原市 十七億六千三百五十七万九千円、栃木県さくら市 六億六千六百五十三万六千円、栃木県那須烏山市 五億三千九十八万八千円、栃木県西方町 一億四百九十四万八千円、栃木県益子町 三億八千四百六十六万八千円、栃木県茂木町 二億五千八百三十三万三千円、栃木県市貝町 一億九千七百二十七万三千円、栃木県芳賀町 二億六千九百九十九万九千円、栃木県壬生町 五億九千九百九十五万二千円、栃木県野木町 三億八千七百十	五万九千円、栃木県大平町 零円、栃木県藤岡町 零円、栃木県岩舟町 二億八千三百三十二万八千円、栃木県都賀町 零円、栃木県塩谷町 二億四千四百五十九万七千円、栃木県高根沢町 四億七千五百六十三万八千円、栃木県那須町 四億三千二百三十三万四千円、栃木県那珂川町 三億八千八百九十九万八千円、群馬県 七千八百一十一万八千円、群馬県前橋市 五十二億八千三百三十二万五千円、群馬県高崎市 三十六億二千二百七十二万五千円、群馬県桐生市 二十億五千七百三十五万四千円、群馬県伊勢崎市 三十一億七千二百九十一万八千円、群馬県太田市 三十三億二千五百三十四万八千円、群馬県沼田町 八億四千二百七十六万七千円、群馬県館林市 十二億八千八百八十七万二千円、群馬県渋川市 十三億八千七百八十八万九千円、群馬県藤岡市 十億九千八百九十八万三千円、群馬県富岡市 八億五千八百六十七万七千円、群馬県安中市 十億四千五百四十四万五千円、群馬県みどり市 八億四千八百二十万五千円、群馬県富土見村 零円、群馬県榛東村 二億二千七百七十五万八千円、群馬県吉井町 零円、群馬県上野村 一億六千二百三十一万九千円、群馬県神流町 四千三百七十七万八千円、群馬県下仁田町 一億九千四百六十二万八千円、群馬県南牧村 四千七百四十五万六千円、群馬県甘楽町 二億二千二百三十四万八千円、群馬県中之条町 二億七千三百七十九万五千円、群馬県長野原町 一億二千九百八十二万
--	--	--	---

円、群馬県嬭恋村 一億六千九百五十三万四千円、群馬県草津町 一億千八百四十五万八千円、群馬県六合村 零円、群馬県高山村 百二十万四千円、群馬県東吾妻町 二億七千五百四十五万四千円、群馬県片品村 七百九十八万八千円、群馬県川場村 五千七百六十三万四千円、群馬県昭和村 一億二千二百七十万四千円、群馬県みなかみ町 四億四千二百七十四万四千円、群馬県玉村町 五億六千四百二十二万五千円、群馬県板倉町 二億五千二百一十万二千円、群馬県明和町 一億八千六万二千円、群馬県千代田町 一億七千九百一十一万五千円、群馬県大泉町 六億六千万九千円、群馬県邑楽町 四億二千四百六十六万三千円、群馬県川越市 五十億五千七百三十九万九千円、群馬県熊谷市 三十億九千五百四十九万八千円、群馬県川口市 七十四億四千六百九万三千円、群馬県行田市 十三億五千七百一十一万五千円、群馬県秩父市 十二億五千五百三十二万六千円、群馬県所沢市 五十億六千六百七十二万四千円、群馬県飯能市 十二億八千四百五十五万八千円、群馬県加須市 十七億四千八百九十九万六千円、群馬県本庄市 十二億七千四百九十八万九千円、群馬県東松山市 十三億五千八十三万二千円、群馬県春日部市 三十六億七千四百四十七万二千円、群馬県狭山市 二十三億九千二百四十八万二千円、群馬県羽生市 八億五千八百四十九万二千円、群馬県深谷市 二十二億七千五百三十三万四千円、群馬県草加市 三十六億三千三百八十四万四千円、群馬県越谷市 四十九	億二千一百一十四万四千円、埼玉県蕨市 十億六千六百九十一万九千円、埼玉県入間市 二十二億八千二百四十七万四千円、埼玉県鳩ヶ谷市 九億四千三百七十八万六千円、埼玉県久喜市 二億四千六百二十二万四千円、埼玉県八潮市 十二億三千二百五十六万二千円、埼玉県富士見市 十五億五千九百一十萬円、埼玉県三郷市 十九億五千五百一十二万四千円、埼玉県蓮田市 九億五千五百一十二万四千円、埼玉県坂戸市 十四億八千五百二十四万四千円、埼玉県幸手市 八億八千五百八十八万八千円、埼玉県鶴ヶ島市 十億五千五百四十九万三千円、埼玉県日高市 八億七千六百六十八万八千円、埼玉県吉川市 九億七千八百八十六万七千円、埼玉県ふじみ野市 十六億三千八百二十二万三千円、埼玉県三芳町 五億六千五百五十六万四千円、埼玉県比呂山町 六億四千七百七十五万四千円、埼玉県越生町 二億九百九十二万二千円、埼玉県滑川町 二億五千三百六十五万五千円、埼玉県嵐山町 二億九千三百八十二万七千円、埼玉県小川町 五億二千九百五十六万五千円、埼玉県川島町 三億四千二百五十五万五千円、埼玉県吉見町 三億三千三百九十九万九千円、埼玉県鳩山町 二億四千五百四十万三千円、埼玉県ときがわ町 二億四千七百二十六万三千円、埼玉県横瀬町 一億四千九百十四万九千円、埼玉県皆野町 一億七千五百四十四万四千円、埼玉県長瀨町 一億二千七百二十三万二千円、埼玉県小鹿野町 二億五千九百七十三万二千円、埼玉県東秩父村 七千三百六十五万四千円、埼玉県美里町 一億八千六百五十五万	円、埼玉県神川町 二億四千九百一十七万七千円、埼玉県上里町 四億八千三百八十五万六千円、埼玉県寄居町 五億六千七百七十一万二千円、埼玉県騎西町 零円、埼玉県北川辺町 零円、埼玉県大利根町 零円、埼玉県宮代町 五億二千五百四十九万九千円、埼玉県白岡町 七億六千二百四十二万四千円、埼玉県葛蒲町 零円、埼玉県栗橋町 零円、埼玉県鷲宮町 零円、埼玉県杉戸町 七億八千八百五十五万二千円、埼玉県松伏町 四億八千二百四十五万五千円、福岡県添田町 二億四千四百五十万四千円	平成二十二年年度補助金等交付決定額 埼玉県 九億九千五百六十四万三千円、埼玉県さいたま市 四千三百一十一万二千円、埼玉県鴻巣市 千七百一十萬円、埼玉県上尾市 零円、埼玉県朝霞市 零円、埼玉県志木市 零円、埼玉県和光市 零円、埼玉県新座市 千万円、埼玉県桶川市 零円、埼玉県北本市 零円、埼玉県伊奈町 零円、埼玉県戸田市 零円、滋賀県 四億六千六百三十六万六千円、島根県 四億三千四百八十六万四千円、島根県松江市 四千三百五十三万九千円、島根県浜田市 一億七千二百二十五万九千円、島根県出雲市 二億二千九百三十一万八千円、島根県益田市 十八億四千八百六十四万九千九百円、島根県大田市 九百九十九万五千円、島根県安来市 十一億七千七百一十萬円、島根県江津市 一億三千五百一十六万二千円、島根県雲南市 五億五千六百六十八万八千円、島根県東出雲町 二億三千六百六十八万八千円、島根県奥出雲町 一万円、島	根県飯南町 二億六千三百三十七万三千円、島根県斐川町 零円、島根県川本町 二億四千四百四十三万二千円、島根県美郷町 五億五百八十六万七千円、島根県邑南町 二千七百七十七万四千円、島根県津和野町 六千二百七十二万三千円、島根県吉賀町 五億七千九百九十九万九千円、島根県海士町 三億四千七十六万九千九百九十九円、島根県五百二十五万九千九百九十九円、島根県知夫村 零円、島根県隠岐の島町 四億四千三百五十四万四千円、鳥取県 三億七千三百七十四万四千円、鳥取県鳥取市 一億三千六百五十七万八千円、鳥取県米子市 零円、鳥取県倉吉市 零円、鳥取県境港市 零円、鳥取県岩美町 零円、鳥取県智頭町 三億二千五百九十二万四千円、鳥取県八頭町 五億二千三百八十九万三千円、鳥取県三朝町 八億七千四百三十五万五千円、鳥取県三朝町 二億七千四百三十三万三千円、鳥取県湯梨浜町 零円、鳥取県琴浦町 零円、鳥取県北栄町 二億五千二百五十五万五千円、鳥取県日吉津村 零円、鳥取県大山町 零円、鳥取県南部町 零円、鳥取県伯耆町 千万円、鳥取県日南町 零円、鳥取県日野町 三千七百六十二万三千円、鳥取県江府町 二億五千九百九十一万九千九百九十九円、岡山県 一億五千六百六十六万三千円、岡山県岡山市 二億九千五百六十六万三千円、岡山県倉敷市 七千七百八十九万二千円、岡山県津山市 零円、岡山県玉野市 三千二百一十萬円、岡山県笠岡市 零円、岡山県井原市 零円、岡山県総社市 三百九十四万五千円、岡山県高梁市 一億三千三百萬円、
---	---	---	--	---

岡山県新見市 零円、岡山県備前市 九十三万 千円、岡山県瀬戸内市 零円、岡山県赤磐市 三億五千二百二十万、岡山県真庭市 一万三千 円、岡山県美作市 一億九千九十九万九千、岡山 県浅口市 零円、岡山県和気町 五億七千六百 六十七万八千、岡山県早島町 零円、岡山県 里庄町 零円、岡山県矢掛町 零円、岡山県新 庄村 三千三百三十六万、岡山県鏡野町 三千 六百四十四万六千、岡山県勝央町 四千六百 五十九万九千、岡山県奈義町 三億三千九十 八万六千、岡山県西粟倉村 三千六百万、 岡山県久米南町 三億六千五百二十二万、岡山 県美咲町 零円、岡山県吉備中央町 零円、広 島県 五億千八百六十九万九千、広島県広島 市 三億二千九百四十二万、広島県呉市 零円、広島県竹原市 四億六千三百九十七万五 千円、広島県三原市 二万六千、広島県尾道 市 千二百九十七万、広島県福山市 百十 八万三千、広島県府中市 四百二十五万二千 円、広島県三次市 三千六十五万三千、広島 県庄原市 十億五千六百十六万、広島県大竹 市 一億八千六百八十六万五千、広島県東広 島市 三億五千六百七十四万、広島県廿日市 市 二億三百十五万九千、広島県安芸高田 市 五百二十七万九千、広島県江田島市 千六 百二十九万、広島県府中町 零円、広島県海 田町 零円、広島県熊野町 零円、広島県坂 町 零円、広島県安芸太田町 二百四十六万七 千円、広島県北広島町 一万二千、広島県大	崎上島町 零円、広島県世羅町 零円、広島県 神石高原町 五億七千四百九十六万六千、山 口県 二億九千三百七十五万九千、山口県下 関市 百四十三万八千、山口県宇部市 零 円、山口県山口市 三千二百万、山口県萩 市 一億八千八百三十九万九千、山口県防府市 零円、山口県下松市 零円、山口県岩国市 一 億六千六百二十九万九千、山口県光市 零 円、山口県長門市 零円、山口県柳井市 零 円、山口県美祢市 零円、山口県周南市 零 円、山口県山陽小野田市 零円、山口県周防大 島町 零円、山口県和木町 零円、山口県上関 町 零円、山口県田布施町 零円、山口県平生 町 零円、山口県阿武町 零円、愛知県 十二 億九百八十八万二千、愛知県名古屋市中 九万七千、大分県 五億九千九百五十六万五 千、大分県大分市 千三百五十万、大分県別 府市 一万、大分県中津市 五千三百六十五 万四千、大分県日田市 八百五十八万二千 円、大分県佐伯市 二億四千八百五十七万 円、大分県臼杵市 二億三百九十五万六千、 大分県津久見市 二千六百二十八万、大分 県竹田市 八千四百四十万四千、大分県豊後高 田市 二千四百八十八万、大分県杵築市 三 千八百八十一万五千、大分県宇佐市 八億八千 八百八十四万八千、大分県豊後大野市 十五 億二千三百一十、大分県由布市 一億三百三 十四万七千、大分県国東市 三千八百十八万 三千、大分県姫島村 零円、大分県日出町	零円、大分県九重町 零円、大分県玖珠町 二 千八百八十九万六千、大阪府大阪市 九万九 千、岩手県 四億五千二百九十八万四千、 岩手県盛岡市 二億五百八十八万三千、岩手 県紫波町 零円、岩手県矢巾町 零円、神奈川 県開成町 零円、北海道乙部町 零円、神奈川 県 二億四百六十三万、神奈川県横浜市 零 円、神奈川県川崎市 十万、愛媛県 七億 六千四百五十七万六千、愛媛県松山市 三億 八千七百九十三万六千、愛媛県東温市 零 円、愛媛県久万高原町 一億二千四百四十一万 円、愛媛県内子町 零円、大阪府 四億千二百 十四万六千、沖縄県 五億九千五百六十九万 九千、長野県 六億二千三百五十八万八千、長 崎県 六億九万九千、佐賀県 三億四千四百九 十六万四千、東京都 七十億三千四百二十六 万、東京都特別区 一億八百万二千、東 京都八王子市 一万、東京都立川市 零円、 東京都武蔵野市 零円、東京都三鷹市 零円、 東京都昭島市 一万、東京都調布市 零円、東 京都町田市 零円、東京都小金井市 零円、東 京都小平市 零円、東京都日野市 零円、東京 都東村山市 零円、東京都国分寺市 零円、東 京都国立市 零円、東京都福生市 零円、東京 都柏江市 零円、東京都東大和市 零円、東京 都清瀬市 零円、東京都東久留米市 零円、東 京都武蔵村山市 零円、東京都多摩市 零円、 東京都稲城市 一万、東京都羽村市 零円、	東京都あきる野市 零円、東京都西東京市 零 円、東京都瑞穂町 零円、東京都日の出町 零 円、東京都檜原村 零円、東京都奥多摩町 五 千、東京都大島町 二千九百七十五万、東京 都利島村 零円、東京都新島村 零円、東京 都神津島村 六千九百四十七万、東京都三宅 村 一億七千七百二十三万四千、東京都御蔵 島村 零円、東京都八丈町 一万、東京都 青ヶ島村 零円、東京都小笠原村 零円、神奈 川県横須賀市 一万、神奈川県鎌倉市 一万 千、神奈川県逗子市 零円、神奈川県三浦 市 零円、神奈川県葉山町 零円、栃木県 一 億三千二百九十六万八千、栃木県宇都宮市 五千五百七十五万六千、栃木県上三川町 零 円、栃木県下野市 一億八百四十万、茨城 県 六億三千三百七十七万、茨城県水戸市 二 百四十二万九千、茨城県日立市 千三百四十 八万九千、茨城県土浦市 零円、茨城県古河 市 零円、茨城県石岡市 零円、茨城県結城 市 一億五百三十七万七千、茨城県龍ヶ崎 市 零円、茨城県下妻市 三千万、茨城県常総 市 零円、茨城県常陸太田市 二億八百八十二万 七千、茨城県高萩市 五千七百万、茨城県北 茨城市 一億六百万五千、茨城県笠間市 二 億七百万、茨城県取手市 零円、茨城県牛 久市 零円、茨城県つくば市 二万八千、茨 城県ひたちなか市 零円、茨城県鹿嶋市 零 円、茨城県潮来市 零円、茨城県守谷市 零 円、茨城県常陸大宮市 一億四千万、茨城県
---	--	---	---

那珂市 零円、茨城県筑西市 零円、茨城県坂東市 零円、茨城県稲敷市 零円、茨城県かすみがうら市 一万円、茨城県桜川市 一億五千万円、茨城県神栖市 零円、茨城県行方市 二億七千四百四十万円、茨城県鉾田市 三千万円、茨城県つくばみらい市 三千四百一十四万円、茨城県小美玉市 零円、茨城県茨城町 零円、茨城県大洗町 零円、茨城県城里町 二百三十三万五千円、茨城県東海村 零円、茨城県大子町 一億八千七百三十四万五千円、茨城県美浦村 零円、茨城県阿見町 零円、茨城県河内町 零円、茨城県八千代町 零円、茨城県五霞町 零円、茨城県境町 零円、茨城県利根町 零円、栃木県足利市 四千四百二十二万六千円、栃木県栃木市 零円、栃木県佐野市 零円、栃木県鹿沼市 千万円、栃木県日光市 七億九百二十一万円、栃木県小山市 零円、栃木県真岡市 三億九千三百三十九万三千円、栃木県大田原市 八千四百四十万五千円、栃木県矢板市 零円、栃木県那須塩原市 一億六千三百七十四万六千円、栃木県さくら市 零円、栃木県那須烏山市 三千万円、栃木県西方町 零円、栃木県益子町 零円、栃木県茂木町 零円、栃木県市貝町 零円、栃木県芳賀町 一億二千七百二十九万九千円、栃木県壬生町 零円、栃木県野木町 零円、栃木県岩舟町 零円、栃木県塩谷町 二億九百三十三万六千円、栃木県高根沢町 零円、栃木県那須町 二億五千四百九十八万五千円、栃木県那珂川町 七千万円、群馬県四億四千二百七十七万円、群馬県前橋市 七千万円、群馬県高崎市 一億四千五百五十二万九千九百円、群馬県桐生市 一億三千三百八十八万二千円、群馬県伊勢崎市 零円、群馬県太田市 零円、群馬県沼田市 一億五千四百四十四万円、群馬県館林市 零円、群馬県渋川市 三千四百八十五万九千円、群馬県藤岡市 二千七百七十二万四千円、群馬県富岡市 六千三百三十二万四千円、群馬県安中市 五百一十六万六千円、群馬県みどり市 七千八百六十七万四千円、群馬県榛東村 零円、群馬県吉岡町 零円、群馬県上野村 六百六十三万三千円、群馬県神流町 二千八百八十四万九千円、群馬県下仁田町 千四百九十六万四千円、群馬県南牧村 五百八十六万三千円、群馬県甘楽町 零円、群馬県中之条町 七千万円、群馬県長野原町 二億九千三百五十六万二千円、群馬県嬬恋村 三億六千五百七十三万九千円、群馬県草津町 零円、群馬県高山村 五千九百九十四万四千円、群馬県東吾妻町 一億五千九百九十四万四千円、群馬県片品村 三千九百七十八万五千円、群馬県川場村 七千万円、群馬県昭和村 八千三百七十六万六千円、群馬県みなかみ町 九千二百五十四万七千円、群馬県玉村町 零円、群馬県板倉町 零円、群馬県明和町 零円、群馬県千代田町 零円、群馬県大泉町 零円、群馬県邑楽町 零円、埼玉県川越市 零円、埼玉県熊谷市 零円、埼玉県川口市 零円、埼玉県行田市 二百八十七万七千円、埼玉県秩父市 一億七千七百二十五万八千円、埼玉県所沢市 零円、埼玉県飯能市 一億二千六百万円、埼玉県加須市 一万三千万円、埼玉県本庄市 零円、埼玉県東松山市 零円、埼玉県春日部市 五千二百九十九万三千円、埼玉県狭山市 零円、埼玉県羽生市 零円、埼玉県深谷市 三千万円、埼玉県草加市 零円、埼玉県越谷市 零円、埼玉県蕨市 零円、埼玉県入間市 零円、埼玉県鳩ヶ谷市 零円、埼玉県久喜市 零円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 零円、埼玉県三郷市 一万円、埼玉県蓮田市 零円、埼玉県坂戸市 零円、埼玉県幸手市 零円、埼玉県鶴ヶ島市 零円、埼玉県日高市 零円、埼玉県吉川市 零円、埼玉県ふじみ野市 零円、埼玉県三芳町 零円、埼玉県毛呂山町 一億二千八百五十一万四千円、埼玉県越生町 零円、埼玉県滑川町 零円、埼玉県嵐山町 零円、埼玉県小川町 零円、埼玉県川島町 零円、埼玉県吉見町 零円、埼玉県鳩山町 零円、埼玉県ときがわ町 一億五千四百三十一万一千円、埼玉県横瀬町 零円、埼玉県皆野町 零円、埼玉県長瀬町 四百五十五万五千円、埼玉県小鹿野町 千万円、埼玉県東秩父村 六千八百三十二万五千円、埼玉県美里町 零円、埼玉県神川町 百六十三万三千円、埼玉県上里町 零円、埼玉県寄居町 零円、埼玉県宮代町 零円、埼玉県白岡町 一万円、埼玉県杉戸町 零円、埼玉県松伏町 零円、福岡県添田町 零円

埼玉県東松山市 零円、埼玉県春日部市 五千二百九十九万三千円、埼玉県狭山市 零円、埼玉県羽生市 零円、埼玉県深谷市 三千万円、埼玉県草加市 零円、埼玉県越谷市 零円、埼玉県蕨市 零円、埼玉県入間市 零円、埼玉県鳩ヶ谷市 零円、埼玉県久喜市 零円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 零円、埼玉県三郷市 一万円、埼玉県蓮田市 零円、埼玉県坂戸市 零円、埼玉県幸手市 零円、埼玉県鶴ヶ島市 零円、埼玉県日高市 零円、埼玉県吉川市 零円、埼玉県ふじみ野市 零円、埼玉県三芳町 零円、埼玉県毛呂山町 一億二千八百五十一万四千円、埼玉県越生町 零円、埼玉県滑川町 零円、埼玉県嵐山町 零円、埼玉県小川町 零円、埼玉県川島町 零円、埼玉県吉見町 零円、埼玉県鳩山町 零円、埼玉県ときがわ町 一億五千四百三十一万一千円、埼玉県横瀬町 零円、埼玉県皆野町 零円、埼玉県長瀬町 四百五十五万五千円、埼玉県小鹿野町 千万円、埼玉県東秩父村 六千八百三十二万五千円、埼玉県美里町 零円、埼玉県神川町 百六十三万三千円、埼玉県上里町 零円、埼玉県寄居町 零円、埼玉県宮代町 零円、埼玉県白岡町 一万円、埼玉県杉戸町 零円、埼玉県松伏町 零円、福岡県添田町 零円

埼玉県東松山市 零円、埼玉県春日部市 五千二百九十九万三千円、埼玉県狭山市 零円、埼玉県羽生市 零円、埼玉県深谷市 三千万円、埼玉県草加市 零円、埼玉県越谷市 零円、埼玉県蕨市 零円、埼玉県入間市 零円、埼玉県鳩ヶ谷市 零円、埼玉県久喜市 零円、埼玉県八潮市 零円、埼玉県富士見市 零円、埼玉県三郷市 一万円、埼玉県蓮田市 零円、埼玉県坂戸市 零円、埼玉県幸手市 零円、埼玉県鶴ヶ島市 零円、埼玉県日高市 零円、埼玉県吉川市 零円、埼玉県ふじみ野市 零円、埼玉県三芳町 零円、埼玉県毛呂山町 一億二千八百五十一万四千円、埼玉県越生町 零円、埼玉県滑川町 零円、埼玉県嵐山町 零円、埼玉県小川町 零円、埼玉県川島町 零円、埼玉県吉見町 零円、埼玉県鳩山町 零円、埼玉県ときがわ町 一億五千四百三十一万一千円、埼玉県横瀬町 零円、埼玉県皆野町 零円、埼玉県長瀬町 四百五十五万五千円、埼玉県小鹿野町 千万円、埼玉県東秩父村 六千八百三十二万五千円、埼玉県美里町 零円、埼玉県神川町 百六十三万三千円、埼玉県上里町 零円、埼玉県寄居町 零円、埼玉県宮代町 零円、埼玉県白岡町 一万円、埼玉県杉戸町 零円、埼玉県松伏町 零円、福岡県添田町 零円

導、注意については規定されていない。
これらの国の関与のうち、助言、勧告、是正の要求又は指示であつて、平成二十一年度及び平成二十二年(平成二十二年十一月十日まで)において、一について述べた地方公共団体に對して総務省から個別に行つたものとしては、市民税の減税の実施により市町村民税の税率が標準税率未満となつた名古屋市の對して、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債に係る許可予定額の通知に際し、「引き続き、世代間の負担の公平のより一層の確保」に配慮するよう助言したものである。
これに對し、名古屋市においては、世代間の負担の公平を確保するため、減税による減収額を上回る行政改革等に取り組んでいと承知している。
四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一について述べた総務省顧問の経歴等にかかわらず、地方交付税の交付等については関係法令等に基づき適切に行つてゐる。
五について
総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)第三百三十九条第一項に基づき、総務省顧問に任命された者のうち、地方公共団体の長又はその経験者について、それぞれ①氏名、②就任日、③離任日をお示しすると、次のとおりである。

- ① 上田清司 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十一年十二月十一日
① 嘉田由紀子 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 河村たかし ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 釘宮馨 ② 平成二十一年十月三十日 ③ 平成二十二年十月五日
① 達増拓也 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 露木順一 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 寺島光一郎 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 中田宏 ② 平成二十一年十月三十日 ③ 平成二十二年四月九日
① 中村時広 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 橋下徹 ② 平成二十一年十月三十日 ③ 平成二十二年十二月十一日
① 古川康 ② 平成二十一年十月三十日 ③ 平成二十二年十月五日
① 松沢成文 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年十月五日
① 山田宏 ② 平成二十一年十月三十日 ③ 平成二十二年四月九日
① 山本文男 ② 平成二十一年十月三十日
③ 平成二十二年三月十五日
また、旧自治省においては、特別顧問の設置に関する省令(昭和四十年自治省令第二十九号)

第三条又は特別顧問及び参与の設置に関する省令(昭和五十九年自治省令第十五号)第二条第二項に基づき、特別顧問を任命しており、特別顧問に任命された者のうち、地方公共団体の長又はその経験者について、それぞれ①氏名、②就任日、③離任日をお示しすると、次のとおりである。

① 桑原幹根 ② 昭和五十二年九月二十七日
③ 昭和五十四年九月二十六日
① 桑原幹根 ② 昭和五十五年一月二十四日
③ 昭和五十七年一月二十三日
① 桑原幹根 ② 昭和五十七年一月二十四日
③ 昭和五十九年一月二十三日
① 桑原幹根 ② 昭和五十九年三月一日 ③ 昭和六十一年二月二十八日

なお、特別顧問に任命された者のうち、旧地方官制(大正十五年勅令第四百七号)に基づく勅任の府県知事の経験者について、それぞれ①氏名、②就任日、③離任日をお示しすると、次のとおりである。

① 三好重夫 ② 昭和五十二年九月二十七日
③ 昭和五十四年九月二十六日
① 三好重夫 ② 昭和五十五年一月二十四日
③ 昭和五十七年一月十八日
① 林敬三 ② 昭和五十五年一月二十四日
③ 昭和五十七年一月二十三日
① 林敬三 ② 昭和五十七年一月二十四日
③ 昭和五十九年一月二十三日
① 林敬三 ② 昭和五十九年三月一日 ③ 昭和六十一年二月二十八日

① 林敬三 ② 昭和六十三年六月一日 ③ 平成二年五月三十一日

六について

総務省顧問については、総務省組織規則第三百三十九条に基づき、その所掌事務のうち重要な施策に参画いただく必要性があると判断した場合に、適切に任命している。また、四について述べたように、総務省顧問の経歴等にかかわらず、事務の遂行に当たっては関係法令等に基づき適切に行っている。

地域生活定着支援センターに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月八日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

地域生活定着支援センターに関する質問主意書

刑罰を終えた刑余者の社会復帰をサポートするため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」の設置が進められている。刑罰を終えても仕事がなく自立生活が困難なために、再犯に走ってしまうケースが多いことから、こうした施設で社会復帰を支援することが有効である。早期の施設整備と制度の拡充を求める立場から、以下のとおり質問する。

一 「地域生活定着支援センター」は厚生労働省を中心に、法務省や都道府県、警察組織、民間の支援があつてこそ、円滑な支援事業が実現できる。政府部内、地方自治体、民間の連携体制の実情を明らかにすると同時に、一層の連携強化に向けた政府の方針を明らかにされたい。

二 「地域生活定着支援センター」に対する予算措置は、一施設あたり千七百万円程度であり、社会福祉士など三人程度の人件費にしか充当できない。これでは十分な支援業務が困難だと考えるが、予算措置と人員配置の拡充について政府の見解を明らかにされたい。

三 高齢者や障がいのある刑余者は、「地域生活定着支援センター」のサポートを受けるのが困難なため、民間の障がい者支援施設・就労支援施設に頼らざるを得ない。ところが、そうした民間施設には財政支援がほとんど行われないと側聞している。民間の支援施設が事業を円滑に継続するためには財政支援が欠かせないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年十一月十六日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの連携体制の実情については、地域生活定着支援センター(以下「センター」という。)が、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害を有するために社会で自立した生活を営むことが困難な受刑者等(以下「自立困難受刑者等」という。)に対し、福祉サービス等の利用に向けた支援や社会福祉施設等への受入れの調整(以下「福祉サービス等の利用に向けた支援等」という。)を実施するに当たり、適宜、民間団体、福祉事務所等との間で、その実施方法について協議を行うなどの連携が図られているところである。また、自立困難受刑者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、刑事施設、少年院、保護観察所、センター、地方公共団体の福祉関係部局等の職員が参加する連絡協議会を都道府県単位で開催し、関連する福祉サービス等や受入先となる社会福祉施設等の状況についての情報交換等を行っているところである。

厚生労働省としては、今後とも、これらの連携が円滑に進むよう、支援してまいりたい。

二について
厚生労働省としては、今後とも、センターの業務が円滑に実施されるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

三について

自立困難受刑者等については、センターが、

福祉サービス等の利用に向けた支援等を実施するのに対し、障害者支援施設等は、必要に応じ、具体的なサービスの提供を行うものであり、御指摘の「高齢者や障がいのある刑余者は、「地域生活定着支援センター」のサポートを受けるのが困難なため、民間の障がい者支援施設・就労支援施設に頼らざるを得ない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、刑事施設等を出所等した障害者に対する支援を行う障害者支援施設等については、障害福祉サービスに係る報酬の加算や障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付により、財政支援を行っているところである。

明治三十五年三月二十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円